



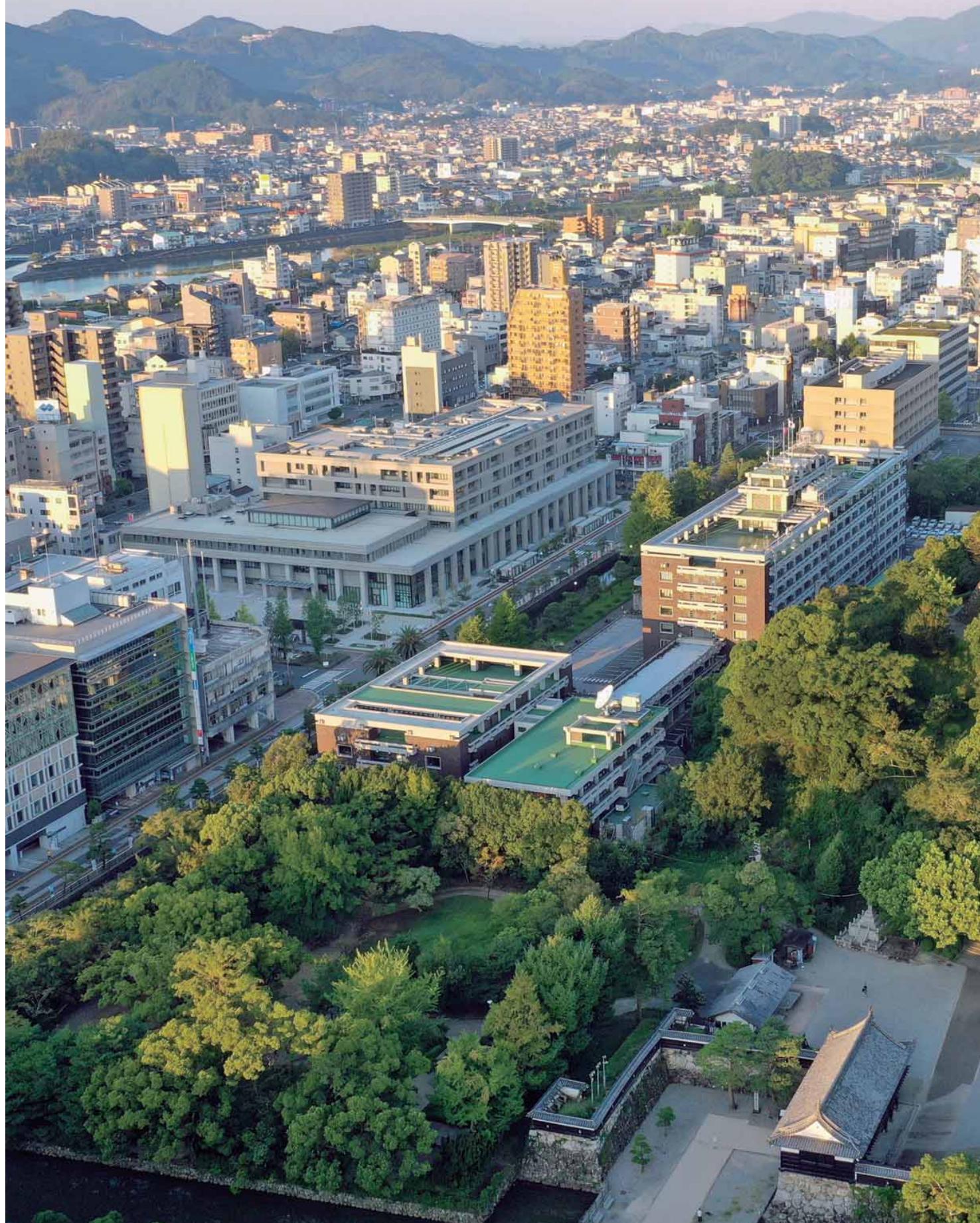
土地家屋調査士制度制定70周年記念



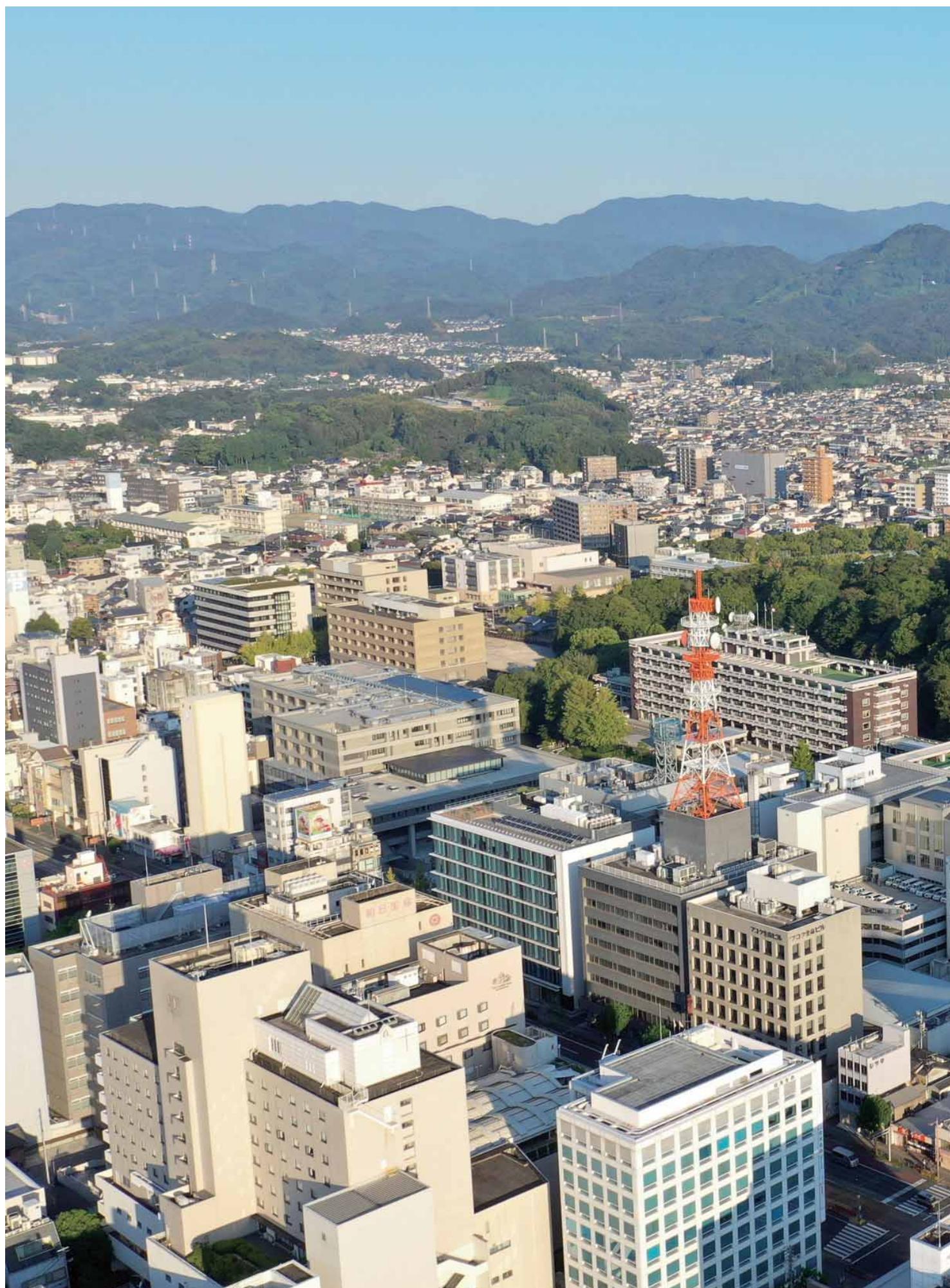
高知県土地家屋調査士会
会報 Vol.54 2021.1



土地家屋調査士制度制定70周年記念事業にて寄附登記(建物表題登記)を行いました高知市役所、
それと高知県庁及び土佐のシンボルである高知城を同じフレームで撮影いたしました。













目次 | CONTENTS

土地家屋調査士制度制定70周年記念誌 会報 No.54

ドローン撮影写真

祝　辞

8	土地家屋調査士制度 70 周年を迎えて	田邊 満夫
10	祝　辞	岡本 高至
12	祝　辞	濱田 省司
13	祝　辞	岡崎 誠也
14	祝　辞	板原 啓文
15	祝　辞	中尾 博憲
16	創立 70 周年に思う	東川 正弘
17	土地家屋調査士制度発足 70 年によせて	西森 裕保

土地家屋調査士制度制定 70 周年を迎えて

20	公益社団法人 高知県公共嘱託登記 土地家屋調査士協会 理事長	泉 清博
22	政治連盟 会長	田岡 孝浩
24	総務部長	井上 拓也
26	連合会・社会事業部長	三田 哲矢
27	業務部長	前田 昌利
28	研修部長	村山 修一
29	財務部長	佐野 巧也
30	広報部長	岡林 友紀
32	境界問題 ADR センターこうち センター長	山崎 亮介

33	「自叙伝」	高知支部長 松坂 諭志
35		東支部長 橘 秀明
36	「思い出」	須崎支部長 太田 泰昭 (文: 松坂 奈美)
37	「開業より4年」	幡多支部長 西尾 是志
39	「回顧録」	野口 和秀

41	新入会員あいさつ	岡村 悟
----	----------	------

42	“丑年”生まれのアンケート	
----	---------------	--

44	高知県土地家屋調査士会会則	
----	---------------	--

69	令和2年8月1日から施行された改正法	
----	--------------------	--

74	歴代会長・副会長	
----	----------	--

土地家屋調査士制度制定 70 周年記念スペシャル企画

- 76 | 特別対談① 加藤敏仁 × 芝 亮省
84 | 特別対談② 漁師 明 × 有光壮太 × 江口揚亮

91 | お宝写真館

会員名簿

- 94 | 会長・副会長・常任理事
95 | 名誉会長・相談役
95 | 高知支部
100 | 東支部
102 | 須崎支部
103 | 蛇多支部
104 | 事務局職員

105 | 公益社団法人高知県公共嘱託登記土地家屋調査士協会の研修旅行
鹿児島縦断3日間の旅

107 | 高知県土地家屋調査士会主催ソフトボール大会 回顧録

118 | 高知県土地家屋調査士会作成 広報グッズ・広告紹介

120 | 土地家屋調査士制度制定 70 周年記念事業
「登記制度創造プロジェクト」

122 | 第 11 回 全国一斉不動産表示登記無料相談会

123 | 令和2年度 表彰受賞者

124 | 事務局だより

| 広告

| 編集後記

土地家屋調査士制度70周年を迎えて

会長
田邊満夫



会員の皆様並びに、この会誌をご覧の皆様には、平素からお世話になっております。また当会の会務運営にご理解ご協力をいただき誠にありがとうございます。

今回、高知県土地家屋調査士会として、70周年記念誌を発刊する運びとなりました。

僭越ながらこの誌上をお借りいたしまして「時代の変化」「先人に対する感謝」そして、「土地家屋調査士という職種の使命」という観点で思うところを述べさせていただきます。

20年前の50周年の時にも同じような記念誌を発刊しております。その中で当時の中平会長の挨拶文に「昨今、PCの発達が目覚ましい」との内容がございました。

私はその当時から現在に至るまでに、二つの大きな波が来たのではないかと考えております。一つは、スマートフォンの普及により、私たちの生活が一変したことあります。

手の中のスマートフォンが一部PCの役目を担い、カーナビになり、動画を見るディスプレイとなり、さらには遠くに住んでいる家族ともコミュニケーションが取れる、こんな便利なツールが短期間でこの様に実用化されるとは、20年前には想像すらできなかったのではないでしょうか。

さらに、これから通信速度が5Gに移行することも踏まえ新たな技術革新が予測されるわけですが、今回のコロナ禍もスマートフォンの登場とは違う意味での影響をもたらしていると感じます。

土地家屋調査士の業務においても「オンライン申請」や「登記情報提供サービス」などが仕事のやり方に大きな変化をもたらしています。さらには、会誌の9月号掲載に、当会三田副会長が寄稿されている「カルテMap」の利用や、四国ブロック協議会で行っている「テレビ会議」なども新しく進化しているところでございます。

「人は一度楽を覚えたら、もう元の生活には戻れない」

これは世の常ではないでしょうか。

少なくとも、今から20年後の世の中で「固定電話」が幅を利かせていることはないと思いますが、次の周年誌発行の時にどの様な時代になっているのか楽しみです。

話は変わりますが、今回この挨拶文を作成するにあたり、「日本を測る人びと」という本を読み返してみました。

概要を紹介しますと、土地家屋調査士法制定運動の発端から制度制定までの汗と涙の

記録が記されている名著であります。

資格そのものが存在しなかった戦前、いったん戦争の混乱で中断したものの、戦後、有力な政治家の協力も得て請願運動を展開、そして、昭和25年に議員立法により「土地家屋調査士法」が成立した過程がドラマの様に書かれています。読み進むにつれて私も熱い気持ちになり、あらためて諸先輩の方々に感謝いたします。

諸先輩の方々の献身的なご努力により、全国組織である、全国土地家屋調査士会連合会が設立され、高知県土地家屋調査士会も、10月15日に設立されました。

当初は任意加入団体でしたが、その後、強制加入団体となり、昭和42年12月25日、高知県土地家屋調査士会も登記されました。そして、ともに70周年を迎えることができました。

さて、ここで私たち高知県土地家屋調査士会が、この記念誌以外で行っている「70周年記念事業」について紹介させていただきます。

まずは、高知市役所本庁舎の新築に伴い、記念寄付事業として建物の表題登記を行いました。その調査の際に上空からドローンで撮影した映像も寄贈し、コロナが終息した際にはロビーのディスプレイで公開予定です。また、その行為に対して高知市より感謝状も戴いております。

もう一つ、高知県内の33市町村をじかに回り、以下の協議提案をいたしました。

・空き家問題　・所有者不明土地問題　・災害時の協力体制　・調査士不在地域での対策についての4点ですが、残念ながら現在のコロナ禍の影響により進展していません。

最後に、土地家屋調査士法の一部改正が施行され、今まで「目的」であった第一条に「土地家屋調査士の使命」に関する規定が新設され、懲戒権者が「法務局又は地方法務局の長」から「法務大臣」になったことで、職業としての社会的責任も高まっております。私たちはこの70周年を契機に研鑽に励み、専門分野の知識と技術を向上させ、時代の変化に順応してまいりたいと思います。

今後ともよろしくお願ひいたします。

祝　　辞

高知地方法務局長
岡　本　高　至



土地家屋調査士制度制定並びに高知県土地家屋調査士会創立70周年を迎えるに当たり、記念誌が発刊されるに当たり、一言お祝い申し上げます。

皆様御承知のとおり、昭和25年に、それまで税務官署が所掌していた土地・家屋に関する台帳事務が法務局に移管されると同時に、それらの事務の担い手となる専門資格者の制度として土地家屋調査士制度が設けられ、70年が経過しました。

この土地家屋調査士制度が今まで着実に充実・発展してきましたのも、会長を始めとする会員の皆様が、土地家屋調査士としての社会的使命を十分に御認識され、国民の期待に真摯に応えてこられたからであり、その御尽力と御精進に対して深く敬意を表します。

また、平素は、高知県土地家屋調査士会の会員の皆様におかれましては、当局の局務運営に御理解をいただくとともに、不動産表示登記制度の適正・円滑な運用に格別の御支援・御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

まず、筆界特定制度につきましては、平成18年1月の制度施行以後、当局では、筆界特定登記官を中心とする筆界特定室を設け、管内登記所の職員を筆界特定補助職員に指定するなど、処理体制を整備しているところです。会員の皆様におかれましては、筆界調査委員として、また、申請代理人として、その豊富な経験と専門的知見に基づき、多大な御協力をしていただいているところです。

次に、表題部所有者不明土地解消作業につきましては、昨年5月17日に成立した「表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律」に基づき実施するもので、歴史的経緯により不動産登記簿の表題部所有者欄の氏名又は名称及び住所の全部又は一部が正常に記録されていないものについて、その登記及び管理の適正化を図るために必要となる措置を講ずることを目的としています。具体的には、このような変則的な登記についての所有者の探索のために必要となる調査権限を付された登記官が、必要に応じて指定された所有者等探索委員と連携して所有者の探索を行い、その結果、所有者を特定できた場合は、登記に反映させることになります。会員の皆様には、所有者等探索委員として本作業に関与していただいているところであります。

高知県土地家屋調査士会の会員の皆様には、筆界特定調査委員、所有者等探索委員など、

それぞれの制度の円滑な運営に御尽力いただきしており、引き続き貴会及び会員の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

最後に、登記申請のオンライン利用の促進については、オンライン利用の利便性向上に向けた制度面やシステム面の改善を実施し、行政手続の簡素化・効率化に取り組んでいるところですが、昨年11月11日から、表示に関する登記の申請の代理を業とする土地家屋調査士等が代理人として電子申請の方法により表示に関する登記の申請又は嘱託をする場合において、不動産登記令第13条第1項に基づき添付情報が提供されたときは、原則として、添付情報の基となった書面の提示を求めない取扱い（いわゆる調査士報告方式）が開始されておりますので、会員の皆様には、これまで以上にオンラインの利用の促進につき御協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、高知県土地家屋調査士会のますますの御発展と、会員の皆様が、その専門職能を発揮されることにより、より一層御活躍されますことを期待いたしますとともに、皆様方の御健勝と御多幸を心から祈念いたしまして、お祝いの挨拶とさせていただきます。

祝　　辞

高知県知事
濱　田　省　司



土地家屋調査士制度制定 70周年を迎えるにあたり一言お祝いを申し上げます。

このたび、不動産の表示に関する登記手続の円滑な実施に資するとともに、不動産に係る国民の権利を明確にすることを目的とした土地家屋調査士法施行並びに高知県土地家屋調査士会創立70周年を迎えられましたことをお喜び申し上げます。

貴会におかれましては、不動産の表示登記に関する専門家として、県民や行政機関等が抱える諸問題の解決にご尽力をいただいているところです。中でも、全国的に問題となっている所有者不明土地の対応については、昨年 5月 17日に成立した「表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律」に基づき、調査等を行っていただくなど、公共用地の円滑な取得に寄与していただいており、心より感謝申し上げます。

会員の皆さま方には、引き続き、地域に密着し、日常的に登記行政を支えるなかで、これまで培ってこられた豊富な知識や高度な専門性をいかんなく発揮されることを大いに期待しております。

最後になりますが、貴会のますますのご発展と、会員の皆さま方のご健勝、ご活躍を心より祈念し、お祝いの言葉といたします。

祝　　辞

高知市長
岡　崎　誠　也



「土地家屋調査士制度」が1950年（昭和25年）7月31日に制定されましてから、今年で70周年を迎えることを心からお祝い申し上げます。また、高知県土地家屋調査士会では、この度70周年記念増刊号として「70周年記念誌」を刊行されますことをお慶び申し上げます。

本制度は、不動産を取り扱う土地家屋調査士のしくみとして、「土地台帳」及び「家屋台帳」の調査員制度の流れを継承・発展してまいりました。

本市では、安全・安心のまちづくりを目標に、重要課題である南海トラフ地震対策に取り組んでいます。近年では2011年の「東日本大震災」や2016年の「熊本地震」をはじめ、全国各地で多くの地震が発生し、甚大なる被害が伝えられる中、今後30年以内に発生する確率が70～80%とされる南海トラフ地震も、いつ起こってもおかしくない状況であります。

さらに、台風や線状降水帯による集中豪雨がもたらす土砂災害や家屋浸水・道路冠水などの大規模な災害が、毎年のように各地で発生しています。

現下の新型コロナウィルス感染症禍と合わせ、地方都市を取り巻く社会経済情勢は、極めて厳しい状況が続いております。

こうした中、土地家屋調査士の皆様には、本市が実施する地籍調査事業や土地区画整理事業・道路事業などの多くの公共事業の推進に加え、災害などの不測の事態時における円滑な対応や迅速な復旧復興の取組などにも、深くご理解・ご協力をいただきながら、多大なご貢献をいただいており、重ねて感謝申し上げます。

土地家屋調査士制度の制定以来、培われてきました土地家屋に関する専門家としての知識とご経験は、悠久のあゆみとともに、この先も脈々と受け継がれていかることと存じます。

結びに、土地家屋調査士の皆様方の今後ますますのご活躍・ご健勝を祈念いたしまして、お祝いの言葉とさせていただきます。

祝　　辞

土佐市長
板 原 啓 文



高知県土地家屋調査士会の創立70周年、誠におめでとうございます。

戦後間もない昭和25年、土地家屋調査士法が施行され、関係各位の並々ならぬご努力により同年10月に調査士会が設立されて以来、70周年という節目を迎えたことに心からお喜びを申し上げます。

70年の間には、幾多の関連法改正、調査測量技術の進歩、そして生活様式や時代の変遷による市民意識の多様化等の中にあって、貴会は、会員の皆様の研鑽努力を支えられ、不動産表示登記制度における調査士の皆様の社会的信頼を勝ち得ておられることに、心から敬意を申し上げます。

本市におきましても、土地の境界等行政事務を中心に多大なお世話になっておりますことに、改めてお礼申し上げます。特に、一昨年、長年整理が求められながらできていなかった法定外公共財産管理事務取扱要綱整理に当たりアドバイスをいただきなど、貴会には本市政運営上重要なご支援も賜って参っておりますことに重ねてお礼申し上げます。

さて、大変恥ずかしいことですが、本市は国土調査が大変遅れており、一方で土地の境界について認知しておられる市民も高齢化の中で少なくなる状況から、境界を巡る争いが潜在しており、随所で顕在化している状況があります。また、地図混乱地なども幾多ございます。そういう事情もあって、今後ともお世話にならねばならない事例も多々起こってくるものと存じます。今後ともよろしくお願ひ申し上げます。

私事ですが、私も土佐市役所職員時代に独学で数回調査士試験にチャレンジし、昭和57年にやっと合格した経験を持つ者でございます。今は昔の話ですが、皆様の業務の重要性と、業とされる方のご苦労も若干は分かるものと思っております。

そういう思いも込めて70周年を改めてお祝い申し上げると共に、今後ますますのご隆盛を祈念申し上げ祝辞といたします。

祝　　辞

四万十町長
中尾博憲



土地家屋調査士制度制定70周年を記念して、一言お祝いのご挨拶を申し上げます。

改めまして、土地家屋調査士制度制定70周年、誠におめでとうございます。

土地家屋調査士会の皆様には、県内各地で土地家屋調査士業務にご精励され、国土の開発、地域振興の推進にご尽力を賜っておりますことに、衷心より感謝を表すものであります。

本町にも、2事業所の土地家屋調査士事務所が開設されておりまして、町行政はもとより民間事業者や町民の様々な案件に応えていただいておりますことに、地元首長として改めて感謝を申し上げます。

さて、本年7月31日で制度制定から70周年を迎える土地家屋調査士制度の起源は、明治時代に税務署に配置されていた土地調査員にさかのぼり、土地や不動産をめぐる長い年月の中で確立された歴史のある資格と聞いております。その歴史は、昭和25年7月31日に土地家屋調査士法が制定され、今年で70年が経過したところです。

制定された昭和25年は、まだまだ戦争の復興真っ只中であり、焼け野原となった都心、全国の戦争による被災地の復興、そして新たな国づくりを推進する中で、土地家屋調査士の皆さんのがんばりは、大変大きく重かったものとご推察申し上げますとともに、経済大国日本の繁栄にご貢献いただいたものと深く敬意を表します。また引き続き、高度経済成長期におきましても不動産登記の専門家としてご活躍をいただき、今の日本の発達があるものと深く認識しているものであります。

私事になりますが、私も昭和50年代に法務局で知り合った方が土地家屋調査士事務所を開業されたときに非常に魅力を感じ、測量資格を取得し土地家屋調査士を志していたことがあります。私自身、憧れの仕事であったことは言うまでもありません。

これからも、社会の変革とともに土地家屋調査士に大きな期待が寄せられている状況にありますので、今後におかれましても、そうした地域の期待に応えられるようにご活躍をお願い申し上げます。

結びに、土地家屋調査士会員の皆さまのご健勝・ご多幸と、土地家屋調査士連合会の一層のご発展をご祈念申し上げ、ご挨拶といたします。

創立70周年に思う

元会長
東川正弘



このたび令和2年7月付けをもって現会長の田邊満夫先生から70周年記念会報の原稿依頼を頂いた。

確か40年前にも、当時は執行部の一員として、同じような経験をしたことを思い出した。そこで参考のため当時の記念誌を出してみて驚いた。そのトップにある執行部の面々の写真で、存命の方は当時の会長須賀務先生と副会長の小生2人だけ、他の6名の方々は全て逝去されていた。その他記念誌の紙面を飾って頂いた面々は、当時の会員諸氏をはじめ法務局担当官など、殆どこの40年間に残念ながら鬼籍に入られた方が少なくない。

正に過ぎ去って振り返って見れば、時の流れは一瀉千里の感がある。

その意味では、このような周年記念誌の意義は大きく、瞬時に過ぎ去る時代の流れを、時に受け止め、時に進歩や反省を繰り返す「よすが」ともなるであろう。私は生きてきた証しを知る、縁ある人々に、例えば下手くそな著書や新聞投書、似顔絵、それにCDなどを残している。もとより死後の自分には無意味な事にはなろうが、そのことを考える時間だけが自分への楽しみである。

会長さん始め会員各位のご活躍と高知県土地家屋調査士会の益々の発展を祈ってやまない。



土地家屋調査士制度発足70年 によせて

元会長
西 森 裕 保



土地家屋調査士制度発足70年。誠におめでとうございます。

記念誌寄稿文のお声がけがありましたが、日頃感じております事柄について一筆取らせていただきました。

はじめに

私たちは、登記制度の役割の中の不動産客体の表現者であります。

この表現は、不動産の表示公示ともいわれ、適正で、規律正しく表現されることで国が責任を負うものとなっております。この表示公示制度は、本来であれば国が行う必要があるものですが、甚大な時間と労力そしてお金がかかりますので、国は国民の力を活用する方法を制度化しております。その仕組みは、益を得ようとするものによる申請主義です。その中でも表示公示制度は不動産所有者に申請義務を負わせ、一定の期間までに申請を行わないときは過料金まで徴収する仕組みとなっております。国の身勝手な理屈と言えば言えなくもありませんが、現実はそのような法整備となっております。

この背景にあるのは、「課税の適正性・公正性」であります。戦後の税制は、国税として国に集中しておりました税の徴収権を整理して地方税に分散したことから始まりました。いわゆる「シャウプ勧告」に基づく国家形成であります。戦後の統治は、地方自治法を法制し、地方自治の財政基盤とする固定資産税の徴収権を地方自治体に移管しました。このためには課税対象物の不動産の適正な把握が求められました。特に建物については、充分な台帳整理ができておりませんでしたので、国が地方公共団体に命じて強制的に課税台帳を整えました。この時に行われた建物調査が現在の建物表題部に残されております。それは、住所が書かれていなくて氏名のみが書かれている表題部所有者欄の建物であります。

土地については、明治政府が私有財産制度を整え地租税徴収をしておりましたので、古くから課税台帳は整備されておりました。戦後は、農地改革により新たな課税台帳が整理されました。このようなことから課税客体である土地・建物の適正な調査や課税漏れをなくすためには、その調査を担当する者を国が認定する必要が生じました。それが土地家屋調査士であります。驚くことに土地家屋調査士法は、議員立法として発議されております。戦後の混沌とした政治状況の中で発議されたもので、土地家屋調査士法の施行にあたってはGHQの認可を受けなければなりませんでした。その認可を受けた文書を皆さんもご覧になったことがあると思いますが、測量の文字は記載されておりません。あくまでも調査をする者として認定されております。このことは、測量は不動産調査の一つの技術で

しかないものと考えられていたと思われます。そのような背景で世に輩出された土地家屋調査士ですが、早くも70年の時間が経ちまして、広く国民の皆さんに親しみを持つて迎えられるところまで至ってきています。

私は、50周年の際に執行部役員を預かっておりました関係で、長野県で行われました連合会主催の記念行事にも参加したことがあります。本会においても50周年記念誌の編纂にかかわったこともあります。まさか70周年の記念誌に投稿するなど思ったこともありませんでしたが、機会を与えていただきましたので、つたない論文ですがお読みください。

期待する表示公示制度について

国は、不動産の利活用の有用性を図る必要があるとして、昭和26年に「国土調査法」を制定しました。同法第1条（目的）は、「この法律は、国土の開発及び保全並びにその利用の高度化に資するとともに、あわせて地籍の明確化を図るため、国土の実態を科学的且つ総合的に調査することを目的とする。」と定めております。その一方で不動産登記法第1条（目的）は、「この法律は、不動産の表示及び不動産に関する権利を公示するための登記に関する制度について定めることにより、国民の権利の保全を図り、もって取引の安全と円滑に資することを目的とする。」となっております。このように並べてみると法の目的と目指すところに違いがあることが判ります。国土調査法は、地籍の明確化は手段であるとなっておりますが、不登法では、公示が目的となっております。私は日頃から国土調査法の「地籍の明確化」と不登法の「表示公示」は同じものであるべきだと思っております。それは、法の目的と法の期待感が異なっていても法の対象となるものは「不動産」です。それも憲法で保障されている「財産権」の客体物です。

そのことから推し進めて論ずれば、不登法の表示に関する申請においても以下の手続きが可能でなければならないものと思っております。

- ①地目変更登記と所有権登記名義人表示変更登記が一体となった、「地目変更・所有権登記名義人表示変更登記」
- ②分筆登記と所有権登記名義人表示変更登記が一体となった、「分筆・所有権登記名義人表示変更登記」
- ③合筆登記と所有権登記名義人表示変更登記が一体となった、「合筆・所有権登記名義人表示変更登記」
- ④地積更正登記と所有権登記名義人表示変更登記が一体となった、「地積更正・所有権登記名義人表示変更登記」
- ⑤分合筆登記と所有権登記名義人表示変更登記が一体となった、「分合筆・所有権登記名義人表示変更登記」

地目変更登記は、不登法第37条により変更があった日から1月以内に変更登記をしなければならないとなっております。当然第164条で申請義務懈怠により10万円以下の過料制裁が科されることとなります。ところが第64条の登記名義人の氏名等の変更の登記又は更正の登記等については、申請をすることができるとなっております。つまり、地目変更は過料制裁を科しているにも関わらず、所有権登記名義人表示変更には過料制裁が科せられていない。不登法は公示制度が国民の権利保全、取引の安全と円滑に資すとなっているにも関わらず登記名義人の氏名等の変更の登記又は更正の登記等は申請してもしなくてもよい

となっています。

「実務における地目変更は、所有者の住所に変更があるときでも住民票を添付しておけば登記ができるからよいのではないか」と思われる方もおいでるかもしれません。仮にそうであったとしても国民から見れば、「地目変更のときに住民票を添付したから登記住所の変更もできたものと思っている」と感じることが普通ではないかと思います。皆さんはどうに思われますか。

このような考え方で建物に関する申請事務を考えてみると同じことが言えると思います。

- ①建物表題部登記と所有権保存登記が一体となった、「建物表題部・所有権保存登記」
- ②建物表題部変更登記と所有権登記名義人表示変更登記が一体となった、「建物表題部変更・所有権登記名義人表示変更登記」

このような申請形態であっても登記を実行することは可能であるべきものと思います。この申請と現在行っている申請との相違は、登録免許税の納付ですが、登録免許税は申請と同時に納付することですので何ら問題ないことです。

「ワンストップサービス」の現代においては、登記も合理的で解り易い方式であるべきものと思っております。

私は、以前広報誌に次のような申請手続制度を新設すべきだと書いたことがあります。それは、「合分筆登記」です。この「合分筆登記」は、太田泰昭さんのお父さんから聞かされたものです。

太田さんは、香川保一先生の講演で聞いたようなお話しでしたが、「分合筆登記」ができるのであるから「合分筆登記」ができてもよいのではないか。「分合筆登記」の申請人は、申請地所有者ですので同一者ですが「合分筆登記」の申請人は、申請地所有者ですが同一者である必要はありません。異なる所有者による申請も可能となるものです。この「合分筆登記」論は、講師の説明によれば、この申請方式であれば関係者の協力で「地図訂正」をスムーズに行うことが出来るようになる。言い換えれば、「集団和解方式による地図訂正」ができることや時効取得による給付判決に基づく分筆登記と所有権移転登記も、一回の申請手続きにより完結できるようになるとお話しもあったようです。この「合分筆登記」論は、その後の私の登記論を一変しました。私は、登記手続きは現実に対応する方法であるべきものだと強く思うようになりました。

香川保一先生は、四国ブロック協議会の講演において、「土地の筆界は神のみぞ知る」と言われました。私は、「神のみぞ知る筆界をどのようにして見つければよいのでしょうか」と尋ねたことがあります。そのとき講師は、「それを見つけるのが土地家屋調査士の仕事です」と言われました。そのような「神しか知らない筆界」について紛争があれば、その解決を登記手続きで行う方法として「合分筆登記」があってもよいのではなかろうかと強く思うようになりました。

この記念誌寄稿文を閉じるにあたり、これから土地家屋調査士制度を背負っていかれる皆さんにお伝えしておきたいことがあります。それは、国民にとっての不動産の表示公示とはどのようなものであるべきか。よりよい公示方法とは、不登法手続きが簡明で、簡潔で、公正に行われることにあることを追及して欲しいということです。

つたない文面でしたがお読みいただきましてありがとうございました。

III 土地家屋調査士制度制定70周年を迎えて〔役員〕



70周年に寄せて

公益社団法人 高知県公共嘱託登記
土地家屋調査士協会 理事長
泉 清 博

土地家屋調査士制度70周年、おめでとうございます。

私は昭和57年4月の開業ですが、昭和53年から伊野町で補助者をしていた期間も含めれば早いもので41年もこの業界に在籍しているんだなと思うと、なかなか感慨深いものがあります。

私が補助者の頃はまだ司法書士会との合同の事務所が升形の電車通り沿いにありました。当時は申請書から添付書類に至るまで調査士会の販売する用紙を使用することになっていたので用紙を買いに事務局に出入りしましたが、当時は司法書士会との合同事務局ものんびりしたもので、魚屋のように天井からザルがぶら下がって釣り餌の支払いをしていました。事務所は古くすぐ後で現在の司法書士会館に司法調査合同会館を建設、移転しています。

補助者になってすぐの登記法や調査士制度も分からぬ時に、高松管区で17条（現14条）地図作製モデル作業が行われ、皆で視察に行きました。調査士補助者の分け隔てなく先輩が可愛がってくれ、居心地の良い仕事に着いたなあと思いました。

私の開業した当時は、会員数が165人も居て個性的な大先輩が沢山いました。会長は当時は歴代司法書士と両資格者で、私が開業した時の須賀会長は会務に厳しい会長で、副会長以下役員が会長と目を合わせると仕事を言いつけられるため、会長の事務所の前を避けて会館に顔を出していました。我々、若手にはざっくばらんに声をかけてくれる優しい会長でしたが…。

しかし、須賀会長の熱い理念は「高知県土地家屋調査士会地図混乱地域解消規則」を制定しています。当時、法務省の地図混乱地域解消作業は「混乱した地図を閉鎖して基準点のみを設置し、申請人が地積更正して地図に記入して行けば将来地図ができるだろう」という他力本願なものでしたが、市民の負担と誤差の問題、公図が閉鎖された弊害を避けるため、土地家屋調査士会（当時、公嘱協会は存在していない。）と土地所有者、行政が一体となって契約を交わし解消に取り組むというもので、全国から注目されていました。

これを初めて実施したのが高知市長浜の向山団地であり、その後、いくつかの団地がこの規則により地図訂正が行われています。

また、昭和56年には17条地図作成モデル作業が香美支局で実施されました。ちょうどその頃、コンピュータが導入され始め、このモデル作業が全国初の全点座標求積による17条地図作成作業となりました。今でこそ当たり前ですが、平板による三斜求積が当たり前の時代に、大阪のJEC（現ニコントリンブル）の協力を得て完成させたものです。交点計算指示書を急ぎの時は大阪に空輸していたとの事ですから、いかに大変な事業であったかが分かります。

当時の17条地図は法務局の予算も低く、他県では「受託したら交通事故と思って我慢しろ」と言われていましたが、高知ではコンピュータや光波距離計がそれを契機に普及し、技術力が大幅に向上するきっかけとなりました。

そして昭和60年。第102国会により不動産登記法の一部改正があり、全国に公共嘱託登記土地家屋調査士協会が設立され、官公署の嘱託登記を受託する体制が整います。

平成7年に酒の席で後の中平会長が「若い者に帰属意識を持たせるために公嘱協会で交通事故に自ら当たりに行こう」と17条受託を言い出し、当時、同地区に医療センターの新設と、高知新港およびそれに伴う県道の新設があり複数の事業費を獲得できるという考えから、(ほとんど酒の勢いで)山林部分を含む高知市池地区1.6平方キロを実施することになったのです。全公連総会で「一部の県が赤字覚悟で受託するから単価が上がらない」と批判されました。今とは隔世の感があります。

特に若手が中心となって山頂に2級、3級基準点を皆で作るため、人海戦術により30kg以上のセメントや砂、砂利、水を背負子に背負って山道を運びました。14条地図でGPSによる基準点測量を、外注せずに全部社員で実施したのも日本初でした。

当時まだGPS衛星は18個しか上がっていなかった為観測できる時間が限られ、クリスマスイブの前後、真夜中に登山して夜明けに観測する日々が続きました。

90分の観測時間中に集合して山中で行う鍋パーティーは今も楽しい思い出です。(この基準点測量には当時高校生だった岡林友紀さんがお父さんに連れられて参加しています。)

我々土地家屋調査士が集団で基準点測量から実施したという実績は、官公署から高く評価され、高速道路の用地取得に関する地図訂正業務や国鉄の民営化に伴う国鉄精算事業団の業務につながり、公嘱協会が地図に関わっていくことの重要性を実感しました。

現在、一般競争入札により単価的に厳しい状態が続いているが、高知では今後も新進の精神を持って、次世代にバトンを渡していくことを願って止みません。

III 土地家屋調査士制度制定70周年を迎えて〔役員〕

土地家屋調査士制度制定70周年を迎えて

政治連盟 会長

田 岡 孝 浩

土地家屋調査士制度制定70周年、誠におめでとうございます。私自身も入会以来、会員として会務等の活動に参加させていただき、70周年の歩みの一部に関わられたことは、大いに喜びとするところです。寄稿にあたり数年ぶりに50周年記念誌を拝読し、制度の発展にご尽力された諸先輩方のご苦労を察するとともに、感慨を新たにしました。

皆様周知のこととは存じますが、日本土地家屋調査士連合会及び各土地家屋調査士会は、土地家屋調査士制度の維持発展の為に必要な政治的活動をすることが制限されております。その状況を打破すべく設立されたのが、我々高知県土地家屋調査士政治連盟であり、公職選挙法及び政治資金規正法に基づき政治的活動を行い、土地家屋調査士制度の維持発展を念頭に設立年の平成13年から活動を続け現在に至っております。

会員の皆様方におかれましては、日頃より私どもの活動成果が不明瞭との叱咤を受けておりますが、政治連盟の活動にご理解いただけているものと感謝申し上げます。

さて、我々土地家屋調査士に対する規制も落ち着き、2020年に開催予定の東京オリンピック景気の影響もあり経済が右肩上がりになってきた矢先の新型コロナウイルスの流行。それによる突然の日本経済失速といった予想もしていなかった状況に翻弄され、我々調査士業界のみならず全国民が厳しい状況に置かれている中、土地家屋調査士には法改正により更なる重責が課せられました。

新型コロナウイルスが猛威を振るいだす前の令和1年6月6日、「司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律」が可決されました。この法律に対する私ども政治連盟の活動として、法務委員会のなかで衆参両議院70名の法務委員の国会議員の方々に土地家屋調査士制度の説明等を重ねたことは、法改正に大きな役割を果たしたのではないかと感じております。なかでも、土地家屋調査士法第一条の改正は特筆すべき事項ではないかと考えます。

(改正前)

この法律は、土地家屋調査士の制度を定め、その業務の適正を図ることにより、不動産の表示に関する登記手続の円滑な実施に資し、もつて不動産に係る国民の権利の明確化に寄与することを目的とする。

(改正後)

土地家屋調査士は、不動産の表示に関する登記及び土地の筆界を明らかにする業務の専門家として、不動産に関する権利の明確化に寄与し、もつて国民生活の安定と向上に資することを使命とする。

このように使命規定が盛り込まれたことは、国民が期待する使命を持つ職能集団として律せられたわけであり、誠に感慨深いことではないでしょうか。

その他、懲戒権者を法務大臣に変更（調査士法42条等）、除斥期間を新設（調査士法45条の2）、戒告処分における聴聞を保障（調査士法44条3項）等々の改正を見ましても、土地家屋調査士の社会的使命が公認されたといつても過言ではないでしょう。

これらの法改正により我々土地家屋調査士に課せられた社会的使命の重さは、更なる自己研鑽並びに慎重さが求められていることはもとより、土地家屋調査士に対する期待の表れではないかと感じております。

このほか、何年かの活動の結果、令和2年2月に国の公共調達にかかる入札業種区分の役務の提供分野に「登記業務等」の区分が設けられ、土地家屋調査士、司法書士が初めて公共調達の受け皿として公に認められることになりました。それに加え、全オンライン実施となる資格者代理人制度が司法書士に先駆けて土地家屋調査士に導入されることになりました。以上のことから肃々とではありますが、私どもの活動が土地家屋調査士制度の発展の一助を担えているのではないかと考えております。

これからも私ども政治連盟は、日調連、全公連と連携を密にしながら土地家屋調査士制度の維持発展のための活動に努めてまいりますので、引き続きご協力、ご支援のほどよろしくお願い申し上げます。

いつの日か令和も終わりを迎える、新たな時代へと移り変わりゆくと共に世の中の状況も大きく変わっていくことでしょうが、その中においても土地家屋調査士制度がさらに充実・発展していくことを信じるとともに祈念いたします。

III 土地家屋調査士制度制定70周年を迎えて〔役員〕**70周年を迎えて**

総務部長

井 上 拓 也

土地家屋調査士制度制定70周年を迎えたが、新型コロナウィルス感染症の影響を受け、高知会でも会務において会員及び関係者の皆様にはご迷惑をおかけし、またご理解ご協力をいただきありがとうございました。この場をお借りしてお礼申し上げます。

さて、令和2年8月1日施行の土地家屋調査士法の改正により、「筆界を明らかにする業務の専門家」として使命に関する規定が新設されました。制度制定70周年の年にこの規定が加えられたことは未来の土地家屋調査士にとってたいへん喜ばしいことです。筆界を明らかにする業務は一般業務だけに留まらず、筆界特定代理人や筆界調査委員の業務においても重要なものであり、また境界紛争を扱うADRセンターや裁判所における専門委員、調停委員として活かされる資質であることから、今後土地家屋調査士の一層の活躍も期待されます。高知会でも会員全員がこの使命を生かして業務に取り組めるよう努力してまいりたいと思います。

同時にこの改正により我々の懲戒権者が法務大臣となり、全国統一基準により懲戒処分の対象となることにも留意しなければなりません。

コロナ禍以外の高知会での大きな動きとして、初の「土地家屋調査士法人」が誕生いたしました。実際の登録申請手続きについては初めての事であり苦労しましたが、高知会のように個人事務所が多い地域では、法人化により大きな業務をこなすことが可能になります。この法人の活動により次の法人の設立も予想されます。このような新しい動きにより高知会が活性化されることを期待しています。

先日公務員であった高校の同級生から電話がありました。無事定年退職したこと。会社勤めの友人達も定年を迎えました。電話の彼のように退職後は趣味の海釣りを楽しみながら、実家の農家に専念するような者もいるが、飲み会の席では、定年のない自営業を羨ましく思われることが多い。

当人は開業当時から変わらず四苦八苦しながら会務、業務をこなしているだが…。

それにつけてもそろそろ廃業後の人生も考える歳ではあるが、高知会員の中では平均年齢である。会員数の減少に伴う会費収入の減少も気になる。現会長はついに会費の値上げ問題に本格的に取り組むことを宣言した。会費が上がると厳しいが、このまま会員数が減少していくなら仕方ないことかもしれない。

土地家屋調査士試験の受験生がずっと5000人を下回っているようである。80周年、100周年に向けてもっと土地家屋調査士を志す若者が増えて欲しいと思う。

会員数を増やすためには、まず受験生を増やす必要がある。受験生を増やすためには、土地家屋調査士業務をもっとアピールする。弁護士、司法書士、行政書士、医師、薬剤師等人気のある職業は皆テレビドラマ化されている。

制度制定60周年には、黒木瞳さんが主演の土地家屋調査士役で「愛と死の境界線」というテレビドラマが制作され放送された。補助者役は漫才師チュートリアルの徳井義実さんである。

土地家屋調査士を一層メジャーな職業とするために是非とも土地家屋調査士を主役にした連続テレビドラマの制作を期待したい。

連続となると題材に困るか。会員同士ではけっこう興味深い話があるのだが、総務が担当する苦情相談はドラマの題材にできないし…。

III 土地家屋調査士制度制定70周年を迎えて〔役員〕



土地家屋調査士制度制定70周年を迎えて

連合会・社会事業部長
三田 哲矢

土地家屋調査士制度制定から、70周年の節目を迎えました。私も業務開始から20年の節目にあたり、前回の制度制定50周年の際に高知会が作成した記念誌では、時期の関係から写真のみの掲載でした。まさか自分が、70周年の記念誌に寄稿することとなるとは、夢にも思ってもおらず、時の経つのは早いものだと感じます。こうした機会を頂けたのも土地家屋調査士制度が続いてきたからこそであり、諸先輩方のたゆまぬ努力と、各土地家屋調査士会や連合会の役員方のご尽力、また現役会員の継続した情熱の積み重ねがあればこそその結果であり、ここにお祝いの気持ちと感謝を申し上げます。

令和2年は、記念の節目という以上に、土地家屋調査士にとって大きな変化の年でもありました。と言うのも、令和元年に土地家屋調査士法の一部が改正され、注目すべき大きな2つの改正点があり、令和2年8月1日から施行の運びとなりました。

まず1点目は、「土地家屋調査士の使命」が第一条に規定され、「土地の筆界を明らかにする業務の専門家」との文言が入ったことです。土地家屋調査士法の第三条には「業務」が規定されていますが、常にその業務の範囲は、限定列挙なのか例示列挙なのかと言う論争がありました。現在、土地家屋調査士業務の約50%は、登記業務以外と言われています。こうしたなか、第三条の前段である第一条「使命」に、筆界の専門家との文言が明記されたことが、重要な意味を持つのです。筆界の専門家との言葉が、登記の手続業務に留まらず、その他業務を行う際の根拠となつたのです。例えば、地方における不在地主の増加は、筆界管理と言う、あらたな業務への足掛かりとなることも考えられます。これからは、法に与えられた登記業務のみならず、自ら積極的に新たな業務を開拓していく「自立」の精神が、重要な課題となってくることでしょう。

2点目は、懲戒権者が、法務局又は地方法務局の長から、法務大臣に変更されたことです。懲戒権者が統一されたことから、懲戒の判断基準となるものも、つまりローカルルールではなく全国で統一された業務指針が求められることとなりました。それを受け、連合会は「土地家屋調査士職務規程」と、調査・測量実施要領に代わるものとして、「土地家屋調査士業務取扱要領」（仮称）を新たに作成し、全ての土地家屋調査士の業務指針となりました。

また、新人研修は、昨年度からブロック毎に行っていたものを、全国一つにした集合研修体制へと変更し、土地家屋調査士の資質の全国均一化を図ることになりました。更に専門家責任及び倫理の保持を図ることを目的として、来年度から年次研修制度を取り入れ、研修の義務化も始まる予定です。これらはつまり、制度のうえに甘んずることなく、常に研鑽を積み土地家屋調査士自らを律する「自律」が、最も重要な行動指針の1つとなってくることを意味しています。

この二つの「自立」と「自律」が、土地家屋調査士の未来へのキーワードとなるのではないでしょうか。70周年は祝うべき年月ではありますが、そこに留まることなく、あくまで通過点として、「自立と自律」をもって、未来へつなげる道を作りに行くことが、土地家屋調査士制度の更なる発展につなげることが、私たちの責任だと思います



70周年記念誌発刊に寄せて

業務部長
前田昌利

70周年を迎えるにあたり、会員の皆様には謹んでお慶びを申し上げます。

業務部長に就任し2年目になりますが、初めての70周年記念の原稿依頼にあたふたしております。

会務におきましても、自分の力不足・経験不足から、会員の皆様のご期待にはさほど応えられていないのが現状です。

そもそも自分が土地家屋調査士を目指そうと思ったのは、以前働いていた会社の先輩から土地家屋調査士の話を聞き、この資格なら独立開業も夢ではないと思ったからでした。

その先輩は自分よりも先に土地家屋調査士試験に合格し、今でも大変お世話になっております。

その先輩から聞いた土地家屋調査士の話は、大学で建築の勉強をしていたという理由だけで親のコネで建設会社に就職し、特に何の目標もなくただダラダラ生きていた自分に、目標を与えてくれました。

そこで自分は生まれて初めて自分の意志で勉強をし、建設会社に就職していたという痕跡を残すためと、土地家屋調査士試験の午後の部の免除のために、まず2級建築士試験を受験しました。

そして建設会社を退職し、これまた親のコネで、東川正弘先生の事務所で補助者としてお世話になることになりました。

東川事務所でお世話になることが決まった時点ではまだ2級建築士の合格発表はされていなかったのですが、東川先生には事務所の皆さんに『2級建築士の前田君』と紹介して頂きました。ですので、合格しているとは思っていたのですが、合格発表があるまでドキドキしていたことを覚えています。

東川事務所にお世話になってから3年で運よく土地家屋調査士試験にも合格し、独立させて頂きました。

土地家屋調査士試験の勉強は、苦ではなかったです。それまでまともに勉強をしたことがなかったのですが、目標を持ってコツコツ勉強するのは意外と心地良いものでした。ですので、土地家屋調査士資格を取得するということに関してはそれほど苦労をしたとは思っていないのですが、それからが大変です。仕事を取ってくる方法は、参考書には載っていません。独立して12年目になるのですが、なかなか思うようにいかず、反省の毎日です。辞めてしまいたいと思ったことも、何度もあります。ですが、目標を与えてくれた土地家屋調査士という資格、教えてくれた先輩、育ててくれた親、癒してくれる家族、仕事で関係した方々に感謝し、日々精進していきたいと思っております。

結びに、今後80周年、90周年も会員の皆様にとって実り多い年になりますようご祈念申し上げ、70周年のご挨拶といたします。

III 土地家屋調査士制度制定70周年を迎えて〔役員〕



土地家屋調査士制度制定70周年を迎えて

研修部長
村 山 修 一

土地家屋調査士制度制定70周年おめでとうございます。

私は土地家屋調査士制度制定の昭和25年生まれで、今年12月で70歳になります。父も土地家屋調査士であり、母も補助者として自宅で事務所を営んでいたことから、生まれついて土地家屋調査士の家庭に育ちました。そのため、当然のように土地家屋調査士資格取得を目指して勉励し、この土地家屋調査士が私の天職と信じ、昭和63年の試験に合格後、平成3年40歳の年に登録し、以後精進努力をして参りました。

今、振り返りますと、楽しい思い出も多くありますが、夏の猛暑の中での測量作業、冬の凍つくような寒さの中での筆界の調査で依頼人や離接所有者との対応に苦慮したことなどのなかで、今日に至るまで依頼人に大きなご迷惑に繋がるようなこともなく来られましたことは、偏に諸先輩はじめ同輩の皆々様による暖かいご指導とご鞭撻のお蔭によるものと、心より感謝いたしております。

昨今の土地家屋調査士の業務につきましては、私が開業した当時とは考えられないようなスピードで変化を生じ、土地家屋調査士としての社会的責任も増す一方であります。時には、そのプレッシャーに押し潰されそうになる時もありますが、「不動産に係わる国民の権利の明確化に寄与する」ため、日々研鑽を重ね更なる努力・精進を続けて行くことが、土地家屋調査士業を継続して行く使命と考えています。

残された日々は少なくなりましたが、これからも微力ながら土地家屋調査士制度の更なる発展と法務行政の円滑な運営に寄与するべく精進して参る所存でございます。今後とも、一層のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げまして、簡単ではございますが土地家屋調査士制度制定70周年を迎えてのお祝いの言葉とさせていただきます。



土地家屋調査士制度制定70周年を迎えて

財務部長
佐野巧也

令和2年7月31日に土地家屋調査士制度が制定されて70周年を迎えました。これは先人たちの努力と研鑽の賜物であり、頭が下がる想いです。

さて、高知会の会員数は皆さん知つてのとおり減少しています。昭和37年度の212名が最多で、平成元年度は163名、私が補助者として勤務し始めた平成9年度は157名、平成30年3月末で123名、そして令和2年9月30日現在で113名+1法人となっており制度制定以来最少です。(ちなみに50周年の平成12年度は155名、60周年の平成22年度は126名でした。)会員の減少は人口減少や少子化等そもそももの問題としてあるように思えます。そのうえ、以前に比べて職種が増え、職業を選択する際に土地家屋調査士という業種を知らず、選択肢にないのではないかでしょうか。広報部で力を入れて広報活動していただいてはいますが、思うように増えません。

土地家屋調査士は知つてのとおり強制入会となっており、各単位会は入会した有資格者の会費で運営されています。高知会については皆さんの会費はもとより、会員数が少ない(単位会の会員数=全国会員総数の1%未満)ため日本土地家屋調査士会連合会(以下日調連)からの助成金と合わせて運営されています。

昨今、会員減少と共に会費収入も減少しており、日調連からの助成金も今後どうなるかわからないことを考えると、会の運営をするにあたり会員数132名だった平成19年から据え置かれている会費の増額を皆さんにお願いしなければならないと考えています。また会員の増加が望めなく減少するばかりでは今後も会費は増額の一方でしょう。高知会の未来、いや土地家屋調査士制度そのものを守っていくためには会員の増加が課題となっています。

土地家屋調査士という職業を広報部でなくても会員一人一人が発信していくことが今後の会員の増加(会費収入の増加)、しいては土地家屋調査士の更なる発展に寄与していくのではないかと思います。

最後に、これから制度制定80周年、90周年、100周年に向かって、土地家屋調査士の更なる発展、また会員の皆様、会員のご家族ご親族、本会事務局員、そして土地家屋調査士に関わる全ての方のご健勝とご多幸を祈念いたしまして挨拶とさせていただきます。

III 土地家屋調査士制度制定70周年を迎えて〔役員〕



土地家屋調査士制度制定70周年を迎えて

広報部長
岡林友紀

今年、土地家屋調査士制度制定70周年の節目を迎えて、高知県土地家屋調査士会において記念会報誌を発行する運びとなり、ご協力いただきました皆様には心より感謝申し上げます。

2月の役員会において、田邊会長から70周年記念誌作成の打診があったとき、1月に発行した会報作成で気力を使い果たしていた私は、とても記念誌作成など無理だと言っておりましたが、度々の田邊会長の記念誌への熱意にほだされ、広報部員も協力してくれるとのことでの、5月の広報部会で記念会報誌発行を決定いたしました。

そこから過去に高知県土地家屋調査士会で発行した50周年記年会報誌や30周年記念会報誌を参考に記事を集め、普段滅多にお話をすることのない会員さんともお話をさせていただく機会をいただきました。また、高知県土地家屋調査士会のこれまでの活動を改めて振り返る事ができ、記念会報誌作成がいつの間にか楽しくなっておりました。

今回、記念会報誌作成の中で特に力を入れた点は写真をできるだけ沢山使うことです。過去の50周年記念会報誌に掲載されている写真を見ても時代や時の流れを感じることができます。今回の70周年記念会報誌もまた数年後に見返した時には、あの頃は若かったなと感慨深いことでしょう。

今年2020年は何といっても新型コロナウイルス感染症の影響で世界中の人達の運命が大きく変わった一年でありました。新しくなった生活様式の中、会員の皆様も日々の業務や会務でご配慮されていることと思います。広報部におきましても、一般の方を対象とした無料相談会を行う際には、飛沫防止のアクリル板設置や相談員のマスク着用の義務付け、相談者が帰る度に机と椅子のアルコール消毒等、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を行っておりました。数年後に今年を振り返った時に、そんな大変な時期もあったのかと思い出になっていることを願うばかりです。

さて、高知県土地家屋調査士会の広報活動としましては土地家屋調査士制度制定70周年を記念して、連合会作成のロゴマークを使用した70周年記念シールを作成し会員に配布いたしました。記念シールは名刺や見積書等に貼ったり、封筒の封印シールとしてご利用いただけます。また、高知市役所「公用共通封筒」に今年、土地家屋調査士制度制定70周年であることも盛り込んだ高知県土地家屋調査士会の広告を掲載しており、高知市役所管財課から広告掲載による協賛のお礼文書も届いております。

また、70周年記念事業の一環として連合会が推奨しております登記制度創造プロジェクトとして2019年末に新築された高知市役所新庁舎の建物表題登記を記念寄付事業として行いました。高知市役所新庁舎落成式典には田邊会長が出席して土地家屋調査士会をPRいたしました。また、今年3月には田邊会長が高知市長から感謝状を手渡され、そのことが高知新聞や地方情報誌に記

事として掲載されました。また、建物調査の際に田邊会長がドローンにより空撮した映像も高知市に寄贈され、新型コロナウイルス感染症が収束した際には、その映像が高知市役所ロビーのディスプレイに流れる予定となっております。

広報活動に関しましては様々な会員さんからご提案をいただくこともあり、全てを実行していくことは、限られた予算の問題もあって難しいのですが、何かアイデアをいただければ、その都度検討していくきますので、会員の皆様これからもご意見をお寄せください。

最後に、広報部としてこの度の70周年記念会報誌発行に携わることができ、本当に光栄なことだったと思っております。これから土地家屋調査士会の益々の発展を祈念し、次の80周年、90周年と続いていく記念の年を会員の皆様と共に笑顔で迎えることができますよう切に願っております。

III 土地家屋調査士制度制定70周年を迎えて〔役員〕

土地家屋調査士制度制定70周年を迎えて

境界問題ADRセンターこうち センター長
山 崎 亮 介

土地家屋調査士制度制定70周年記念の会報増刊号に寄稿させて頂く機会を頂きましたが、はてさて何について書けば良いのか思案してはみますが思い浮かびません。そこで、過去の周年事業について書こうかと思います。

私は平成10年2月の登録ですので、今までに50周年、60周年を経験してきました。

50周年についてですが、まずは伊能ウォークについて。1999年1月25日に出発し、21世紀の始まりの2001年1月1日にゴールするという2年をかけて日本列島を一筆書きで歩くという壮大なイベントでした。高知へは2000年の3月にウォーク隊が入って来了ので、高知支部のサポートとして参加することになり、高知市の追手前小学校から出発し、土佐市へ。翌日は土佐市役所から須崎市へ行き、須崎支部の方々へバトンタッチしました。途中の遍路道でもある塚地峠は年配の参加者は楽そうに登っていたけど、私は恥ずかしながら足取りの軽い年配の皆さんにも付いて行けず、一人息を切らせていました。峠に着くと、宇佐の街並みが見えて、ああ～、これ以上登らなくていいんだと胸をなでおろした記憶があります。

50周年時に作成された『ひと・とち・みらい・はーもにー』の土地家屋調査士のロゴマークは現在も名刺に使用させてもらっています。

60周年については、当時高知会の広報部長をしていたため、記念事業を計画する必要があり、検討した結果、外部広報に主眼を置いて、高知新聞への1面広告を掲載しました。今にして思えば、記念誌を作つておけばなぁと思う事もありますが・・・。

日調連の事業としては2011年3月に放映されたテレビドラマです。黒木瞳さん主演の『愛と死の境界線』というタイトルで、土地家屋調査士役で出演されていました。どんな内容だったのかは覚えていませんが、機会があればもう一度見てみたいですね。悲しい事にこの放映したテレビ局の系列局が高知には無く、他にも視聴できない県があと少しあったかと思いますが、当時の沖田会長が四国ブロック協議会等でそのような状況を伝え、日調連事務局から録画したDVDを送つてもらったように思います。まだ会館のどこかにあれば皆さん借りてみてはどうでしょうか？

さて、境界問題ADRセンターこうちについてですが、2010年10月12日に法務大臣の認証を受け、新たな船出となりましたが、あれから10年経ちます。

全国的に見ても活動状況は低迷しており、当センターも同様です。私としてはセンターが賑わっている状況が良いとは思っていませんが、せっかく時間を掛けて受講し、認定調査士になっても何にも意味が無いと思われる事は辛いところです。

今後10年で認定調査士がセンター以外にも活躍できる場を増やしてもらうよう、法務省や日調連に期待をしたいところです。また、それにより、将来のセンター長から明るい話題が出て来る事を願っています。

 III 土地家屋調査士制度制定70周年を迎えて〔支部長〕



土地家屋調査士制度制定70周年を迎えて

高知支部長
松 坂 諭 志

「自叙伝」

まずは、制度制定70周年おめでとうございます。

そして、先人方の功績により、現在、私自身が業として土地家屋調査士をさせて頂いていることに感謝しております。

私が登録、開業したのは2013年です。

それ以前は、沖田先生の事務所にて補助者をさせて頂きました。

沖田先生には調査士の仕事とはから始まり、人との接し方など沢山の事を勉強させて頂きました。

そんな補助者時代の最大の失敗事件は、トータルステーションの転倒でした。

大嫌いな蜂に追い回され、ちゃんと設置されていないまま、脚から手を放したことが原因でしたが、今考えると大変なことをしたと後悔しております。

そんな時でも沖田先生は、叱咤する事もなく、冷静に対応して頂き、なんと素晴らしい人だと未だに感謝しております。

それ以来は、脚、機械の設置の仕方、蜂からの防護服等、細心の注意を払っております (^^;)

その後、独立開業しましたが、営業はなかなか上手くいかず、苦悩の毎日でした。

そんな中、法務局の14条地図作成作業の班員に入れて頂き、またしても大失敗をしてしまうのです。

それは、計算した境界点を現地に復元をしに行った時でした、何とすべての復元点が想定していた場所と1~2 cmほどずれているのです。

現場では、？？？機械の不具合？？計算間違い？ピンポールの曲がり？

必死で色々調べていくと、測量し、トラバー計算をした際に、(逆方向の高度角を使用しない)チェックが入っておらず、突き出しの多角点の座標の計算が間違っていたのです。

当時、その項目にチェックが入っていないことが、どういう意味を持つのか知らずに計算していた自分に冷や汗物です。

幸い、復元初日か2日目くらいだったので、被害はあまり大きくはなかったと思いますが、当時、一緒の班の方々には本当にご迷惑をおかけしました (T_T)

そんな私も今年で7年が経ちました。土地家屋調査士としてまだまだですが、この仕事は、唯々、面白く、新鮮で、悩ましく、達成感のあるものだと感じております。

さて、私事ではありますが、今年、高知土地家屋調査士法人を設立し、その一員となり、業務を行うようになりました。

III 土地家屋調査士制度制定70周年を迎えて〔支部長〕

全国の都道府県には沢山の土地家屋調査士法人がありますが、この高知県では初めての法人となります。

実際、設立にあたり不慣れなことが多く、調査士会含め、たくさんの方にご協力頂き、感謝の気持ちでいっぱいです。

設立にあたっては、社員で何度も打ち合わせをする中で、意見調整をし、決め事をすり合わせていく日々でした。

法人にして何が変わったのでしょうか？

細かい事は沢山あります。

- ・領収証に印紙を貼らなくてはいけなくなった。
- ・源泉徴収しなくてよくなった。
- ・社会保険になった。
- ・会費が高くなった（～）

等々細かい事を言えば、まだまだ沢山あります。

大きく変わったことと言えば？

悩ましいことを社員で相談でき、業務を効率化でき、より楽しく仕事が出来ることでしょうか。

これからも時代、土地家屋調査士制度、測量法、色々なことが変化していくと思いますが、取り残されることなく常に研鑽を積んでいきたいと思います。



土地家屋調査士制度制定70周年を迎えて

東支部長
橋 秀 明

東支部長の橋です。

まず私事ですが、今年は私が前厄なせいか、8月に肋骨を骨折、息子も腕を骨折、また公囑の仕事を一緒にしていただいている東支部会員も骨折、しかも世の中はいまだ見通しの立たないコロナ禍など、来年の本厄はどうなることかと今から戦々恐々としています。

お陰様で何とか自身の骨折は治り、仕事への影響は多少あったものの周囲の助けもあり何とかなりました。

しかし趣味であるサーフィンが1ヶ月以上出来ない悶々とした日々を過ごしました。

かれこれ20年近くサーフィンをしており上手ではないものの、色々な場所の海に行く度違った体験ができ、1本1本の波に乗る度に違う景色が見ることができます。

私の好きな仏教語に諸行無常という言葉がありますが正にそんな感じで、場所、時間、風、潮、地形などにより波は常に変化し続け、ただの1度も同じ波はなく同じライディングはない、本当に飽きることがない趣味であり、今年で40歳になりますがいつまでも続けたいと思っています。

前置きが長くなりましたが、今年は土地家屋調査士制度70周年を迎える記念の年であり、私自身日々土地家屋調査士としての仕事に従事できることに感謝しています。

土地家屋調査士制度が誕生し、時代による変革を経て今日に至るまで、諸先輩方の大変なご努力とご苦労があったことと思います。

私のような若輩者は懇親会での先輩方の昔話で、測量が平板からトランシットとテープになり、昭和の終わりごろ光波測距儀になったこと、図面は手書きで、文字はタイプライターで打っていましたと聞いても、はてとなることもあります、古い三斜の地積測量図でも現地を測量し重ねてみてピッタリくる精度には舌を巻くこともあります。

私はまだ開業8年ですが、諸先輩が築いてきたこの土地家屋調査士制度のおかげで今日仕事をし、生活を送ることができ本当に感謝しています。

これからも土地家屋調査士として古きを学び、新しいものを取入れ、日々研鑽し波乗りのように全ての変化を楽しみ受け入れながら、怪我や病気にならないように健康に留意し、土地家屋調査士制度80年、90年、100年への発展に少しでも貢献できるよう努力し続けていきたいと思います。

III 土地家屋調査士制度制定70周年を迎えて〔支部長〕



「思い出」

須崎支部長

太 田 泰 昭 (文: 長女 松坂奈美)

皆さんは高知県高岡郡四万十町大正にある、“轟公園”を知っていますか？先日、ここへ兄家族と兄の友達家族と（大人8人・子供10人）と共にキャンプに行ってきました。ここは、私が小学生の時によく家族でキャンプへ行っていた場所です。私は子供ながらに、夏休みになぜ我が家は都会の観光名所へ行き、少し高級なホテルに泊まるという家族旅行プランが無いのかと・・・。でも今こうして自分が子供を連れてキャンプに行くと、自然の中で実にいい体験が出来ました。世の中の生活スタイルが変わってきてている今だからこそ、家族にとって大変良い時間になったのではないかと思います。

父は毎年、私たちの夏休み中に仕事の都合を合わせて、一泊二日で高知県の数あるキャンプ場へ連れて行ってくれました。いつも到着すると父はテントを張り、母はお湯を沸かし昼食のカッパラーメンを作り、それを食べ終えると川に泳ぎに行くという定番の流れがありました。（あの時食べたカッパラーメンの味が、この世の中にこんなにも美味しいものがあるのかと感動したことも幼い記憶に残っています。）キャンプで両親が格別に何かをしてくれた等の記憶はないですが、テントの匂いや川遊び・花火、みんなで火を囲み食べた食事の味は今でも忘れられない思い出となっています。また、夏になるとフツとした時に、家族で行ったキャンプのことを思い出し、どこか心が暖かな気持ちになるのは、両親が心身ともに満足させてくれたからだと今になってよく分かれます。先日兄弟で行ったときにも、兄がテントを張り、火をおこしている姿を見ると、あの頃の父の姿を見ているようでした。今、兄は祖父と父から繋がってきた、土地家屋調査士という仕事をしています。祖父や父とは全く違う性格ではあるものの、あの頃の父のように毎日仕事に励んでいるようです。きっとその背中も、兄の子供たちが、幼いころの私たちのように、大きな立派な背中として見守っていることでしょう。

最後に、私が父から子供の頃に教えられたことを一つ紹介したいと思います。それは、“挨拶は必ずするように”です。恥ずかしがり屋だった私は、顔見知りの人に必ず挨拶をする父があまり好きではなく、いつも小さな声でしか挨拶を返すことが出来ていませんでした。しかし、ある時に父が“お父さんはお父さん一人で仕事をしているから、いい顔と声で挨拶をすることはとても大事なこと。だから、お父さんの子供である私にも同じようにいい顔と声で挨拶をしてほしい”と話しがありました。幼いながらに、その言葉の意味が十分に理解できたのか、今でも頭の中にしっかりと残っている父の教えです。今では、にっこり笑顔と大きな声で挨拶ができるようになりました。毎日リハビリに来る患者様との信頼関係に繋げることが出来ています。時々ではありますが、90歳過ぎの患者様に挨拶のことで褒められると、とても嬉しい気持ちになるのです。きっと私の子供達も、どんな所でも大きな声で挨拶をする私の姿を恥ずかしと思っているはずですが、あなたの人生にとって大切なことであるという思いを込めながら、今必死に私のその背中を見せているところです。

土地家屋調査士という仕事が、今後も更なる発展と・・・・。



「開業より4年」

幡多支部長
西 尾 是 志

この度土地家屋調査士制度制定70周年を記念し会報増刊号の発刊することになりましたことを会員として心からお祝い申し上げます。

土地家屋調査士会広報部長より原稿の依頼があり、軽い気持ちで引き受けましたものの、何を書いて良いものかテーマを決めかねておりました。

「参考資料を頂けないでしょうか?」と尋ねたところ、「50周年の会報増刊号があるので、お渡します。」との事で、資料をもらい、拝読させていただきました。なんとビックリ若かりし頃の大先輩の面々の写真があり、張りの良い顔、黒くフサフサな・・・文章そっちのけで、見入ってしまいました。

皆様もこの機会に、20年前の自分を振り返って見てはどうでしょうか?50周年増刊号では、大先輩の方々がとても良い文章を書いております。あの頃の色々の思いが懐かしく蘇ることと思います。大先輩の方々も20年前は新人、今の自分と同じ立場で同じ思いをしていたんだなと、感慨深いものがあります。

さて、私は平成28年の試験に合格し平成29年3月に登録を行い開業致しました。

「何もない1年目」

やっぱりといいますか、そりやそうだといいますか、開業1年目は仕事なんてあるわけありません。その折、先輩から暇なら手伝いでもするかということで、ほぼ毎日現場に行きました。来る日も来る日も測量で、ありとあらゆる測量をさせてもらい、測量経験の無い自分には、とても貴重な1年目でした。

「ポツリポツリの2年目」

2年目になると、ポツリポツリと仕事が入って来る様になりました。ただ最初の仕事がプラス地番の解消(地図訂正からの地積更正)、最初の仕事でこれは強烈でした。(相続人14人で途中相続人死亡なんて事もあり、たっぷり時間がかかりました。)

また、この年に1万2千m²の山を9筆に分筆という大仕事をなんとかこなし、土地家屋調査士の業務を少しづつ覚えた2年目でした。

「追われる3年目」

3年目になると、チョコチョコ仕事が入って来る様になり、土地を何件かやりながらそこに建物が入ってくる感じで、数件を平行しながらの業務になりました。ですがまだまだ要領が悪く、縦横無尽に駆け回り移動で時間を取られ業務に追われる日々でした。また、この年に明治に建てられた建物に古い附属建物8個の表題登記とか、敷地内に新築で建てた建物が実は道路にはみ出していた等々、特殊な事件に遭遇し、土地家屋調査士業務の奥深さを体験した3年目でした。

III 土地家屋調査士制度制定70周年を迎えて

「継続の4年目」

今現在、土地家屋調査士として4年目に突入しました。少しづつですが、要領も良くなつて來たと思います。いや、思いたい・・・。そして幸いな事に、仕事も切れる事なく頂く事が出来、相変わらず日々動き回っております。思いますに、少々慣れてきたこのくらいの時が、大きな失敗をする時なのではないかと思われます。この機会に初心に戻りより一層、親切、丁寧な仕事を心掛ける様にと書きながら思っている次第であります。

最後に、この原稿を書くことの出来る機会を頂いた方々に感謝致します。

追、将来読み返すことのある自分に激励を残したい。

追追、テーマ、冒頭、末尾は尊敬する大先輩の原稿から引用した事をお許し下さい。



「回顧録」

野 口 和 秀

この度、土地家屋調査士制度制定70周年を記念し、会報誌増刊号を発行されること、心よりお慶び申し上げます。また、僭越ではございますが、このような機会に寄稿させて頂きますこと、非常に光栄に存じます。拙文ご容赦頂ければ幸いでございます。

寄稿のご依頼を頂いた際、テーマは自由とのことでしたので、いろいろ思案しているタイミングで、私が新卒で就職した当時の上司が定年退職されたという話を風の便りに聞きました。

「初心を忘れるな」と、その上司から口酸っぱく言われていたことを思い出しました。

これからも続く調査士人生の拠り所として、初心を忘れないために、この業界に飛び込んだ頃の自分自身の回顧録をしたためたいと思います。

平成26年の年末のことでした。当時、私は不動産業に従事していました。父から譲り受けた会社を経営し、仕事はそれなりに充実していました。しかしながら惰性で仕事をしている自分が嫌で仕方なく、悶々とした日々を過ごしていたのも事実であり、年齢的に別の職種に就いて人生の舵を切りなおすことが容易ではないことは理解しつつも、この先このままの状態ではいけない、何とかしなければ、との思いが芽生えていました。

そんな時、高校時代の友人と20年ぶりに再会する機会がありました。彼は大学卒業後、大手銀行に入行したものの、銀行を辞め、大学に再入学し、見事、薬剤師になった努力家でした。

「人生一度きりだし、自分が本当にやりたいことがあるなら今やらなきゃ後悔すると思って…」

彼は笑いながら話していましたが、相当な努力をしたのでしょう。普段の私であれば、その言葉を軽く聞き流していましたが、その時ばかりは彼の話に相槌を打ちながら、人生をリスタートしたいという気持ちが強くなっていました。

私にとっての『本当にやりたいこと』の答えは明白でした。『土地家屋調査士』です。

仕事柄、調査士と接する機会も多く、仕事ぶりをよく拝見していました。現場作業を卒なくこなし、法律知識を駆使し、時に地権者と血の通った対話をする…。こんな仕事できたらいいなと以前から思っていました。

意を決し、家族に気持ちを打ち明けました。寝耳に水でびっくりさせたと思いますが、妻は応援すると言ってくれました。妻の芯の強さには本当に救われました。ちょっと夫婦喧嘩になると、この時のやり取りをいまだに蒸し返されます(笑)。もう時効だろうと思っても、時効は度々中断されます(笑)。

その後、本腰を入れて勉強に集中するため仕事を辞め、ひたすら勉学に勤しむこと8か月後、平成27年度の調査士試験を受験し、奇跡的に一発で合格することができました。受験時代にひたすら書いて練習した申請書や図面の用紙は、ゴミではなく、宝物のように未だに捨てずに置いています。たまに手に取って見ると、感慨もひとしおです。勉強期間は比較的短くて済みましたが、

III 土地家屋調査士制度制定70周年を迎えて

30代後半での浪人生活は本当に肩身が狭かった。苦労が報われて本当に良かったです。

受験も終わり、できれば調査士の先生のもとで補助者として修業させて頂きながら実務経験を積みたいと思っていました。幸いなことに、縁に恵まれ竹村克彦先生のもとで修業させて頂けることになりました。いずれ独立する可能性があるにもかかわらず私を雇って下さったことに、先生の心の広さを感じました。

受験勉強のように実務もうまくこなせるはずだと意気込んでいましたが、とんでもない。最初はよく怒られました（笑）。先生はとても温厚な方ですが、その先生をここまで怒らせるとは…。自分の不甲斐無さを申し訳なく思いながらも、先生の技を一つでも多く盗もうと自分なりに一生懸命努力し続けました。補助者そして調査士時代も含め5年間、先生の隣で勉強させて頂きました。仕事に関してだけでなく、社会人としての在り方まで熱心にご指導して下さった先生には本当に感謝しております。これからも、先生を見習って自分なりに頑張っていきたいと思います。

現在は、司法書士の妻と一緒に合同事務所を営んでおります。女性の多い職場で、ガールズトークが飛び交う中、男一人黙々と図面を作成しています（笑）。

子供が小学生なので、これからまだお金がかかります。身を粉にして働く日々が続くでしょう。頭脳と身体のコンディションを維持したままあとどれくらい働けるだろうか。将来のことは分かりませんが、この仕事を選んでよかったと思えるような人生を歩みたいと思っています。

もちろん、初心を忘れずに。

新入会員

新入会員あいさつ

岡 村 悟

令和元年12月20日に高知県土地家屋調査士会に入会させていただきました岡村悟と申します。

高校卒業後、民間の建設会社を経て土佐山田町役場（現香美市）に平成11年より土木技術職員として採用され、19年間勤めてました。公務員という安定した職業ではありましたが、組織の一員として働くことの窮屈さに耐えかね、家族や知人からの猛反対を振り切り退職。必死で勉強してなんとか土地家屋調査士試験に合格することができました。

試験合格後、ご縁があり橋本先生のもとで約10ヶ月間、実務を学ばせていただきました。土地家屋調査士としてのスタートラインに立たせていただいたこと、またその間に、高知会の研修や懇親会、合同新人研修、ADR特別研修などへ積極的に参加させていただいたこと大変感謝しております。

入会にあたっては、実は合格証書を試験勉強用テキストなどと共に捨てるという失態を犯してしまいましたが、証明書を発行していただき何とか入会することができた次第です。

今年43歳になりますが、体はまだ動くと自分では思っています。これからお世話になる先輩方には、大変ご迷惑をおかけすることと思いますが、ご指導のほどよろしくお願ひ申し上げます。



“丑年”生まれのアンケート

- | | |
|--------------------------------|----------------------------------|
| ①支部名 氏名 | ⑤心奪われた人物(好きな芸能人、尊敬する人物、敬愛する調査士等) |
| ②調査士としての苦労話など印象に残った事、調査士業務に思う事 | ⑥好きな場所 |
| ③趣味・興味 | ⑦最も幸せな時 |
| ④好きな食べ物 | ⑧2021年の抱負 |

昭和36年（1961年）



- ①高知支部 竹村 克彦
 ②顧客はある程度選べるが、隣接関係者は選べない。
 国家資格の中では知名度が低い。
 制度内容が他の分野ほど変化しない。明治時代の図面が未だに通用しているなど。
 AIに取って代わられる畏れが少ない業種。
 ③ドライブ、ゴルフ、飲み歩き、子守
 ④日曜市のいも天、新子、塩タタキ、旬の果物、豚肉
 (飲み物：ビール、カレーライスを食べた後の水)
 ⑤好きな芸能人：岡田准一、最近では芦田愛菜 尊敬する人物：渡部昇一
 敬愛する調査士等：司法書士・土地家屋調査士 故脇永男先生
 ⑥お布団の中
 ⑦家族の笑顔を見るとき
 ⑧人生の集大成となる一歩を踏み出す(終活を含む)。
 健康な身体を作り上げる。



- ①高知支部 藤原 浩寿
 ②土地家屋調査士法第一条・第二条に則り業務を行う。
 ③音楽鑑賞、バイク
 ④エメラルドメロン
 ⑤好きな芸能人：ガッキー
 尊敬する人物：森國龍昇先生
 敬愛する調査士等：泉清博先生
 ⑥モアナルアガーデン・ダイアモンドヘッド
 ⑦家族と過ごす時間
 ⑧頑張るのみ！

昭和48年（1973年）



- ①高知支部 寺岡 孝幸
 ②10年前に比べて特に夏は暑すぎて調査士の外業務がより厳しくなっていると思います。
 ③将棋、カラオケ、おいしい店
 ④はちみつトースト、チョコレート、あんドーナツ他
 ⑤調査士で言えば土地家屋調査士の師匠である父(寺岡享彦)・高知土地家屋調査士会及び調査士協会で調査士の技術を教えて(見せて)いたいただいた先輩方。

- ⑥ 楽しく感じる所
- ⑦ おいしいものを食べている時とやりたい事をしている時。
- ⑧ 土地家屋調査士業務をできるだけがんばりたいと思っています。



①高知支部 前田 拓 司

- ②県外地権者に境界確認依頼の手紙と資料を送付したら、「受取拒否」と付箋に署名押印で事務所に返送されたが、他の地権者の情報協力のおかげで、高知へ帰省時、たまたま通りすがったように見せかけて、境界の確認をしてもらった事。かなりの頑固親父だった……。
- ③金融工学を時間があれば勉強してみたい。
- ④納豆（精米機で玄米を精米した米との組み合わせが最高）
- ⑤心奪われる人物はいないが、心奪う人物になりたい……。
- ⑥5時以降のボッチ事務所
- ⑦仕事の時間に追われる事がない土曜日の事務所で、おやつを準備してユーチューブを見ながらの内業後、夕方からネットサーフィンでダラダラする事。
- ⑧時間効率を上げて、仕事以外の時間が確保できるようにする



①高知支部 山本 亮

- ②苦労した事も幸運だった事も人並みだったと思いますので具体的な事は遠慮します。調査士業は財産を守る価値ある仕事だと思っていますが、受験者数の低下を見るとこの資格が無くなるのではないかと心配しています。
- ③昼休み15分くらいの昼寝。たまに子供の部活観戦に行きます。4歳のチビとゴルフしたいなと思っています（多分時間とお金が無いので無理ですが）。
- ④好き嫌いはあまり無いです。健康の為に毎日トマトジュースを無理やり飲んでいます。
- ⑤吉田類
- ⑥夕方、犬の散歩で通る下田川堤防
- ⑦家族全員での夕食
- ⑧仕事、プライベート共に挑戦したい！

昭和60年（1985年）



①須崎支部 芝 亮省

- ②常に、締め切りに追われるのが辛いです。
- ③サッカー、釣り、ゴルフ、飲み会
- ④唐揚げ、カツオの刺身、鯖の刺身
- ⑤尊敬する人は、母です。何時でも人のことを第一に考えた母の様に生きたいです。
- ⑥海、川
- ⑦四万十川で鮎の友釣りをしている時
- ⑧人として成長できるよう仕事に遊びに毎日を一生懸命過ごしたい。

高知県土地家屋調査士会会則

目 次

第 1 章	総則（第1条～第4条）-----	44
第 2 章	会員の入退会等（第5条～第27条）-----	45
第 3 章	会の機関（第28条～第56条）-----	50
第 4 章	事務局（第57条～第58条）-----	56
第 5 章	資産及び会計（第59条～第66条）-----	56
第 6 章	支部及び支部長会議（第67条～第80条）-----	58
第 7 章	入会金及び会費（第81条～第84条）-----	60
第 8 章	研修（第85条～第86条）-----	60
第 9 章	境界問題ADRセンター（第86条の2）-----	61
第 10 章	業務執行及び品位保持（第87条～第104条）-----	61
第 11 章	会の指導、調査、注意勧告（第105条～第110条）-----	64
第 12 章	情報の公開（第111条）-----	65
第 13 章	紛議の調停（第112条～第115条）-----	65
第 14 章	雑則（第116条～第118条）-----	66
附 則 -----		66

第1章 総則

（名称）

第1条 土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号。以下「法」という。）第47条第1項の規定により、高知地方法務局の管轄区域内（以下「本会の区域内」という。）に事務所を有する土地家屋調査士（以下「調査士」という。）で設立する土地家屋調査士会の名称は、高知県土地家屋調査士会とする。

（目的）

第2条 高知県土地家屋調査士会（以下「本会」という。）は、調査士の使命及び職責にかんがみ、会員の品位を保持し、その業務の改善進歩を図るため、会員の指導及び連絡に関する事務を行うことを目的とする。

（事業）

第3条 本会は、前条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1)会員の品位を保持し、その業務及び執務の改善を図るための指導及び連絡に関する事項
- (2)表示に関する登記及び土地の筆界を明らかにする業務に関する事項

- (3)日本土地家屋調査士会連合会（以下「連合会」という。）が行う調査士の登録及び土地家屋調査士法人（以下「調査士法人」という。）の届出の事務に関する事項
- (4)業務の改善に関する調査、研究及び統計に関する事項
- (5)業務関係法規の調査及び研究に関する事項
- (6)業務関係図書及び用品の購入のあっせん、頒布に関する事項
- (7)研修に関する事項
- (8)広報に関する事項
- (9)福利厚生及び共済に関する事項
- (10)地図に関する調査及び研究に関する事項
- (11)境界についての確認、管理及び鑑定に関する調査及び研究に関する事項
- (12)筆界特定制度及び法第3条第1項第7号に規定する筆界が現地において明らかでないことを原因とする民間紛争解決手続（以下「筆界に関する民間紛争解決手続」という。）に関する事項研修に関する事項
- (13)公共嘱託登記の受託推進及び公共嘱託登記土地家屋調査士協会（以下「協会」という。）に対する助言に関する事項
- (14)業務の相談に関する事項
- (15)講演会、講習会等の開催に関する事項
- (16)会員の業務に関する紛議の調停に関する事項
- (17)本会及び会員に関する情報の公開に関する事項
- (18)調査士の国民に対する法的サービスの提供の拡充に関する事項
- (19)その他本会の目的を達成するために必要な事項

（事務所の所在地）

第4条 本会は、高知市に事務所を置く。

第2章 会員の入退会等

第1節 会員

（会員）

第5条 本会の会員は、次に掲げる調査士及び調査士法人とする。

- (1)本会の区域内に事務所を有する調査士（以下「調査士会員」という。）
- (2)本会の区域内に主たる事務所又は従たる事務所のみを有する調査士法人（以下「法人会員」という。）

第2節 入会及び退会

（調査士会員の入会手続）

第6条 本会に入会しようとする者は、連合会の定める入会届を本会に提出しなければならない。

2 前項の入会届には、次に掲げる事項を記載し、入会しようとする者が記名押印しなければな

らない。

(1)氏名、生年月日及び男女の別

(2)本籍（外国人にあっては、国籍等（国の属する国又は出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第2条第5号ロに規定する地域を言う。以下同じ。）住所及び事務所

(3)調査士となる資格取得の種類

3 第1項の入会届には、次に掲げる書面等を添付しなければならない。

(1)調査士となる資格を有することを証する書面

(2)履歴書

(3)写真5葉

(4)本籍及び住所を証する書面（外国人にあっては、国籍等の記載された外国人住民（住民基本台帳（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する外国人住民をいう。）に係る住民票の写し）

4 本会に入会手続を取った者は、登録又は変更の登録を受けた時に本会の調査士会員となる。

5 第1項の入会届は、それを提出した者が登録を受けることができなかつたときは、失効する。

（法人会員の入会届）

第7条 調査士法人は、法第53条第1項又は第4項の規定により本会の会員となつたときは、会員となつた日から2週間以内に、連合会の定める届出書に、法人の登記事項証明書（履歴事項証明書を含む。以下同じ。）及び法人の定款の写しを添えて、本会に提出するとともに、本会を経由して連合会に提出しなければならない。

（登録事務等）

第8条 本会は、連合会会則及び連合会会則施行規則等に従い、連合会の行う調査士の登録及び調査士法人の届出に関する事務の一部を行う。

2 本会は、前項の事務について連合会に提出すべき書面等を受け付けたときは、遅滞なく、連合会に送付するものとする。

（電子証明書）

第8条の2 本会に入会した調査士会員及び法人会員は、電子署名に係る電子証明書を取得するよう努める。

（印鑑届）

第9条 本会に入会した調査士会員は、土地家屋調査士法施行規則（以下「施行規則」という。）第20条に定める印鑑（以下「職印」という。）を、連合会の定める印鑑届に印鑑紙を添えて、本会に提出しなければならない。

2 本会に入会した法人会員は、調査士法人の業務上使用する印鑑（以下「調査士法人の職印」という。）を、連合会の定める印鑑届に印鑑紙を添えて、本会に提出しなければならない。

3 調査士法人の職印は、社員ごとに定める。ただし、社員のうち特に調査士法人を代表すべき者を定めた場合は、当該代表すべき者ごとに定める。

(改印届)

第10条 会員が前条の印鑑を改印したときは、遅滞なく、印鑑紙を添付した改印届を本会に提出しなければならない。

(印鑑紙の貼付)

第11条 本会は、第9条の印鑑届を受理したときは、添付された印鑑紙を会員名簿に貼付する。

2 本会は、第10条の改印届を受理したときも前項と同様とし、当該印鑑紙の余白にその旨を記載する。

(変更届)

第12条 調査士会員は、調査士名簿の登録事項に変更が生じたときは、遅滞なく、連合会の定める変更届に、変更を証する書面を添えて、本会に提出するとともに、本会を経由して連合会に提出しなければならない。

2 法人会員は、定款又は調査士法人名簿の登録事項を変更したときは、変更の日から2週間以内に、連合会の定める変更届に、変更を証する書面を添えて、本会に提出するとともに、本会を経由して連合会に提出しなければならない。

(調査士法人の解散届)

第13条 調査士法人が解散したとき（法第39条第1項第3号を除く。）は、解散の日から2週間以内に、連合会の定める届出書に、登記事項証明書を添えて、本会に提出するとともに、本会を経由して連合会に提出しなければならない。

(調査士法人の合併届)

第14条 調査士法人が合併したときは、合併の日から2週間以内に、連合会の定める届出書に、登記事項証明書及び定款の写しを添えて、本会に提出するとともに、本会を経由して連合会に提出しなければならない。

2 前項の届出は、合併により解散した法人会員の退会した旨の届出及び新設された調査士法人の入会した旨の届出を兼ねるものとする。

(退会等手続)

第15条 調査士会員は、本会を退会しようとするとき又は事務所の移転により所属する土地家屋調査士会（以下「調査士会」という。）を変更しようとするときは、連合会の定める退会届にその者が記名し、職印を押して、本会に提出しなければならない。

2 法人会員の清算人は、清算結了の登記後、速やかに、清算結了した旨を、連合会の定める届出書に、登記事項証明書を添えて、本会に提出するとともに、本会を経由して連合会に提出しなければならない。

3 法人会員が破産手続開始の決定を受けたことにより退会したときは、2週間以内に、連合会の定める届出書に、破産手続開始の決定を証する書面を添えて、本会に提出するとともに、本会を経由して連合会に提出しなければならない。

4 法人会員が本会の区域内に事務所を有しなくなったときは、その登記の日から2週間以内に、連合会の定める届出書に、登記事項証明書を添えて、本会に提出するとともに、本会を経由して連合会に提出しなければならない。

(業務廃止の届出)

第16条 調査士会員は、法第15条第1項第1号及び第4号に該当することとなったときは、遅滞なく、連合会の定める業務廃止届を、本会を経由して連合会に提出しなければならない。

(準用規定)

第17条 第8条第2項の規定は、第12条、第13条、第14条第1項、第15条第2項から第4項まで及び前条の届出があった場合について準用する。

(退会の効力発生時期)

第18条 第15条第1項の退会届及び第16条の業務廃止届を提出した調査士会員は、その届けが本会に到達した日から退会したものとする。

ただし、所属する調査士会の変更の登録に伴い退会しようとする者については、変更の登録の時に退会する。

2 法人会員は、その清算の結了の時又は破産手続開始の決定を受けた時に退会する。

3 法人会員は、その事務所の移転又は廃止により本会の区域内に事務所を有しないこととなつたときは、その旨の登記をした時に退会する。

(手数料)

第19条 会員は、調査士名簿の登録又は調査士法人の届出に関し、連合会会則に定める手数料を納付しなければならない。

(通知)

第20条 本会は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる書面を送付して、その会員の所属する支部又はその会員の所属していた支部に通知する。

(1)入会があったとき。

　　入会した旨を記載した書面の写し

(2)退会があったとき。

　　退会した旨を記載した書面の写し

(3)会員名簿の記載事項に変更があったとき。

　　変更の旨を記載した書面の写し

2 本会は、入会届を提出した者が調査士会員となったとき、又は第6条第1項の入会届が失効したときは、その者に対し、その旨を通知する。

3 本会は、第18条の規定により退会の効力が生じたときは、その者に対し、その旨及び年月日を通知する。

(懲戒処分があった場合の届出)

第21条 会員は、法第42条又は法第43条の規定による懲戒処分を受けたときは、遅滞なく、本会に、その旨を記載した届出書を提出しなければならない。

(会員名簿)

第22条 本会に調査士会員名簿及び調査士法人会員名簿を備える。

- 2 前項の会員名簿は、連合会が定める様式により調製するものとする。
- 3 本会は、第1項の会員名簿に記載した事項に変更が生じたときは、会員名簿にその旨を記載する。
- 4 本会は、調査士会員が退会し、若しくは登録の取消しを受けたとき、又は法人会員が退会したときは、それらの者の名簿を調査士会員名簿又は調査士法人会員名簿から除き、それぞれ別に保管するものとする。

(会員証等の交付)

第23条 本会は、入会した調査士会員に、連合会の定める様式による会員証及び会員徽章を交付する。

(会員証の記載事項の変更)

第24条 調査士会員は、第12条の変更届を提出する場合において、会員証の記載事項に変更を要するときは、変更届に写真1葉を添えて提出しなければならない。

- 2 本会は、前項の変更届等を受理したときは、遅滞なく、新会員証を作成の上、これを当該会員に交付するとともに、旧会員証を返還させなければならない。
- 3 本会は、前項の規定により新会員証を交付したときは、調査士会員名簿に記載事項の変更により交付した旨を記載する。

(会員証の返還)

第25条 調査士会員は、その資格を失った場合には、本会に会員証を返還しなければならない。

(会員証の再交付)

第26条 本会は、調査士会員が、会員証を滅失し、又は損傷したときは、その者の申請により会員証を再交付する。

- 2 調査士会員は、会員証が損傷したため新会員証の交付を受けたときは、遅滞なく、本会に、旧会員証を返還しなければならない。

(会員証等の再交付申請)

第27条 調査士会員は、会員証又は会員徽章の再交付を申請するには、別に定める様式による会員証等再交付申請書1通を本会に提出しなければならない。

第3章 会の機関

第1節 役員

(役員)

第28条 本会に、次の役員を置く。

- (1)会長 1人
- (2)副会長 2人以上3人以内
- (3)理事 10人以上15人以内
- (4)監事 2人以上

2 理事のうち5人以内を常任理事とする。

3 監事は、他の役員を兼ねることができない。

(役員の職務)

第29条 会長は、本会を代表し、会の業務を総理する。

2 副会長は、会長の定めるところにより、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理し、会長が欠員のときは、その職務を行う。

3 理事は、会長の定めるところにより、会長及び副会長を補佐し、会長及び副会長に事故があるときは、あらかじめ理事会の定めるところにより、その職務を代理し、会長及び副会長が欠員のときは、その職務を行う。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1)会の資産及び会計に関する監査
- (2)会長、副会長及び理事の業務執行の状況の監査

5 監事が欠員のとき、又は監事に事故があるときは、あらかじめ総会の決議により定められた者がその職務を行う。

6 役員は、法令、この会則及び連合会会則並びに総会の決議を遵守し、適正にその職務を遂行しなければならない。

(役員の守秘義務)

第30条 役員は、会務執行上知り得た会員に関する秘密を、正当な理由なくして他に漏らしてはならない。役員を退任した後も同様とする。

(役員の選任)

第31条 役員は、総会において調査士会員のうちから選任する。

2 役員の選任に関し必要な事項は、別に総会で定める。

(役員の任期)

第32条 役員の任期は、役員が就任した時から第2回目の定時総会の終了する時までとする。

2 役員が任期の満了又は辞任により退任した場合において、役員の定数を欠くに至ったときは、

その役員は、後任者が就任するまでその職務を行うものとする。

3 欠員又は増員により選任された役員の任期は、他の役員の任期の残存期間と同一とする。

(役員の退任)

第33条 役員は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは退任する。

- (1)法第15条第1項又は法第16条第1項の規定による登録の取消しを受けたとき。
- (2)法第42条第1項第1号又は第2号の処分を受けたとき。
- (3)調査士法人が、法第43条の規定により処分を受けた場合において、その処分事由が発生した当時、当該調査士法人の社員として在籍していたとき。
- (4)会則に基づき調査士会員である資格を喪失したとき。
- (5)総会において解任の決議があったとき。

第2節 理事会

(理事会の組織及び招集)

第34条 理事会は、会長、副会長及び理事をもって組織する。

- 2 理事会は、会長が招集する。
- 3 理事会を招集するには、会日より1週間前に副会長及び理事に通知を発しなければならない。ただし、緊急を要するときは、その期間を短縮することができる。
- 4 前項の通知には、会議の日時、場所及び会議の目的である事項を記載しなければならない。
- 5 理事会は、副会長及び理事全員の同意があったときは、招集の手続を経ないで開くことができる。
- 6 会長は、緊急を要する事項につき、副会長及び理事の全員の同意を得て、第2項の招集に代えて書面による決議を求めることができる。
- 7 理事会に、会務に関する連絡調整を図るとともに理事会から付託された事項を処理するため、会長、副会長及び常任理事をもって組織する常任理事会を設ける。
- 8 常任理事会の運営に関し必要な事項は、理事会で定める。

(理事会の決議)

第35条 本会の業務執行は、理事会の決するところによる。

- 2 理事会の議長は会長とする。
- 3 理事会の決議は、理事会の構成員の過半数が出席し、その議決権の過半数で決議する。可否同数のときは、議長が決する。
- 4 理事会の決議について特別の利害関係を有する者は、議決権を行使することができない。この場合の議決権の数は、前項の議決権の数に算入しない。
- 5 前条第6項による書面決議は、理事会構成員の過半数が書面をもって賛成をしたときは、理事会の決議があったものとする。
- 6 会長は、前項の結果を速やかに副会長及び理事に通知しなければならない。

(理事会の決議事項)

第36条 次に掲げる事項は、理事会の決議を経なければならない。

- (1)事業計画に関する事項
- (2)総会に付議すべき事項
- (3)規則等の制定及び改廃に関する事項
- (4)会長から付託された事項
- (5)支部長会議に付議すべき事項
- (6)支部長会議の決議により審議を請求された事項
- (7)連合会会則第19条に定める代議員の選出に関する事項
- (8)常任理事の選任及び解任に関する事項
- (9)前各号に掲げるもののほか、業務の執行に関する事項

(議事録)

第37条 理事会の議事については、議事録を作らなければならない。

- 2 議事録には、議事の経過の要領及びその結果を記載し、議長及び出席した役員2人が署名、押印しなければならない。

第3節 総会

(総会)

第38条 総会は、定時総会と臨時総会の2種とする。

(総会の組織)

第39条 総会は、調査士会員で組織する。

(総会の招集)

第40条 会長は、毎会計年度の終了後2月以内に定時総会を招集しなければならない。

- 2 会長は、必要があると認める場合には、臨時総会を招集することができる。
- 3 総会を招集するには、会日から2週間前に調査士会員に対してその通知を発しなければならない。ただし、緊急を要するときは、その期間を短縮することができる。
- 4 前項の通知には、会議の日時、場所及び会議の目的である事項を記載しなければならない。

(総会の特別招集)

第41条 会長は、次の場合には、1月以内の日を会日とする総会を招集しなければならない。

- (1)支部長会議の決議により総会招集の請求があったとき。
- (2)調査士会員の10分の1以上の者から総会招集の請求があったとき。
- 2 前項の請求があった日の翌日から3週間以内に会長が総会招集の通知を発しないときは、前項の請求者が総会を招集することができる。

(総会の決議事項)

第42条 次に掲げる事項は、総会の決議を経なければならない。

- (1)予算及び決算に関する事項
- (2)会則の制定及び変更に関する事項
- (3)総会で定めることとされた規則の制定及び改廃に関する事項
- (4)役員の選任及び解任に関する事項
- (5)綱紀委員及びその予備委員の選任及び解任に関する事項
- (6)重要な財産の取得、処分及び多額の債務の負担に関する事項
- (7)理事会又は支部長会議において総会に付議すべき旨決議した事項
- (8)総会において、審議することを相当と決議した事項

(決議の要件)

第43条 総会の決議は、この会則に別段の定めのある場合のほか、出席した調査士会員の議決権の過半数で決議する。ただし、可否同数のときは、議長が決する。

- 2 調査士会員は、他の調査士会員を代理人として、議決権を行使することができる。この場合において、代理人は、代理権を証する書面を総会に提出しなければならない。
- 3 第35条第4項の規定は、総会の決議について特別の利害関係を有する者の議決権について準用する。

(議決権)

第44条 調査士会員は、1個の議決権を有する。

(議長)

第45条 総会の議長は、総会で選任する。

(特別決議の要件)

第46条 第42条第2号及び第6号並びに役員及び綱紀委員（同予備委員を含む。）の解任に関する事項の決議は、調査士会員の過半数が出席し、その議決権の過半数で決議する。

(議事録)

第47条 総会の議事については、議事録を作らなければならない。

- 2 議事録には、議事の経過の要領及びその結果を記載し、議長及び出席した調査士会員2人が署名、押印しなければならない。

第4節 委員会**(綱紀委員会)**

第48条 本会は、会員の綱紀保持に関する事項をつかさどらせるため、綱紀委員会を置かなければならぬ。

- 2 綱紀委員会は、綱紀委員（以下この節において「委員」という。）7人以上12人以内をもって

組織する。

- 3 委員の任期は、就任の時から第2回目の定時総会の終了の時までとする。
- 4 委員に事故があるとき又は委員の欠員が生じたときに備え、その職務を行うため予備委員2人を置く。
- 5 委員及び予備委員は、調査士会員のうちから総会で選任する。
- 6 委員及び予備委員は、役員を兼ねることができない。
- 7 綱紀委員会に関し必要な事項は、別に総会で定める。

(準用規定)

第49条 第32条第3項及び第33条の規定は、委員及び予備委員の任期及び退任について準用する。

(委員会の職務)

- 第50条** 会長は、会員が法若しくは施行規則又はこの会則若しくは連合会会則に違反すると思料するとき、又は違反するおそれがあると認めるときは、綱紀委員会にその調査をさせなければならない。
- 2 綱紀委員会は、前項の調査を行うには、会員の保有する事件簿その他の関係書類又は執務状況を調査することができる。
 - 3 綱紀委員会は、第1項の調査の結果を書面で会長に報告しなければならない。
 - 4 綱紀委員会は、委員の過半数が、会員について第1項の調査をすることを相当と認めるときは、書面で、会長にその理由を付して意見を述べることができる。

(委員の職責)

- 第51条** 委員は、その職務を行うには、会員の人権を尊重し、かつ、公正でなければならない。
- 2 委員及び委員であった者は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(委員の除斥)

- 第52条** 委員は、次に掲げる事由が存するときは、その職務の執行から除斥させる。
- (1)当該委員が調査の対象となったとき。
 - (2)調査の対象となった会員と特別の利害関係（身分関係を含む。）があるとき。
 - (3)前各号に掲げる事由のほか委員の過半数が適当でないと認めたとき。

(会員の調査受忍義務)

- 第53条** 会員は、正当な理由がなければ、綱紀委員会の調査を拒んではならない。

(その他の委員会)

- 第54条** 本会は、特定の事項の調査、研究又は運営及び諸活動を行わせる必要があると認める場合には、理事会の決するところにより、特別委員会又は各種委員会を置くことができる。
- 2 前項の委員会に関し必要な事項は、理事会で定める。

第5節 業務分掌

(業務の分掌)

第55条 本会に、その業務を分掌させるため、次に掲げる部を置く。

- (1)総務部
- (2)財務部
- (3)業務部
- (4)研修部
- (5)広報部
- (6)社会事業部

- 2 各部の事務は、理事会の定めるところにより、理事がそれぞれ担当しなければならない。
- 3 部には、部長1人及び次長2人以内を置くことができる。
- 4 部長は、部の業務を掌理する。
- 5 次長は、部長を補佐する。

(各部の事務)

第56条 総務部のつかさどる事務は、次のとおりとする。

- (1)会員の品位の保持のための指導及び連絡に関する事項
- (2)会員の執務の指導及び連絡に関する事項
- (3)会長印、その他の会印の管守に関する事項
- (4)文書の收受、発送及び保存に関する事項
- (5)会員の入会及び退会その他人事に関する事項
- (6)協会の役員推せんに関する事項
- (7)調査士の登録及び調査士法人の届出の事務に関する事項
- (8)本会及び会員に関する情報の公開に関する事項
- (9)本会及び会員の保有する個人情報の保護に関する事項
- (10)会員の業務に関する紛議の調停に関する事項
- (11)非調査士等による調査士業務の排除に関する事項
- (12)その他他の部の所掌に属さない事項

- 2 財務部のつかさどる事務は、次のとおりとする。

- (1)入会金及び会費の徴収に関する事項
- (2)予算及び決算に関する事項
- (3)金銭及び物品の出納に関する事項
- (4)資産の管理に関する事項
- (5)業務関係図書及び用品の購入のあっせん、頒布に関する事項
- (6)会員の福利厚生に関する事項
- (7)会員の共済に関する事項

- 3 業務部のつかさどる事務は、次のとおりとする。

- (1)会員の業務の指導及び連絡に関する事項

- (2)業務の改善に関する企画及び立案に関する事項
- (3)調査士業務の相談に関する事項
- (4)業務関係法規その他業務に関する調査及び研究に関する事項
- (5)報酬に関する調査及び研究に関する事項
- (6)統計に関する事項
- (7)境界についての確認、管理及び鑑定に関する調査及び研究に関する事項
- (8)境界標及び境界に関する資料の管理に関する事項
- (9)筆界特定制度に関する事項
- (10)地図に関する調査及び研究に関する事項

4 研修部のつかさどる事務は、次のとおりとする。

- (1)研修計画に関する事項
- (2)会員研修会の実施に関する事項
- (3)講演会、講習会等の開催に関する事項

5 広報部のつかさどる事務は、次のとおりとする。

- (1)広報に関する事項
- (2)会報の編集及び発行に関する事項
- (3)情報の収集及び参考図書の編集発行に関する事項

6 社会事業部のつかさどる事務は、次のとおりとする。

- (1)地図の作成及び整備等に関する事項
- (2)筆界に関する民間紛争解決手続に関する事項
- (3)日本司法支援センター（法テラス）に関する事項
- (4)公共嘱託登記の受託推進及び協会に対する助言に関する事項
- (5)その他公共・公益に係わる事業の推進に関する事項

第4章 事務局

（事務局）

第57条 本会に、その事務を処理するため、事務局を設置し、必要な職員を置く。

（事務局の運営）

第58条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会で定める。

第5章 資産及び会計

（会計年度）

第59条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日までとする。

（予算）

第60条 本会の経費は、入会金、会費、寄附金その他の収入をもって支弁する。

- 2 会長は、当年度の予算案を作成し、理事会の決議を経て、これを定時総会に提出しなければならない。
- 3 会長は、予算の執行に当たっては、総会で承認された予算に基づき執行しなければならない。
- 4 予算が成立するまでの間の本会の収入及び支出は、前年度予算の例による。
- 5 定時総会において予算が成立しないときは、予算を成立させるため、会長は、速やかに臨時総会を招集しなければならない。
- 6 予算の執行に関し必要な事項は、理事会で定める。

(財産目録)

第61条 会長は、本会の資産及び負債を明らかにするため、毎会計年度末現在における財産目録を作成しなければならない。

(決算報告書)

第62条 会長は、本会の前年度の収入及び支出の決算報告書を作成し、監事に提出しなければならない。

- 2 監事は、前項の決算報告書を監査し、その結果についての意見をこれに付記しなければならない。
- 3 会長は、定時総会に前項の決算報告書を提出しなければならない。

(資産の管理)

第63条 本会の資産は、会長が管理する。

(予算外支出)

第64条 会長は、予算の執行に当たり、やむを得ない事情により予算外の支出を必要とするときは、理事会の決議を経て、その執行をすることができる。

- 2 会長は、前項の規定により予算を執行したときは、その後最初に開かれる総会において、その承認を受けなければならない。

(財産の請求制限)

第65条 会員は、その資格を失った場合には、この会則に別段の定めのあるときを除き、本会に対してなんらの財産上の請求をすることができない。

(給与・旅費等)

第66条 役員及び職員等の給与、旅費及び手当等は、理事会の定めるところによる。

第6章 支部及び支部長会議

第1節 支部

(支部)

第67条 本会は、理事会の定める区域ごとに支部を置く。

- 2 前項の区域内に事務所を有する会員は、その支部に所属するものとする。

(支部の目的)

第68条 支部は、本会及び他の支部との連絡を密にし、当該支部に所属する会員（以下「支部会員」という。）の指導及び連絡に関する事務を行うことを目的とする。

(支部の役員)

第69条 支部に、支部長及び支部規則で定める役員を置く。

- 2 支部の役員は、支部規則の定めるところにより、支部に所属する調査士会員のうちから選任する。

(支部長の報告義務)

第70条 支部長は、支部会員が法若しくは施行規則又はこの会則若しくは連合会会則に違反すると思料するときは、その旨を会長に報告しなければならない。

- 2 支部長は、支部の毎会計年度終了後2月以内に、支部の収入及び支出に関する決算報告書を会長に提出しなければならない。

(支部規則)

第71条 この会則に定めるもののほか、支部の組織、事業その他支部の目的を達成するために必要な事項は、支部規則で定める。

- 2 前項の支部規則を定め、これを変更するには、会長の承認を得なければならない。

第2節 支部長会議

(支部長会議)

第72条 支部長会議は、支部長をもって組織する。ただし、支部長に事故があるときは、支部規則で定める者に代理させることができる。

- 2 本会の役員及び職員は、支部長会議に出席して意見を述べることができる。

(支部長会議の議長及び副議長)

第73条 支部長会議に、議長及び副議長各1人を置く。

- 2 議長及び副議長は、支部長が互選し、その任期は、就任後の本会の第2回目の定時総会の終了の時までとする。
- 3 議長は、支部長会議を代表し、副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときはその職務を代理する。

4 議長及び副議長は、支部長の資格を喪失したときは、退任する。

(支部長会議の招集)

第74条 会長又は支部長会議の議長は、必要があると認める場合には、支部長会議を招集することができる。

2 支部長会議を招集するには、会日から1週間前に会議の日時、場所及びその目的である事項を記載した通知を支部長に発しなければならない。

(支部長会議の招集請求)

第75条 会長は、3人以上の支部長から、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を提出して支部長会議の招集の請求があったときは、2週間以内に支部長会議を招集しなければならない。

2 前項の請求があった後1週間以内に支部長会議の招集通知が発せられなかったときは、前条第1項の規定にかかわらず、前項の請求者は、連名で、支部長会議を招集することができる。

3 前項の場合において、役員及び職員の出席を必要とするときは、前条第2項の通知を役員及び職員にも発しなければならない。

(支部長会議の決議事項)

第76条 次に掲げる事項は、支部長会議の決議を経なければならない。

- (1)総会若しくは理事会又は会長から付託された事項
- (2)総会又は理事会に付議することを相当と認める事項
- (3)その他本会の適正円滑な運営を図るために必要な事項

2 支部長会議は、本会の運営について、会長に建議することができる。

(議決権)

第77条 支部長会議の決議は、支部長の過半数が出席し、その議決権の過半数の決議による。

2 支部長は、1個の議決権を有する。

(議事録)

第78条 支部長会議の議事については、議事録を作らなければならない。

2 議事録には、議事の経過の要領及びその結果を記載し、議長及び出席した支部長2人がこれに署名、押印しなければならない。

3 前項の議事録は、本会において保存する。

(書面による決議)

第79条 会長は、緊急を要する事項について、書面により支部長会議の決議を求めることができる。

2 前項の場合において、支部長の過半数が当該事項について、書面による同意を表したときは、支部長会議の決議があったものとみなす。

3 会長は、前項の決議の結果を、速やかに、支部長に通知しなければならない。

(準用規定)

第80条 第35条第4項の規定は、支部長会議の議決権について準用する。

第7章 入会金及び会費

(入会金)

第81条 本会に入会しようとする者は、第6条第1項の入会届を提出するときに、別紙「入会金及び会費に関する規則」(以下「別紙」という。)に定める入会金を納入しなければならない。ただし、その者が入会に至らなかったときは、その者に入会金を返還しなければならない。

2 調査士法人は、第7条に規定する届出をするときに、別紙に定める入会金を納入しなければならない。

(会費)

第82条 会員は、別紙に定める会費を納入しなければならない。

2 法人会員が会費を6月分滞納したときは、当該法人の社員が連帯して納入しなければならない。

(会費の延納・減免及び返還)

第83条 会員は、疾病又は災害等により、会費を納入することが困難な事由があるときは、会長に対し、その延納、減額又は免除の申出をすることができる。

2 前項の申出は、当該会員の所属する支部の支部長を経由してするものとし、支部長は実情を調査の上、意見を付した書面をもって、会長に具申するものとする。

3 会長は、会費の延納、減額又は免除を認定したときは、その旨を当該支部長及び当該会員に通知するものとする。

4 会費の延納、減免及び返還に関し必要な事項は、理事会で定める。

5 本会は、会員がその資格を失った場合において、会費の過納があるときは、当該会員であった者若しくはその遺族又は当該社員であった者に対し、その会費を返還する。

(みなし退会)

第84条 調査士会員が、第82条に規定する会費を6月分滞納し、本会から一定の期日を定めて納入すべき旨の催告を受けたにもかかわらず、その期日までに滞納会費を納入しないときは、当該会員は、その期日の翌日から会員である資格を失い、本会を退会したものとみなす。

第8章 研修

(研修の実施)

第85条 本会は、会員の資質向上を図るため、法令及び実務等に関する研修を実施する。

2 前項の研修の実施に関し必要な事項は、理事会で定める。

(研修の受講)

第86条 調査士会員は、本会及び支部並びに連合会及び連合会会則第27条で定めるブロック協議会が実施する研修を受け、その資質の向上に努めなければならない。

2 調査士会員は、前項の研修のうち、本会又は連合会が指定する研修を受講しなければならない。

3 調査士会員は、業務を行う地域における土地の境界に関する慣習及びその他の業務についての知識を深めるよう努めなければならない。

4 調査士法人は、社員である調査士が第1項の研修会に出席できるよう配慮しなければならない。

第9章 境界問題ADRセンター

(境界問題ADRセンターの設置)

第86条の2 本会は、筆界に関する民間紛争解決手続の業務を行うため、境界問題ADRセンターを設置することができる。

2 前項の境界問題ADRセンターの業務については、法務大臣の指定を受けるものとし、その実施及び運営に関して必要な事項は、理事会で定める。

第10章 業務執行及び品位保持

(品位保持等)

第87条 会員は、常に調査士としての品位を保持し、信用の昂揚を図り、業務に関する法令及び実務に精通して、公正かつ誠実に業務を行わなければならない。

(会則等の遵守義務)

第88条 会員は、本会の会則、規則、支部規則及び総会の決議並びに連合会会則を守り、本会の秩序の維持に努めなければならない。

2 会員は、本会の発する注意又は勧告に従うとともに、回答を求められた事項については、遅滞なく、これに応答しなければならない。

(非調査士等との提携の禁止)

第89条 会員は、調査士会に入会している調査士又は調査士法人でない者に、自己の名義を貸与する等他人をして調査士の業務を取り扱わせるよう協力し、又は援助してはならない。

(不当誘致行為の禁止)

第90条 会員は、金品の提供又は供應等の不当な手段により依頼を誘致してはならない。

(違法行為の助長の禁止)

第90条の2 会員は、詐欺的な行為、暴力その他これに類する違法又は不正な行為を助長し、又

はこれらの行為を利用してはならない。

(利益享受等の禁止)

第90条の3 会員は、取り扱っている事件に関して、相手方から利益を受け、又はこれを要求し、若しくはこれを約束してはならない。

(広告)

第91条 会員は、自己の業務について広告をすることができる。ただし、虚偽若しくは誇大な広告又は品位を欠く広告は、この限りでない。

(業務の取扱い)

第92条 会員は、その業務を行うに当たっては、法令、通達等に準拠し、特別の理由がない限り、依頼を受けた順序に従い、迅速かつ適正に事件を処理しなければならない。

- 2 会員は、業務の適正な処理を図るため、必要に応じて依頼者等の承諾を得て、相互に資料の提供をする等必要な協力をするよう努めるものとする。
- 3 会員は、業務を受託するに当たっては、依頼者にその業務内容及び報酬等を十分説明し、契約書を作成するなどして、業務に関して紛争が生じることのないよう努めなければならない。

(依頼の拒否)

第92条の2 会員は、業務の依頼（筆界特定の手続に関する業務及び民間紛争解決手続代理関係業務を除く。）を拒んだ場合において、当該業務の依頼をした者から請求があったときは、その者に対し、その理由を記載した書面を交付しなければならない。

- 2 会員は、筆界特定の手続に関する業務又は民間紛争解決手続代理関係業務についての事件の依頼を受任しないときは、速やかに、その旨を当該依頼をした者に通知しなければならない。

(報酬の基準に関する明示)

第93条 会員は、事務所の見やすい場所に、会員の業務に関する報酬額の算定の方法その他の報酬の基準を掲示するなどして、明示しなければならない。

(職印)

第94条 会員が業務上使用する職印の規格は、連合会の定めるところによる。

(記名・職印の押印等)

第95条 会員は、調査士業務として依頼者又は官公庁に提出する書類（民間紛争解決手続代理関係業務を除く。以下本条において同じ。）を作成したときは、その書類の末尾又は欄外に記名し、職印を押さなければならない。

- 2 会員は、調査士業務として依頼者又は官公庁に提出する電磁的記録を作成したときは、職名及び氏名を記録し、電子署名を行わなければならない。

(領収証)

第96条 会員は、依頼者から報酬を受けたときは、連合会の定める様式による領収証正副2通を作成し、正本は、これに記名し、職印を押して当該依頼者に交付しなければならない。

- 2 前項の領収証は、電磁的記録により作成及び保存することができる。
- 3 前2項の副本は、作成の日から3年間保存しなければならない。

(事件簿)

第97条 会員（調査士法人の社員である調査士会員を除く。）は、連合会の定める様式により、事件簿を調製しなければならない。

- 2 事件簿には、依頼を受けた順序に従い、受託番号、受託年月日、件名、依頼者の氏名・住所及び報酬額等を記載しなければならない。
- 3 受託番号は、毎年更新しなければならない。
- 4 第1項の事件簿は、磁気ディスクその他の電磁的記録により記録することができる。
- 5 事件簿は、その閉鎖後7年間保存しなければならない。

(年計報告)

第98条 会員（調査士法人の社員である調査士会員を除く。）は、毎年1月末日までに、連合会の定める様式により、前年に処理した事件の総件数を記載した年計報告書を会長に提出しなければならない。

- 2 会長は、前項の年計報告書を受理したときは、その総合計表を作成し、毎年3月末日までに連合会の会長に提出しなければならない。

(事務所の設備)

第99条 会員は、その事務所に、依頼者から預託された図面、書類その他の物件の保管に必要な設備を整えなければならない。

(表示)

第100条 調査士会員は、その事務所に「高知県土地家屋調査士会会員土地家屋調査士何某事務所」と記載した表札を掲げなければならない。

- 2 法人会員は、その事務所に調査士法人の名称と、社員である調査士の氏名を記載した表札を掲げなければならない。
- 3 前2項の表札の規格は、連合会の定めるところによる。
- 4 会員は、業務の停止の処分を受けたときは、その停止期間中表札を撤去しなければならない。

(補助者に関する届出)

第101条 会員は、補助者を置いたとき又は補助者を置かなくなったときは、別に定める届出書を、本会に提出しなければならない。

- 2 本会は、前項の届出があったときには、その旨を高知地方法務局の長に通知するものとする。

(会員証等)

第102条 調査士会員は、その業務を行う場合には、会員証を携帯し、会員徽章を着用しなければならない。

- 2 会員は、その補助者に連合会の定める様式による補助者証を携帯させなければならない。

(補助者の使用責任)

第103条 会員は、補助者に業務を補助させる場合には、その指導及び監督を厳正にし、補助者の業務上の過失について、その責めを負わなければならない。

(届出)

第104条 会員は、法又は施行規則の規定に基づき高知地方法務局の長に書面を提出するには、本会を経由しなければならない。

第11章 会の指導、調査、注意勧告**(会員に対する指導及び調査)**

第105条 会長は、会員の業務の適正を図るために会員に対する指導の必要があると認めるときは、その会員から報告を徴した上、その会員に適切な指示又は指導をすることができる。

- 2 会長は、必要があると認めたときは、会員の保有する事件簿その他の関係書類又は執務状況を調査することができる。
- 3 会員は、正当な理由がなければ前項の調査を拒んではならない。

(注意勧告)

第106条 本会は、会員が法若しくは施行規則又はこの会則若しくは連合会会則に違反するおそれがあると認めるときは、綱紀委員会の調査を経て、当該会員に対して注意を促し、又は必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

- 2 本会は、前項に規定する注意又は勧告の要否を決定するため、あらかじめ理事会において、その構成員のうちから、5人以上9人以内の者を選任しなければならない。
- 3 注意又は勧告は、前項の規定により選任された者の3分の2以上の決議をもって行う。
- 4 注意又は勧告に関し必要な事項は、理事会で定める。

(再調査の申立)

第107条 前条第1項の規定により、注意又は勧告を受けた会員は、その注意又は勧告に不服があるときは、注意又は勧告を受けた日の翌日から30日以内に、理由を付した書面をもって、本会に対して再調査の申立をすることができる。

- 2 本会は、前項の再調査の申立があったときは、理事会で調査の上、必要な措置を講ずるものとする。
- 3 第105条第2項の規定は、前項の調査について準用する。
- 4 本会は、第2項の措置に関し、連合会の意見を聞くことができる。

(準用規定)

第108条 第52条の規定は、第106条第2項の規定により選任された者及び前条第2項の理事会の構成員について準用する。

(書類及び執務状況の調査)

第109条 本会は、法第55条又は施行規則第40条第3項の規定により、法務大臣に報告するために必要があるときは、会員の保存する事件簿その他の関係書類又は執務状況を調査することができる。

2 第105条第3項の規定は、前項の調査について準用する。

(協力義務等)

第110条 本会は、他の調査士会から綱紀委員会の調査又は注意勧告の決定に必要な調査若しくは紛議の調停のための調査に協力を求められたときは、その調査に協力するものとする。

第12章 情報の公開**(情報の公開)**

第111条 本会は、本会及び会員に関する情報を公開するものとする。

2 前項の情報公開に関して必要な事項は、理事会で定める。

第13章 紛議の調停**(紛議の調停)**

第112条 本会は、所属の会員の業務に関する紛議につき、当該会員又は当事者その他関係人の請求により調停を行う。

2 前項の紛議の調停を行うため、本会に紛議調停委員会を置く。

3 紛議の調停に関し必要な事項は、理事会で定める。

(会員の出頭義務等)

第113条 調停の請求を受けた会員は、やむを得ない事由がある場合を除き、調停の期日に出頭しなければならない。

2 前項の会員は、本会から紛議に関する書類等の提出を求められたときは、これに応じなければならない。

(会員の履行義務)

第114条 会員は、調停で合意した内容については、誠実に履行しなければならない。

(守秘義務)

第115条 紛議の調停に関与した者は、正当な事由がある場合でなければ、その職務上取り扱った

事項について知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

第14章 雜則

(会員の表彰・慶弔)

第116条 会長は、理事会に諮り、本会の向上発展に特に功績があった会員を表彰することができる。

2 会長は、理事会の決議を経て慶弔規程を別に定めることができる。

(名誉会長・顧問等)

第117条 本会に名誉会長のほか、顧問、相談役及び参与（以下これらの者を「顧問等」という。）を置くことができる。

- 2 名誉会長は、会長が総会に諮って委嘱する。
- 3 顧問等については、会長が理事会に諮って委嘱する。
- 4 会長は、名誉会長及び顧問等に対し、本会の運営その他重要事項について諮問を発し、又は助言を求めることができる。
- 5 名誉会長及び顧問等の任期は、会長の任期と同一とする。ただし、会長が任期の中途において退任したときは、名誉会長の任期は、新たに選任された会長の就任の時までとする。

(施行規則への委任)

第118条 この会則の施行に必要な規則は、理事会の決議を経て、会長が定める。

附則

(施行期日)

この会則は、法務大臣の認可の日から施行する。

（平成13年8月27日 法務省民二第2044号認可）

附則

(施行期日)

1 この会則は、平成15年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 この会則による改正後の規定は、この会則の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、この会則による改正前の規定によって生じた効力を妨げない。

附則

（第3条、第7条、第13条～第15条、第55条、第56条、第86条の2、第90条の2、第90条の3、第92条、第92条の2、第95条）

この会則は、法務大臣の認可の日から施行する。

（平成18年8月9日 法務省民二第1845号認可）

附則**(施行期日)**

この会則は、平成19年10月1日から施行する。

附則**(施行期日)**

この会則は、法務大臣の認可の日から施行する。

(平成21年8月25日 法務省民二第1999号認可)

附則**(施行期日)**

この改正会則は、法務大臣の認可の日から施行する。

(平成25年11月6日 法務省民二第538号認可)

附則**(施行期日)**

この改正会則は、法務大臣の認可の日から施行する。

(平成25年12月6日 法務省民二第725号認可)

附則**(施行期日)**

(第3条、第8条の2、第9条、第13条、第86条、第92条、第96条、第97条、第109条)

(施行期日)

1 この改正会則は、司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律（令和元年法律第29号）の施行の日（令和2年8月1日）から施行する。

(調査士法人の職印についての経過措置)

2 改正会則施行の際、改正前の会則に基づく調査士法人の職印は、次の取扱いとする。

(1)主たる事務所又は従たる事務所に常駐する社員（社員のうち特に調査士法人を代表すべき者を定めた場合は当該調査士法人を代表する社員）が1人である場合、従来の主たる事務所又は従たる事務所の職印を当該社員の職印とみなす。

(2)主たる事務所又は従たる事務所に常駐する社員（社員のうち特に調査士法人を代表すべき者を定めた場合は当該調査士法人を代表する社員）が2人以上である場合、従来の主たる事務所又は従たる事務所の職印をあらかじめ指定した当該社員のうちの1人の職印とみなす。その他の当該社員は速やかに使用する職印を届け出るものとする。

(3)社員のうち特に調査士法人を代表すべき者を定めている場合において、従たる事務所に常駐する社員が当該調査士法人を代表する社員でない場合、従来の従たる事務所の職印を廃止したものとみなす。

(事件簿の保存期間についての経過措置)

3 第97条第5項における事件簿の保存については、施行日を基準として事件簿の閉鎖後5年を経過したものは適用しない。

別 紙 入会金及び会費に関する規則

(入会金)

(1)本会の入会金は、1会員につき、次に掲げる金額とする。

- | | |
|----------|----------|
| (1)調査士会員 | 金50,000円 |
| (2)法人会員 | 金50,000円 |

(会費の金額)

(2)本会の会費は、定額会費及び比例会費とする。

(3)定額会費は、1会員につき1月あたり、次に掲げる金額とする。

- | | |
|----------|----------|
| (1)調査士会員 | 金11,000円 |
| (2)法人会員 | 金 5,500円 |

ただし、2以上の事務所を有する法人会員は、2事務所目から1事務所につき金5,500円を加算した金額とする。

(4)比例会費は比例会費規則において定める金額とする。

(会費の納入方法)

(5)定額会費は、1年を2期に分け4月から9月までを前期、10月から翌年3月までを後期とし、原則としてそれぞれ当該期最初の月の末日までに各期分を前納するものとする。ただし、後期分を前期に納入しても差しつかえない。

(6)前項本文の規定によるほか、会員は申出により指定金融機関において1月ごとの会費を口座引落しの方法により納入することができる。

(7)各期の中途において入会する者の前納する定額会費は、入会する月より当該期の末日までの定額会費の合計額とする。

(8)会費の納入方法については、理事会において定める。

(滞納会費)

(9)会則第84条の規定により、会員である資格を失った者は、退会後速やかに滞納会費を納入しなければならない。

(10)前項の者が、再び入会しようとするときは、入会と同時に入会金及び滞納会費を納入しなければならない。

令和2年8月1日から施行された改正法

二 土地家屋調査士法（昭和二十五年法律第二百二十八号）（第二条関係）

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第一章～第九章 (略)</p> <p>第十章 雜則（第六十六条の二～第六十八条）</p> <p>第十一章 (略)</p> <p>附則</p> <p>(土地家屋調査士の使命)</p> <p><u>第一条 土地家屋調査士（以下「調査士」という。）は、不動産の表示に関する登記及び土地の筆界（不動産登記法（平成十六年法律第二百二十三号）第二百二十三条第一号に規定する筆界をいう。第三条第一項第七号及び第二十五条第二項において同じ。）を明らかにする業務の専門家として、不動産に関する権利の明確化に寄与し、もつて国民生活の安定と向上に資することを使命とする。</u></p> <p>(職責)</p> <p><u>第二条 調査士は、常に品位を保持し、業務に関する法令及び実務に精通して、公正かつ誠実にその業務を行わなければならない。</u></p> <p>(業務)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 筆界特定の手続（不動産登記法第六章第二節の規定による筆界特定の手続又は筆界特定の申請の却下に関する審査請求の手続をいう。次号において同じ。）についての代理</p> <p>五・六 (略)</p> <p>七 土地の筆界が現地において明らかでないことを原因とする民事に関する紛争に係る民間紛争解決手続（民間事業者が、紛争の当事者が和解をすることができる民事上の紛争について、紛争の当事者双方からの依頼を受け、当該紛争の当事者との間の契約に基づき、和解の仲介を行う裁判外紛争解決手続（訴訟手続によらずに民事上の紛争の解決をしようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続をいう。）をいう。）であつて当該紛争の解決の業務を公正かつ適確に行うことができると認められる団体として法務大臣が指定する</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第九章 (同上)</p> <p>第十章 雜則（第六十七条・第六十八条）</p> <p>第十一章 (同上)</p> <p>附則</p> <p>(目的)</p> <p><u>第一条 この法律は、土地家屋調査士の制度を定め、その業務の適正を図ることにより、不動産の表示に関する登記手続の円滑な実施に資し、もつて不動産に係る国民の権利の明確化に寄与することを目的とする。</u></p> <p>(職責)</p> <p><u>第二条 土地家屋調査士（以下「調査士」という。）は、常に品位を保持し、業務に関する法令及び実務に精通して、公正かつ誠実にその業務を行わなければならない。</u></p> <p>(業務)</p> <p>第三条 (同上)</p> <p>一～三 (同上)</p> <p>四 筆界特定の手續（不動産登記法（平成十六年法律第二百二十三号）第六章第二節の規定による筆界特定の手続又は筆界特定の申請の却下に関する審査請求の手続をいう。次号において同じ。）についての代理</p> <p>五・六 (同上)</p> <p>七 土地の筆界（不動産登記法第二百二十三条第一号に規定する筆界をいう。第二十五条第二項において同じ。）が現地において明らかでないことを原因とする民事に関する紛争に係る民間紛争解決手続（民間事業者が、紛争の当事者が和解をすることができる民事上の紛争について、紛争の当事者双方からの依頼を受け、当該紛争の当事者との間の契約に基づき、和解の仲介を行う裁判外紛争解決手続（訴訟手続によらずに民事上の紛争の解決をしようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続をいう。）をいう。）であつて当該紛争の解決の業務を公正かつ適確に行うことができると認められる団体として法務大臣が指定する</p>

改 正 案	現 行
ものが行うものについての代理	争の解決の業務を公正かつ適確に行うことができると認められる団体として法務大臣が指定するものが行うものについての代理
八 (略) 2~5 (略)	八 (同上) 2~5 (同上)
(設立) 第二十六条 調査士は、この章の定めるところにより、土地家屋調査士法人（調査士の業務を行うことを目的として、調査士が設立した法人をいう。以下「調査士法人」という。）を設立することができる。	(設立) 第二十六条 調査士は、この章の定めるところにより、土地家屋調査士法人（調査士の業務を行うことを目的として、調査士が <u>共同して</u> 設立した法人をいう。以下「調査士法人」という。）を設立することができる。
(設立の手続) 第三十一条 調査士法人を設立するには、その社員となろうとする調査士が、定款を定めなければならぬ。 2・3 (略)	(設立の手續) 第三十一条 調査士法人を設立するには、その社員となろうとする調査士が、 <u>共同して</u> 定款を定めなければならない。 2・3 (同上)
(解散) 第三十九条 (略) 一~六 (略) <u>七 社員の欠亡</u> (削る)	(解散) 第三十九条 (同上) 一~六 (同上) (新設) <u>2 調査士法人は、前項の規定による場合のほか、社員が一人になり、そのなつた日から引き続き六月間その社員が二人以上にならなかつた場合においても、その六月を経過した時に解散する。</u> <u>3 調査士法人は、第一項第三号の事由により解散したときは、解散の日から二週間以内に、その旨を、主たる事務所の所在地の調査士会及び調査士会連合会に届け出なければならない。</u> 4 (同上) (新設)
(調査士法人の継続) <u>第三十九条の二 調査士法人の清算人は、社員の死亡により前条第一項第七号に該当するに至つた場合に限り、当該社員の相続人（第四十一条第三項において準用する会社法第六百七十五条において準用する同法第六百八条第五項の規定により社員の権利を行使する者が定められている場合にはその者）の同意を得て、新たに社員を加入させて調査士法人を継続することができる。</u>	(裁判所による監督) <u>第三十九条の二 (同上)</u>
(裁判所による監督) <u>第三十九条の三 (略)</u>	

改 正 案	現 行
(解散及び清算の監督に関する事件の管轄) <u>第三十九条の四</u> (略)	(解散及び清算の監督に関する事件の管轄) <u>第三十九条の三</u> (同上)
(検査役の選任) <u>第三十九条の五</u> (略)	(検査役の選任) <u>第三十九条の四</u> (同上)
(調査士に関する規定等の準用)	(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び会社法の準用等)
第四十一条 第一条、第二条、第二十条から第二十二条まで及び第二十四条の規定は、調査士法人について準用する。 2 (略) 3 会社法第六百四十四条（第三号を除く。）、第六百四十五条から第六百四十九条まで、第六百五十条第一項及び第二項、第六百五十一条第一項及び第二項（同法第五百九十四条の準用に係る部分を除く。）、第六百五十二条、第六百五十三条、第六百五十五条から第六百五十九条まで、第六百六十二条から第六百六十四条まで、第六百六十六条から第六百七十三条まで、第六百七十五条、第八百六十三条、第八百六十四条、第八百六十八条第一項、第八百六十九条、第八百七十条第一項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）、第八百七十二条、第八百七十二条（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十四条（第一号及び第四号に係る部分に限る。）、第八百七十五条並びに第八百七十六条の規定は、調査士法人の解散及び清算について準用する。この場合において、同法第六百四十四条第一号中「第六百四十一条第五号」とあるのは「土地家屋調査士法第三十九条第一項第三号」と、同法第六百四十七条第三項中「第六百四十一条第四号又は第七号」とあるのは「土地家屋調査士法第三十九条第一項第五号から第七号まで」と、同法第六百六十八条第一項及び第六百六十九条中「第六百四十一条第一号から第三号まで」とあるのは「土地家屋調査士法第三十九条第一項第一号又は第二号」と、同法第六百七十条第三項中「第九百三十九条第一項」とあるのは「土地家屋調査士法第四十条の二第六項において準用する第九百三十九条第一項」と、同法第六百七十三条第一項中「第五百八十条」とあるのは「土地家屋調査士法第三十五条の三」と読み替えるものとする。 4～7 (略)	第四十一条 第二条、第二十条から第二十二条まで及び第二十四条の規定は、調査士法人について準用する。 2 (同上) 3 会社法第六百四十四条（第三号を除く。）、第六百四十五条から第六百四十九条まで、第六百五十条第一項及び第二項、第六百五十一条第一項及び第二項（同法第五百九十四条の準用に係る部分を除く。）、第六百五十二条、第六百五十三条、第六百五十五条から第六百五十九条まで、第六百六十二条から第六百六十四条まで、第六百六十六条から第六百七十三条まで、第六百七十五条、第八百六十三条、第八百六十四条、第八百六十八条第一項、第八百六十九条、第八百七十条第一項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）、第八百七十二条、第八百七十二条（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十四条（第一号及び第四号に係る部分に限る。）、第八百七十五条並びに第八百七十六条の規定は、調査士法人の解散及び清算について準用する。この場合において、同法第六百四十四条第一号中「第六百四十一条第五号」とあるのは「土地家屋調査士法第三十九条第一項第三号」と、同法第六百四十七条第三項中「第六百四十一条第四号又は第七号」とあるのは「土地家屋調査士法第三十九条第一項第五号若しくは第六号又は第二項」と、同法第六百六十八条第一項及び第六百六十九条中「第六百四十一条第一号から第三号まで」とあるのは「土地家屋調査士法第三十九条第一項第一号又は第二号」と、同法第六百七十条第三項中「第九百三十九条第一項」とあるのは「土地家屋調査士法第四十条の二第六項において準用する第九百三十九条第一項」と、同法第六百七十三条第一項中「第五百八十条」とあるのは「土地家屋調査士法第三十五条の三」と読み替えるものとする。 4～7 (同上)
(調査士に対する懲戒) 第四十二条 調査士がこの法律又はこの法律に基づく命令に違反したときは、法務大臣は、当該調査	(調査士に対する懲戒) 第四十二条 調査士がこの法律又はこの法律に基づく命令に違反したときは、 <u>その事務所の所在地を</u>

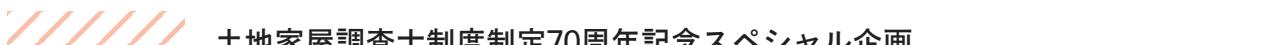
改 正 案	現 行
<p>士に対し、次に掲げる処分をすることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 戒告 二 二年以内の業務の停止 三 業務の禁止 <p>(調査士法人に対する懲戒)</p> <p>第四十三条 調査士法人がこの法律又はこの法律に基づく命令に違反したときは、法務大臣は、当該調査士法人に対し、次に掲げる処分をすることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 戒告 二 二年以内の業務の全部又は一部の停止 三 解散 <p><u>2 前項の規定による処分の手続に付された調査士法人は、清算が結了した後においても、この章の規定の適用については、当該手続が結了するまで、なお存続するものとみなす。</u></p>	<p>管轄する法務局又は地方法務局の長は、当該調査士に対し、次に掲げる処分をすることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 (同上) 二 (同上) 三 (同上) <p>(調査士法人に対する懲戒)</p> <p>第四十三条 調査士法人がこの法律又はこの法律に基づく命令に違反したときは、<u>その主たる事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局の長</u>は、当該調査士法人に対し、次に掲げる処分をすることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 (同上) 二 (同上) 三 (同上) <p><u>2 調査士法人がこの法律又はこの法律に基づく命令に違反したときは、その従たる事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局の長（前項に規定するものを除く。）は、当該調査士法人に対し、次に掲げる処分をすることができる。ただし、当該違反が当該従たる事務所に関するものであるとき限り。</u></p> <p><u>二 戒告</u></p> <p><u>三 当該法務局又は地方法務局の管轄区域内にある当該調査士法人の事務所についての二年以内の業務の全部又は一部の停止</u></p>
<p>(懲戒の手続)</p> <p>第四十四条 何人も、調査士又は調査士法人にこの法律又はこの法律に基づく命令に違反する事実があると思料するときは、法務大臣に対し、当該事実を通知し、適当な措置をとることを求めることができる。</p> <p>2 前項の規定による通知があつたときは、法務大臣は、通知された事実について必要な調査をしなければならない。</p> <p>3 法務大臣は、<u>第四十二条第一号若しくは第二号又は前条第一項第一号若しくは第二号に掲げる処分をしようとするときは、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。</u></p> <p>4・5 (略)</p> <p>(登録取消しの制限等)</p> <p>第四十五条 法務大臣は、調査士に対し<u>第四十二条</u></p>	<p>(懲戒の手続)</p> <p>第四十四条 何人も、調査士又は調査士法人にこの法律又はこの法律に基づく命令に違反する事実があると思料するときは、<u>当該調査士又は当該調査士法人の事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局の長</u>に対し、当該事実を通知し、適当な措置をとることを求めることができる。</p> <p>2 前項の規定による通知があつたときは、<u>同項の法務局又は地方法務局の長</u>は、通知された事実について必要な調査をしなければならない。</p> <p>3 法務局又は地方法務局の長は、<u>第四十二条第二号又は前条第一項第二号若しくは第二項第二号に掲げる処分をしようとするときは、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。</u></p> <p>4・5 (同上)</p> <p>(登録取消しの制限等)</p> <p>第四十五条 法務局又は地方法務局の長は、調査士</p>

改 正 案	現 行
<p>各号に掲げる処分をしようとする場合においては、行政手続法第十五条第一項の通知を発送し、又は同条第三項前段の掲示をした後直ちに調査士会連合会にその旨を通告しなければならない。</p> <p>2 調査士会連合会は、調査士について前項の通告を受けた場合においては、<u>法務大臣</u>から<u>第四十二条各号</u>に掲げる処分の手続が結了した旨の通知を受けるまでは、当該調査士について、第十五条第一項第一号又は第十六条第一項各号の規定による登録の取消しをすることができない。</p>	<p>に対し<u>第四十二条第二号</u>又は<u>第三号</u>に掲げる処分をしようとする場合においては、行政手続法第十五条第一項の通知を発送し、又は同条第三項前段の掲示をした後直ちに調査士会連合会にその旨を通告しなければならない。</p> <p>2 調査士会連合会は、調査士について前項の通告を受けた場合においては、<u>法務局</u>又は<u>地方法務局の長</u>から<u>第四十二条第二号</u>又は<u>第三号</u>に掲げる処分の手續が結了した旨の通知を受けるまでは、当該調査士について、第十五条第一項第一号又は第十六条第一項各号の規定による登録の取消しをすることができない。</p>
<p>(除斥期間)</p> <p><u>第四十五条の二 懲戒の事由があつたときから七年を経過したときは、第四十二条又は第四十三条第一項の規定による処分の手続を開始することができない。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>(懲戒処分の公告)</p> <p><u>第四十六条 法務大臣は、第四十二条又は第四十三条第一項の規定により処分をしたときは、遅滞なく、その旨を官報をもつて公告しなければならない。</u></p>	<p>(懲戒処分の公告)</p> <p><u>第四十六条 法務局又は地方法務局の長は、第四十二条又は第四十三条の規定により処分をしたときは、遅滞なく、その旨を官報をもつて公告しなければならない。</u></p>
<p>(法務大臣に対する報告義務)</p> <p><u>第五十五条 調査士会は、所属の会員が、この法律又はこの法律に基づく命令に違反すると思料するときは、その旨を、<u>法務大臣</u>に報告しなければならない。</u></p>	<p>(法務局等の長に対する報告義務)</p> <p><u>第五十五条 調査士会は、所属の会員が、この法律又はこの法律に基づく命令に違反すると思料するときは、その旨を、<u>その調査士会の事務所の所在地を管轄する法務局</u>又は<u>地方法務局の長</u>に報告しなければならない。</u></p>
<p>(調査士及び調査士法人に関する規定の準用)</p> <p><u>第六十五条 第二十二条の規定は協会の業務について、第四十三条第一項、第四十四条及び第四十六条の規定は協会に対する懲戒について、それぞれ準用する。この場合において、第四十三条第一項、第四十四条第一項から第三項まで及び第四十六条中「法務大臣」とあるのは、「第六十四条の二第一項に規定する法務局又は地方法務局の長」と読み替えるものとする。</u></p>	<p>(調査士及び調査士法人に関する規定の準用)</p> <p><u>第六十五条 第二十二条の規定は協会の業務について、第四十三条、第四十四条及び第四十六条の規定は協会に対する懲戒について、それぞれ準用する。</u></p>
<p>第十章 (略)</p> <p>(権限の委任)</p> <p><u>第六十六条の二 この法律に規定する法務大臣の権限は法務省令で定めるところにより、法務局又は地方法務局の長に委任することができる。</u></p>	<p>第十章 (同上)</p> <p>(新設)</p>

■歴代会長・副会長

代	年 度	会 長	副会長	副会長	副会長
初代	昭和25年度	足 達 政 徳	松 下 要 吉		
	昭和26年度	"	"		
第2代	昭和27年度	松 下 要 吉	元 吉 一 郎		
	昭和28年度	"	"		
第3代	昭和29年度	大 坪 一 化	中 村 権 兵 衛		
	昭和30年度	"	"		
第4代	昭和31年度	枝 常 茂	篠 原 啓		
	昭和32年度	"	"		
第5代	昭和33年度	土 居 忠 喜	江 川 洗		
	昭和34年度	"	"		
第6代	昭和35年度	中 村 権 兵 衛	枝 常 茂	北 村 憲 一 郎	
	昭和36年度	"	"	"	
第7代	昭和37年度	山 崎 倭 司	北 村 憲 一 郎	山 中 春 道	
	昭和38年度	"	"	"	
第8代	昭和39年度	足 達 政 徳	近 沢 好 喜	金 沢 平 八 郎	
	昭和40年度	"	"	"	
	昭和41年度	"	脇 永 男	"	
	昭和42年度	"	"	"	
	昭和43年度	"	"	"	
第9代	昭和44年度	脇 永 男	石 川 一 男	西 村 松 吉	
	昭和45年度	"	"	"	
	昭和46年度	"	福 留 誠 記	古 谷 勝 馬	
	昭和47年度	"	"	"	
第10代	昭和48年度	福 留 誠 記	田 部 賢 一	太 田 直 利	
第11代	昭和49年度	金 沢 平 八 郎	東 川 正 弘	"	
	昭和50年度	"	須 賀 務	松 下 和 夫	村 岡 淑 男
	昭和51年度	"	"	"	"
	昭和52年度	"	"	"	"
	昭和53年度	"	"	"	"
第12代	昭和54年度	須 賀 務	北 添 方 生	松 下 和 夫	東 川 正 弘
	昭和55年度	"	"	"	"
	昭和56年度	"	松 下 和 夫	東 川 正 弘	北 添 方 生
	昭和57年度	"	"	"	"
	昭和58年度	"	大 坪 博	北 添 方 生	寺 岡 享 彦
	昭和59年度	"	"	"	"
第13代	昭和60年度	東 川 正 弘	角 西 邦 彦	岡 崎 雅 美	近 澤 命 孝

代	年 度	会 長	副会長	副会長	副会長
第13代	昭和61年度	東川正弘	角西邦彦	岡崎雅美	近澤命孝
第14代	昭和62年度	大坪博	"	北添方生	寺岡享彦
第15代	昭和62年度	角西邦彦	久武正一	三宅次郎	西森裕保
	昭和63年度	"	"	"	"
	平成元年度	"	北添方生	前田巧	"
	平成2年度	"	"	"	"
第16代	平成3年度	北添方生	前田巧	中平俊一	泉清博
	平成4年度	"	"	"	"
	平成5年度	"	"	"	"
	平成6年度	"	"	"	"
	平成7年度	"	中平俊一	泉清博	前田巧
	平成8年度	"	"	"	"
第17代	平成9年度	中平俊一	大石義和	谷渕保幸	"
	平成10年度	"	"	"	"
	平成11年度	"	"	"	中西健三
	平成12年度	"	"	"	"
	平成13年度	"	谷渕保幸	中西健三	南茂
	平成14年度	"	"	"	"
第18代	平成15年度	大石義和	沖田春男	谷相恒行	西森裕保
	平成16年度	"	"	"	"
	平成17年度	"	"	"	"
	平成18年度	"	"	"	"
第19代	平成19年度	沖田春男	西原壽一	西森裕保	
	平成20年度	"	"	"	
	平成21年度	"	"	小笠原哲輔	西森裕保
	平成22年度	"	"	"	"
第20代	平成23年度	西森裕保	井上拓也	山崎亮介	三田哲矢
	平成24年度	"	"	"	"
第21代	平成25年度	谷相恒行	小笠原哲輔	"	"
	平成26年度	"	"	"	"
	平成27年度	"	"	三田哲矢	田邊満夫
	平成28年度	"	"	"	"
	平成29年度	"	田邊満夫	久保貴雄	三田哲矢
	平成30年度	"	"	"	"
第22代	令和元年度	田邊満夫	井上拓也	三田哲矢	前田昌利
	令和2年度	"	"	"	"



土地家屋調査士制度制定70周年記念スペシャル企画



特別対談①

加藤 敏仁 × 芝 亮省
(高知支部) (須崎支部)

ベテラン × 若い世代

うか？(註：加藤先生は26歳で開業) 30代でも若いほう？

芝 そうですね。私が高知県の調査士で一番若い年代です。私より下の年代がまだ入って来ていない状態ですね。

■ 土地家屋調査士を目指したきっかけとは？

芝 私はもともと建築の方をやっておりまして、デザイン設計に憧れてやっていたんですけども色々ありまして嫌になってしまって、それで父と一緒に調査士をやろうかと。父は「試験は難しいけれど、やりたいようにやってみたらいい」と声をかけてくれて。それで5年かかって資格を取ったのですが、加藤先生は調査士になろうと思ったきっかけというか、どうしてこの道を志されたのでしょうか？

加藤 私はもともと裁判官になりたくて司法試験を受験していたんです。

芝 そうなんですか！

加藤 ただ優秀な人でもなかなか受かる試験でないことは分かっていましたし、司法試験で40歳、50歳でも合格できずに人生を棒に振った人もたくさん見聞きしてきましたので。土地家屋調査士ならば自由業なので仕事をやりながら司法試験の勉強もできる。そう考えて35歳くらいまでは土地家屋調査士の業務の傍

芝 今回、土地家屋調査士制度制定70周年記念ということで記念誌の刊行を予定しております、特集として経験豊富な調査士と私のような登録して日の浅い調査士とで対談をするという企画を私の方から提案させて頂いたのですが、是非そのお相手に加藤先生をとお願いさせて頂きました。

加藤 それはありがとうございます。

芝 とんでもございません。個人的にも加藤先生と是非お話をと思っておりまして、生意気にもご指名させて頂いたのですけれども。

加藤 ああ、それはそれは(穏やかな笑顔)。はい。ちょうど今年が調査士制度の制定70周年ということだそうですけれども、芝先生は開業して何年くらいになりますか？

芝 私は今年が3年目で、来年4年目になります。

加藤 そうなのですね。いまおいくつですか？

芝 歳が34です。

加藤 つまり30歳で開業された？

芝 そうなりますね。父(註：須崎支部 芝正三会員)が開業したのが25、26歳で……。

加藤 早かったですね。

芝 加藤先生は開業されたのが昭和55年と聞いておりますが？

加藤 そうです。今年でちょうど40周年なんですよ。今は30代で開業される方が多いんでしょ

ら、司法試験もずっと受験していました。ただし仕事が忙しいのと、35歳くらいで青年会議所に入りました。色々な業種の人たちと交流する中で、もう司法試験はいいだろう、と。そういうわけで司法試験は諦めたんですけど、そのときの勉強は仕事に役立っていますね。

芝 そういうことですか。

加藤 司法試験を受かるまで受け続けていこうとすると、そのためには生活もしなければならない、結婚して家族も持ちたい、と。だからそういう意味では土地家屋調査士をやりながら司法試験の合格を目指すのが私にとって一番の選択肢だったというのが動機ですね。これまで誰にも言ったことなかったんですけども。ただ意外とそういう人は私以外にも当時は多かったと思いますよ。

芝 意外なお答えで驚いています。

加藤 司法試験を断念した理由はもうひとつあって、開業当初からおかげさまで仕事が忙しかったんです。それでも試験の勉強をやる。だからうちの家内は私の寝顔を見たことがないんです。家内よりも遅く寝る。家内よりも早く起きて勉強する。そうしたらあるとき鼻血が出て止まらなくなりまして。何日も出続けたんで日赤に行きました。ガーゼ詰めるんですけどもこれが取るときにメチャクチャ痛いんですよ。ガーゼ1mくらい詰めるんです。

芝 壮絶なエピソードですね。



加藤 そのときこのまま司法試験と土地家屋調査士の業務の両立は難しいな、体を壊すな、と思ったことを覚えています。それもあって司法試験は諦めました。子供もいましたのでね。

芝 裁判官を志された経緯というのはどのようなものだったのでしょうか？

加藤 小さいときに母親から聞いた裁判官の話に憧れたというものです。まあ、そういう経緯もありましてもともと勉強する癖はついていたんですが、私は現在大学院の修士課程で勉強しています。

芝 エッ、そうなのですか？

加藤 今、修士論文を書いていますよ。仕事と一見すると無関係なように見えることでも、何か仕事に対する「深み」というか……。この仕事しんどいな、とか壁にぶち当たったりしたときに悩んだりしますけれども、その解決のヒントが意外とそういうところにありました。それを是非若い調査士の方にはお伝えしておきたいなと思います。

■地域に根ざした土地家屋調査士

芝 父のもとで4年間補助者をしてきたなかで感じましたが、私が思う父の調査士像というのが「地域に根ざした調査士」というものですね。

加藤 はい。

芝 私が父の一番尊敬しているところは「街のお医者さん」とでも言いますか、困ったことがある人が気軽にいつでも相談に来る、そういうところを見ておりました。そういうところを見てこの仕事に憧れたというのもありますし、自分もこうあるべきだと思って、モチベーションにしているところもあります。自分が仕事を順調にさせて頂いているのも父の力が大きいと思っています。父がこれまで築いてきた信頼を崩さないためにも誠実に業

務に取り組みたいと思っています。

加藤 芝正三先生は私も良く存じ上げていて……私よりも少し若いくらいですか。非常に誠実なお人柄で、それから印象的なのは技術力ですね。一緒に測量もしたことがあるのですが、例えばミラー一本立てる立て方にせよ、手ブレがしないように支柱を追加するなどそういう技術に長けていました。私の非常に尊敬している土地家屋調査士の先生のお一人ですね。私も若いとき、ある大先輩に「若いときはとにかく知識と技術を磨きなさい、他のものは全部後から付いてくる」と教えられました。それは若いときだけではなくてむしろ60（歳）過ぎても、現役でやる以上は技術も知識も貪欲に求めていく姿勢が必要だと思っています。それから色々な、例えば営業トークとか、仕事をよりよくこなしていくためのノウハウなどが続くのかなと。この業界に限らずですが、一番求められているのはきちんとした技術と知識というのは変わらないと思います。それさえ身につければ、仕事は向こうからやってくるのではないかでしょうか。そういう実感があります。思い出しましたが、芝正三先生は地元の方で議員をされていませんでしたか？

芝 四万十町議会議員を一期ですが務めておりました。

加藤 高知の土地家屋調査士ではほかに東川正弘先生が市会議員、県会議員に出られて、土地家屋調査士会のためのみならず広くそういった議会の立場でご活躍されまして、それも一つの土地家屋調査士の社会貢献ですし、調査士自体のステータスアップにも貢献されておられると思います。私の場合は35歳から40歳まで青年会議所、40歳から現在はロータリークラブですね。私の入ったところは高知県で二番目に古いクラブで、そういった中で名刺交換など交流を持つうちに、職業を代表としているという自覚を持って臨むようになり、



土地家屋調査士の職務や職責について皆さんに広く知ってもらえるようになっていっていると思います。青年会議所の時は高知の中学生を連れて韓国の中学校と国際交流、ジョン万次郎の漂流150周年（1991年）のときにはアメリカのニューベッドフォード（註：マサチューセッツ州、土佐清水市と姉妹都市。ジョン万次郎が16歳の時に寄港したことで知られる）にも行きました。そのようなことができましたのも土地家屋調査士という仕事があったからこそだと思います。非常に感謝しております。あともう一点、私が入会した時は高知県土地家屋調査士会の会長の須賀（務）先生が、そして副会長には東川（正弘）先生、松下（和夫）先生、北添（方生）先生がいらっしゃいまして、入会早々の私たちに本当に適切な会の指導をして頂きました。そういうことがあったからこそ約40年、振り返ればいろいろなことがありましたけれども、大過なくやってこれたのだということは正直に思っております。

芝 加藤先生、私もこの仕事を志し、資格も取得して開業した以上、土地家屋調査士という人生を完遂したいと思っております。その傍らで私は四万十町の商工会の青年部にも所属しております。任期が三年であります。来年が役員改選の年なのですが、恐らく私が青年会の部長に就任することになりそうです。それによって、こちらが利益を享受すること

を考えるのはなく、人のため・地域のために一生懸命やりたいと思っていて、去年（2019年）の四万十町の夜市（註：金太郎夜市。窪川まつり実行委員会・四万十町商工会青年部主催。2019年には開催50回目を迎える、県内で最も長い歴史がある夜市）も節目の年という事で、小さな公園があるんですけど、そこでお化け屋敷を設営したりしてそれが大盛況だったんです。私も土地家屋調査士という人生を歩みながら、育ててもらった地元のために貢献できるような人になりたいと思っています。

加藤 素晴らしいですね。そういうことは本当に大事だと思います。あまり皆さん自ら宣伝されることがないのですが、土地家屋調査士の先生がその地域の名士になっているような場面を数多く見ています。土地家屋調査士に求められている品格や公正な人柄というのが、その地域におけるリーダーとしての資質と親和性が高いのかと想像します。ですから芝先生が地域に奉仕する活動をされていることは大変良いことだと思います。ただ実はこれには大変なところもありまして、仕事をしなければならない切羽詰まった時に限ってボランティアの用事が入ってくる。

芝 経験があります。

加藤 大変なんですが、それをこなすことによって一皮も二皮も剥けていく。是非頑張って頂きたいと思います。私は出身が東津野村（註：2005年に葉山村と合併し、現在は津野町）な

んですが、昔は東津野村にも登記所（東津野出張所）があったんですよ。父がちょうど村委会議員をやっておりまして、当時そのころから登記所の統廃合が全国的に始まり、東津野村は樋原の方に統合されることになりました。統合に反対して父が法務省に陳情に行ったと聞いたことがあります。当時東津野村には、お亡くなりになっていますがYさんという土地家屋調査士（司法書士）の先生がいらっしゃいました、その先生もずいぶん統合を憂いでおいででした。いまそのことをふと思い出して懐かしく思っていますね。いま登記所の窓口の統廃合・一極集中化の流れの中で、それだからこそ山間部などの地方において登記制度利用への利便性を損なわないネットワークが必要であると思います。

芝 （業務以外の部分でも）地域に根ざしているというのが、土地家屋調査士の本来あるべき姿ではないか、と考えることもあります。

加藤 色々な方がいていいと思いますし、大きな不動産会社とお仕事されている方もいらっしゃいますし、地域の地主さんに大きな信頼を受けている方もいらっしゃいます。色々分かれていっていいと思います。

芝 現在特に電子申請の時代になって、全国どこでも仕事をすることが更に容易になったわけですが、実際に官公署等との協議等も含め、地元の利というものは強いのではないかと感じます。

加藤 それは永遠の課題かもしれません。ただあまりそのようなことは意識せず、芝先生は芝先生の事務所が世界の中心にあると思ってどんどん（地元以外でも）仕事を取って行って良いとも思います。拠点の事務所が地方にあったとしても都市にある事務所と同じ仕事をすることが可能な時代ですから。私自身はそのような気持ちでおります。バブルが弾ける少し前の話ですが、博多まで測量を行ったことがあります。そのころは「属人主義」で



して、司法書士の先生も大阪から高知にたくさん仕事を取りに来っていました。バブルの絶頂期の頃ですね。その時の（大阪の）司法書士の先生に話を伺ったら、一軒の司法書士事務所で年間五万件の業務を処理していたとのことです。驚きましたね。その当時の高知局（統合前）の年間処理数が五万件だったらしいですから……。そういう時代に土地家屋調査士として30代、40代を過ごせたというのは幸せだったかもしれませんね。

芝 その福岡での現場はどのような感じだったのでしょうか？

加藤 体力に自信があったのでトランシットを飛行機に積んで博多まで測量に行きました、当時携帯電話はすでにあったと思うんですが、事務所にデータを送ってやりとりして、現場で杭打ちをしました。

芝 その当時から県を跨いでの仕事というものは珍しくなかったのですね。

加藤 国と国の境ならば入国に際してパスポートが必要ですが、国内ですからね。業務の受託においては県と県、市町村同士の境などあってないようなものですから。むしろそのようなものにとらわれない仕事とも言えます。ただそれには知識・技術が不可欠ですし、自信がなければそもそもそういう気持ちになれないと思います。

芝 電子申請が可能になり、登記申請手続の利便性は随分高まりました。このままで資格代理人を介しての代理申請自体が不要になるのではないかとの危惧を覚えるほどです。時代が進んでいっても土地家屋調査士という仕事はなくならないでしょうか？（註：英国オックスフォード大学の発表した論文 The Future of Employment : How Susceptible are Jobs to Computerisation?において「不動産登記の審査・調査」がコンピュータ化によって10～20年後になくなる可能性の高い職業として702職種中2位となり話題となったことがあった）

加藤 （即答して）なくならない。それはなくならない。AIに任せられる仕事はAIに任せればいい。たとえばお米ひとつにしても作ったことのない人は簡単にお米ができると思っていましたが、私の家は農業もやっていましたし林業もやっていましたし、シイタケや栗も作っていましたが、実際にそれらを作るのにも専門的な知識と経験が必要なのです。これからますますコロナ禍で世界的にも難しい状況になっていくと思うのですが、そんななか土地家屋調査士も専門職としてますます脚光を浴びると思いますし、同時に真価を問われることになるかと思います。

■親子二代で土地家屋調査士であるということ

芝 ここからは少しだけた話になりますが、私は現在事務所が同じという事もあり父と仕事をすることがあるのですが、業務を遂行する上で色々と合わないことが出てきて、時にですが喧嘩になることがあります。同じ須崎支部で親しくさせて頂いている太田聰調査士もお父様が土地家屋調査士（註：須崎支部 太田泰昭会員）ということもあり、同じような経験をしていると聞きます。加藤先生もご息女様（註：高知支部 岡林友紀会員）やご子息様とお仕事をされていると聞いていますが、そのようなご経験はございますか？

加藤 ありますよ。これは土地家屋調査士だけではなくてどの職業も同じようです。そういう話をお医者さんや歯医者さんから私は聞いたことがあります。昔は上から叱りつけるようなこともありましたが、よそ様はどうかわかりませんが、私の場合はそういうのはやつてはいけないと最近悟りました。親も子供のことをよく考えるのです。考えるのですけれども、子供もまた親が思っている以上に親のことを考えているのです。それは親の方から気が付かないといけないと思いますね。まあ

それは難しい……永遠の問題だとは思いますけれども(笑)。そういうこともあって私は機会を作つて息子とは時々飲むようにしています。

芝 いいですね。

加藤 もうお酒は土地家屋調査士の仕事には欠かせないです(笑)。息子のような若い技術力に頼らざるを得ない部分がどうしても出てきます。それは体力的な衰えであるとか、技術的な衰え、例えば歳がいくと目が見えなくなりまして、昔はスケールの目盛 1.00 mm の半分の半分、つまり 0.25 mm の髪の毛ほどの細い線を平気で描けたものですが、今は少し難しいなと感じます。とはいって私が昔使っていたトランシットはバーニア(目盛)を読んでいたのですが、今はトータルステーションになって数値がデジタル表示でしょう。測量機器や製図システムも随分発達しまして、そこでカバーできる部分もあるのですが。とにかく少なくともここ数年は息子に対して頭ごなしに怒鳴りつけるというようなことはやめています。それでも息子は息子なりに圧力を感じているのかもしれません……。まあ、もしも今度芝正三先生とお会いする機会があったら、もう息子さんに従つたほうがいいと言つておきます。

芝 (笑) ありがとうございます。

加藤 親というのは勿論仕事というのもそういうことで大切なんですけれども、やはり自分と同じ道を自分の子供が歩み始めたというのが、また自分の責任にもなります。だからその責任があるからつい中間を省略して結果だけを言ってしまうという癖があるのですよ。私に限らずどなたもだと思うのですけれども。そこは丁寧に言葉で説明するようにしないと(言わされた側の)ストレスがたまるんです。もうひとつ、芝先生は奥様を補助者に登録されていますか?

芝 いいえ。補助者についてはいないですね。

加藤 二通りに分かれますよね。奥様を補助者にされる方と、それは絶対嫌だという方に。親子の問題もありますが、ご夫婦の問題というのもありますよね。やはり夫婦でも同じで、大事なことは仕事のストレスを家に持ち帰らないことです。

芝 妻が補助者ですと仕事場でも一緒に帰つてからも一緒にどうなんだろうと思つてしまつたりもしますが……。

加藤 たぶん土地家屋調査士本人よりも、奥様の方が嫌がるでしょうね(笑)。私も過去に多いときは7名ほど事務所に職員を抱えていたことがあります。勿論責任はありますし、土地家屋調査士個人事務所では社会保険がなかなか取れないので法人化して雇用保険や厚生年金に加入できるようにしていた時期もありましたが、その時はコミュニケーションをとるために昼食を全員で一緒に取るようにしていました。同じ炊飯器のご飯をよそんですよ。でも最後まで残るのは家族ですからね。家族以外のスタッフも当然優秀なんですが、みなさんそれぞれの家庭の事情があつたり、独立されたりして……。一緒に仕事をするしないに関わらず家族の存在というのは大切だと思います。

芝 加藤先生が奥様を補助者とされたのはいつからですか?

加藤 26歳で私が開業した当初からですね。今思い出すと長女が3歳くらいですか、次女も1歳くらいだったかな? 昼間に測量して夜に内業をするわけですが、家内が次女を背中に背負つてタイプを打つましたからね。懐かしいですね。そういうひとつひとつの積み重ねで今に至っているのだなと思いますね。

■ 土地家屋調査士の一般的な認知について

加藤 芝先生は2級建築士の資格を生かした仕事を今もされておいでですか?

芝 現在はやっていませんけれども、建築の設計をやっていたという経験は現在の業務に、とくに建物の業務について大変役立っていると実感しています。

加藤 建築士さんというのは、その名前で仕事の内容を一般の方がなんとなく想像できるのです。土地家屋調査士はいまだに不動産鑑定士と混同されているように感じことがあります。

芝 一般の方の土地家屋調査士への認知について、加藤先生の印象に残ったことはございますか？

加藤 よく言われてきたのが、私の名刺を見て、「土地家屋調査士ですか？」と問われた後に「大変難しい試験だそうですね」と続く一連のやりとりですね。試験が難しい資格というイメージを持っておられる方が多い印象がありました。何年か前の総会で「もっと試験を難しくしたらどうですか」と議論されたこともあります。それによってもっと優秀な人材が集まるという論旨でしたが、私は必ずしも賛同する立場ではありません。試験は(現状で)十分難しいのだから、要は試験に受かつた後の技術と知識の研鑽を怠るから問題が生じるのであろうと思います。土地家屋調査士の資格試験の難易度が高いことはなぜか良く知られているのです。その原因の一つとして私は測量という数学的な技術と、不動産登記法という法律的な知識、いわば理系と文系の両方の分野をマスターしなければならないということがそのような印象を与えるのであると思っています。

■若い世代へのアドバイス

芝 現在土地家屋調査士の登録者数が減少している(註：個人会員数は年々減少しているが、近年の減少率は縮小傾向ではある)なか、加藤先生から我々の世代に何かアドバイスを

頂けますでしょうか？

加藤 土地家屋調査士は土地家屋調査士個人ができる仕事ではない。これは事務員や補助者が業務の上で必要という意味ではなく、土地家屋調査士制度というものとこれに対する国民からの信頼があって初めてこの仕事が成り立っているという意味です。若い調査士、特に開業して4年目・5年目の、これからやつていかれる先生方に対しては、制度を担うという気概を持って日々の業務に臨んでいただきたいと思います。

芝 肝に銘じます。

加藤 そしてそれにはやはり仕事を丁寧にやつていくこと、そして厳しいところのある業界ですので何一つ手を抜くことが出来ない、けれども私のこの40年の経験上ですが、必ず人はちゃんと見てくれています。評価してくれています。正直に、口下手でも構いませんので法令に則ってひとつひとつの与えられた目の前の仕事をこなしていくのが一番大事であって、その連續でこれまでの40年があると思っています。結論めいたことを言ってしまうと、土地家屋調査士の仕事というものは前途洋々たるものであると思いますが、しかしそれはただ手をこまねいていたのでは駄目で、とはいえて特別なことをする必要はなく、法令を遵守し、正確な測量をする技術を身に付けることを心掛ければなにも恐れることはない。むしろ世の中が土地家屋調査士を必要とする時代が来ると私は思っています。もしも今、日々の業務の中で若干でも余裕が見いだせるのであれば、進んで自己研鑽に励むべきであると思っています。そして最後に、やはりこの仕事を好きになってもらいたい。

芝 これは土地家屋調査士という話の括りからは外れますが、個人的に加藤先生にお伺いしたかったことがあります。人間として生まれ、人間として人生を完遂する、その中で果たして人間はどのように生きていくべきなの

か。お考えをお聞かせいただきたく存じます。

加藤 哲学者や宗教家が古代から論じてきた原点にして永遠のテーマですね。もちろん簡単に答えを出すことはできませんが、自分の人生というのを数十年で考えるのではなく、有限の生命の中で永遠の過去から永遠の未来へ継承させる一つの段階である。私はそのようなスケールで考えればわかりやすいのではないかと思っています。

芝 興味深いお話を聞きました。

加藤 古代エジプトではナイル川の氾濫のたびに洪水の後で分からなくなったり区画を今でいう復元測量していたということです。そして

やはり古代から哲学者たちが人生について同じ悩みについて論じあってきました。土地家屋調査士の制度は70周年ですが、仕事そのものは紀元前から続く職業なのです。そして先ほどの人間の根源的な質問も同じです。古代より人類が悟りきれていないテーマなのだからそんなに急いで答えを出す必要はないですよ。

芝 本日は貴重なお話をありがとうございました。

加藤 こちらこそありがとうございました。

(令和2年7月17日高知県土地家屋調査士会館にて)



土地家屋調査士制度制定70周年記念スペシャル企画



特別対談②

漁師 明×有光 壮太×江口 揚亮

(高知支部) (高知支部) (高知支部)

(聞き手：広報部 濱口輝幸)

——今回土地家屋調査士制度制定70周年ということで、経験豊富なベテラン調査士と、登録して比較的日の浅い若手調査士との鼎談を企画しておりまして、土地家屋調査士としては勿論、それ以外にも様々な分野でご活躍されている漁師先生と、若手の中でも特に新進気鋭として知られる二人にお声をかけさせていただいたのですが。

有光・江口 (苦笑)

——それでは月並みではございますが、土地家屋調査士を志したきっかけについて、まずは漁師先生からお聞かせいただきたく存じます。

漁師 私は東京で測量の専門学校に通っていたのですよ。

——(持参して頂いたプロフィールを拝見しながら)そのまえは測量とは関係のない会社に?

漁師 測量とは全然関係がないですね。貿易商社の東京営業所に就職して、次が不動産関係です。別荘地分譲等の営業職に従事しておりました。当時列島改造論というものが掲げられておりまして、別荘地が売れたのです。

——全く関係のない職種から測量を選ばれたといふのはどのような経緯があったのでしょうか?

漁師 プレートテクトニクスという学説をご存じでしょうか? 地球の表面を覆う「プレート」

という岩盤の運動によって大陸移動などが引き起こされるという理論なのですが、当時その調査をする仕事がありまして、それに興味を持ったというのがきっかけですね。

——地質学の研究のお仕事ということでしょうか?

漁師 海洋調査ですね。そういう仕事がしたいと思い、測量の専門学校に入りました。ところが卒業した年にちょうどオイルショックでして、自分の行きたい業界から求人ゼロだったのです。

——意外な印象があります。ビジネスではなく研究の道を目指されていたということですか。

漁師 やってみて営業は向かないなあ、と思ったというのもありますね。

——有光先生も、もとはそういう不動産販売をされていたと?

有光 はい。

漁師 そうなんですか!

有光 遠巻きに土地家屋調査士の先生や司法書士の先生と接する機会はあったのですが、私が働いていたのは県外ですが、あの……。土地家屋調査士の先生には泥臭い方が多くてですね(笑)、そこに漠を感じるというか、渋いな、と。ぼんやりそういうのを持っていましたね。

——漠臭い?

有光 司法書士の先生は……なんというかその……従業員の方に綺麗な女性をいっぱい揃えられているというか……

全員 (笑)

有光 いやもちろん冗談ですが、司法書士の先生の華やかな印象にも憧れましたが、調査士の硬派な感じにもまた私は惹かれるものがありました。

——漁師先生のお話に戻りますが、測量の専門学校卒業後に測量会社に就職されるのですね。

漁師 私が専門学校の先生に「一番面倒くさそうな仕事を教えてくれ」と言ったら、「区画整理の仕事が一番面倒くさい」との回答を貰ったんですね。それで東京の区画整理の専門会社に就職しました。

——それは一体どういう理由なのでしょうか？

漁師 私はすぐ飽きるのですよ。飽きない仕事をやりたくて。面倒くさいから飽きないだろうと。

——それは意外なご動機です。

漁師 そうしたら本当に面倒くさい仕事がいっぱいあって。私以外の同期七人は全員区画整理科の学校を出てきた人間でした。測量の出身は私だけだったのでこりやいかんと思って気合入れて勉強しましたね。福島県の担当になりました、一番メインでやったのは福島駅ですね。昔の高知駅もそうですが、片側が何もない……駅の片側だけが街で、その裏側は畠。その区域102haの区画整理の担当にいきなりなりまして。それから計画であるとか用地であるとか今やっている仕事にほぼ近いことをやっていましたね。

——その時の苦労というのはどのようなものでしょうか？たとえば夜遅くまで仕事してそれから勉強してなどといった日々だったのでしょうか？

漁師 それは、まあ当然ですね。だいたい夜10時ごろまで仕事して、12時過ぎまで勉強する



みたいな生活がずっとでした。

——それはだいたいお幾つくらいのときのことだったのでしょうか？

漁師 (関東の会社を退社して) 高知に来たのが27歳ですから、その少し前ですね。

——高知に「来た」ということですが、もともとご出身は(愛媛県)宇和島市なんですね。

漁師 ですから「Jターン」ですね。

——高知に来られた理由というのは？

漁師 結婚ですね。

——少し話が戻りますが、測量の専門学校を卒業されて就職ということでしたが、江口先生も測量専門学校のご出身と伺っております。

江口 そうですね。大阪の専門学校を卒業しました。

——在学中に土地家屋調査士の出張授業を受講されたのがこの資格を目指したきっかけであると。

江口 クラスの仲間が8人くらい受講するということで、全然(資格のことは)知らなかつたのですが、じゃあ自分も聞いてみよう。それが始まりですね。

漁師 T学院ですか。先の区画整理のときの会社の先輩が講師になってます。合格したのですが余りに成績が良すぎてそのまま先生になってしまった。

——話を戻すと、漁師先生はその後高知の大手

総合建設コンサルタントに入社されたのですね。

漁師 何も考えずにとりあえず高知に来たのですけど、区画整理をやっているような就職先がないのですよ。求人は出てなかったんですが、その総合建設コンサルタントに「雇って」って連絡したら「ハイ雇います」ということだったのありがとうございました。

——この総合建設コンサルタントでは資格を取得すると手当てが増えるので、それが土地家屋調査士の資格取得の動機のひとつであると伺いました。

漁師 そうですね。とはいえる資格手当も勿論あるのですが、実務で知識が必要だったのどうせ勉強するのであればそこまでしっかりと、と思ったのが大きいですね。

——このときに行行政書士の資格も取得されている。

漁師 行政書士取って手当てが付いたかどうかは覚えていませんが（笑）。

江口 （都市計画） RCCMもお持ちなのですね。難しい資格だと聞いておりますが。

漁師 RCCMは技術士の資格を取るための練習みたいなもので取得したのですが……技術士も受けたんですが試験の内容が難しいことはなかったのですけれども、400字詰め原稿用紙に、午前が5枚、午後が10枚くらいで回答を筆記しなくてはならないのです。答えは分かっているんですが、私は書くのが遅くてしかもペンを強く押さえつけて書くものですから、手が痺れて時間内に書ききれないのですよ。それでこの資格はどんなに勉強しても私は絶対に合格しないなと思い諦めました。そして技術士に合格しないと私のいた総合建設コンサルタントでは出世しない。

江口 私も測量には自信があったのですが、設計ができない人でしたので……。技術士よりは調査士のほうに向いているかなと思ったところもあります。自分が設計をできるのであ

ればコンサルに就職するというのも考えたと思います。

漁師 高知の総合建設コンサルタントに入った時は測量課でした。ちょうど高速道路の工事用道路の用地買収と測量をやっていました、立会して測量してひたすら図面を作る。それを2年くらい延々とやっていました。これは結局調査士の仕事そのものですよね。

——このころの総合建設コンサルタントというと物凄くお忙しいというイメージがあるので、その中で業務をこなしつづけただけの資格を取得されるとはどのような生活だったのでしょうか？

漁師 夜10時前に帰ろうとすると物凄く言い訳をしながら帰らないといけない（笑）。晩御飯は会社の近所の喫茶で夕方に食べます。家に帰った時はだいたい家族は寝てますから、それから勉強ですね。資格の勉強以前に実務で知りたいことがたくさんありますから。

——家族サービスなども気になるところですが。

漁師 （そんなものは）ない（笑）。

——ご家族の理解や協力があった。

漁師 謹められましたね。私の場合妻の家庭が似たような境遇で、義父は百貨店の外商をしていたのですよ。毎日夜11時にならないと帰って来なかつたそうです。だから男はそういうものだと思っていたのかかもしれません。とはいえたまに妻から会社に電話がかかってくることがあります「何事だ？」と訊くと「そんなに毎日毎日残業があるわけがないと友達が言っている。本当に会社にいるかどうか電話してみろと言われたものだから……」。

一同 （笑）

漁師 そんな感じでしたね。

——有光先生、江口先生はご多忙のなか、家族サービスはいかがされていますか？

有光 仕事の終わりは7時と決めています。た

だ私は朝派なんですよね。朝が早い。なのでだいたい朝4時から4時半には起きて仕事をしています。役所の開く朝8時半以降は事務所の中になかなかいられないことも多く、内業の時間を確保しつつ家族サービスを両立させようとしている。そのような生活になってしまいますね。

漁師 いいですね。私もそこは少し反省しています。子育てにもう少し参加しておけばよかったです。

有光 今がちょうど、かわいい頃ですね。やつと、ちょっとずつ言葉を喋り出して。

漁師 今は図面をPCで描くでしょう。あれで劇的に変わりましたよね。昔は図面ひとつで丸1日使っていましたからね。今はそれが10分で終わる。かつては最高で3日徹夜というのがありました。

——漁師先生はその後、総合建設コンサルタントを退社されてT株式会社の代表取締役になられます。

漁師 私のいた総合建設コンサルタントの社長と土地家屋調査士のH先生が仲良しでしたから。H先生からT株式会社を継いでくれとは言われていたのですよ。最初は冗談だと思っていたのですが1年たっても2年たってもお声をかけて頂いていて、「本気なのかな?」と思っていたらついに私でなく総合建設コンサルタントの社長の方を先に口説いて、私の知らないうちに退社と代表取締役就任が決まっていました。

——なんと。

漁師 平成5年の夏ごろに「約束しちゃったからH先生のところ継いでやれよ」と社長に言われまして、「そんなに急に言われても抱えている仕事もあるし無理ですよ」と言ったのですが「じゃあ、半年の間に引継げ」とのことです。平成6年3月末日を以って退社です。4月

1日からいきなり社長ですよ。

江口 前の総合建設コンサルタントの扱う開発とT株式会社の扱う開発は基本的には同じなのですか?

漁師 基本的には同じですね。というよりも、そもそもT株式会社がやっていたのはほとんど登記関係の調査士業務ばかりだったのです。私どもが入ってから開発をやるようになりました。というのは前の総合建設コンサルタントでは私は開発の課長だったのですが、私が辞めるのを聞いた同じ課の部下が全員退職してこちらに来ることになったのです。当時の部下が全員ついてきました。ですからもうほとんど同じですね。

——ところが意外とT株式会社での在籍期間は2年未満と短いのですね。

漁師 もともと跡継ぎに、というお話をいたしましたが後に身内の方が入社されましたので、それだったらということで私は身を引き独立することを決意しました。

——そしてご自身の会社である株式会社リョウマコンサルタントの立ち上げに至るわけですね。ここで宅地開発事業を主体として、蒔絵台・長崎ヶ丘等の住宅団地、旭食品四国流通団地、西濃運輸、フジグラン野市店、ヤマダ電機介良店、サニーアクシス枝川店などの建設コンサルタントを手がけられます。

漁師 開発の業務が継続している途中で前の総合建設コンサルタントからT株式会社に移っ



たわけですけれども、お客さんの方から私の方にとの要望があつて仕事は付いてきていたのですよ。T株式会社から独立するときも「会社じゃなくてあなたに任せているのです」とお客さんに言ってもらえてずっとその仕事が付いてきました。世間的には客を持って逃げたみたいに言われましたけど違うのですよ。そもそも自分のお客さんだったのです。

——漁師先生というと土地家屋調査士以外の事業についても取り組んでおられるという印象が強いのですが、たとえば平成11年には「有限会社企画乙女ねーやん」を設立、取締役に就任されています。

漁師 これは妻の会社なんですけれども。

江口 (資料を見ながら) 道の駅等の企画とありますか。

漁師 黒潮町のビオスおおがた(高知県幡多郡黒潮町浮鞭)をやりました。

有光 あの凄く綺麗なところですよね?

漁師 ほかに道の駅キラメッセ室戸の鯨館(高知県室戸市)もそうですね。まあ妻の仕事なんですが。そういうえば高知県が海洋深層水を全国販売するために大阪と東京でのPRイベントをすることになったとき、イベントのプロポーザーとして提案したらウチの案が通って、人が足りないというので東京へ一週間手伝いに行ったりもしましたね。

——高知の海洋深層水を全国区の知名度にしたのは漁師先生だったのですね。

漁師 (笑)。ただ当時は(海洋深層水をそのような売り出し方をしているのは)全国で高知にしかなかったのは事実ですね。

有光 開発にあたって町名も漁師先生が考えられるのでしょうか?

漁師 私は毎年どこかの地名を変えてましたね(笑)。いや、私が決めるのではないですよ。提案だけです。

——しかしその提案が通るのでしょうか(笑)。

漁師 南ヶ丘(高知市春野町)は(当時は高知市に合併される前で吾川郡春野町だったので)普通に考えれば「春野東団地」なんですよ。でも将来売るには、東京ディズニーランド(千葉県浦安市)ではないですけれども、高知を付けた方が良いと思い、仮称として「高知ニュータウン」を提案しました。それが通りましたのでその流れで南ヶ丘となった経緯です。

——その地名は登記官が決定するのでしょうか?

漁師 いいえ。団地の名前を決めるのは事業者、町名を決める権限は市町村長です。議会の意見を聞いて決めるという形になります。議会に出す書類を作ったりもしました。

江口 そもそもですが、団地の造成は全体的にどのように始まるのでしょうか?

漁師 そうですね。まずは用地買収。公図を調べて現況図に合わせます(調整公図)。

江口 ここをこうしたい、というような設計があるのでしょうか?

漁師 いや、買う(買収)のに10年くらいかかるので8割9割買った時点で測量が入ってそれからですね。その後検討を重ねていく上で追加で買収する必要が生じることもあります。蒔絵台のレイアウトは私ですね。たくさん面白い話がありますけれどあまり具体的な名前やエピソードはここだけの話にしておきましょう(笑)。

——平成12年から三年間、高知工科大学にて「不動産学の基礎」講座の特別講師(非常勤講師)を務められたとの事ですが、このことについてもお聞かせいただきたく存じます。

漁師 これは土佐経済同友会で高知工科大学の交通工学の教授と知り合う機会がありまして、その教授に講師やらないかと誘われたので冗談だと思って安請け合いしたら本当にやるこ

とになったという酷い話ですよ（笑）。

江口 講義の内容はどのようなものだったのでしょうか？

漁師 都市計画法や民法、宅地造成の設計や考え方等ですね。3回生を対象とした講義でした。

——ぜひ受講してみたいです。その後先生ご自身も平成28年に高知工科大学の大学院にご入学されているのですね。

漁師 津波の危険を危惧して高台に移りたいという企業さんの相談をよく受けるのですけれども、高知市の開発の許可が下りないのでですね。陳情しても通る感じでないし、これについてもっと専門的に詳しく知りたいと思い大学院に行ったのです（註：修士論文『南海大震災による津波浸水予想区域内に存する企業の大震災前高台移転促進の検討と、その移転先候補地となる高台整備に関する具体的提案—高知広域都市計画区域をケーススタディとして—』を発表）。

——お仕事と並行しての就学と思いますが、これは夜間の講座だったのでしょうか？

漁師 いや、土日です。90分の授業が一日5コマでした。

有光 それはなかなか厳しいですね。

漁師 最後はフラフラですよ。その土日を一年間ずっとやつたら単位が全部取れましたが、大変でしたね。

有光 好奇心や知識欲を今でも衰えずに持つていらっしゃるエネルギーと、それを実行に移すパワーに感服いたします。またそういうお話を聞くと漁師先生はご自身のお仕事が本当に好きなんだろうとも思います。

漁師 営業などはどのようにされていますか？ また業務において心掛けていることなどがあればお聞かせください。

有光 私は飛び込みなどはしていないのですが、

知り合いからの伝手が多くて。相談など受けたときには何よりもスピード、取り敢えず対応は早く、私は経験も浅く業務が上手くいかないときもあるのですが、取り敢えず報告、些細なトラブルも電話ではなくメールで報告するようにしています。先方も忙しいと思うのでメールなのですが、とにかく細かく報告するようにしています。

漁師 進捗が分かるとお客様も安心しますよね。

有光 後はお客様との信頼関係を築きたいというのがあります。色々な業者さんもいらっしゃるので、報酬の交渉もそうですし、まだまだ勉強中ですね。また、気を付けてているのは私自身がかつては調査士にお願いする立場でしたのでぼんやりとわかるのですが、見えないですよ、業務の中身が。調査士の先生って何してるの？ どうしてそんなに時間かかるの？ お金がかかるの？ っていうのが分かりにくいと思うんです。ですから私は業務の中身が「見える」ように心がけています。調査士の報酬はお客様によっては高いと言われることもあるんですが、これだけ手間と時間がかかっているんだということを見て頂けると一転して納得して頂いたり……。

漁師 調査士の業務には強い責任が伴います。名前の付いた書類が永久保存される。責任を取るというところで単価が高くなるのは仕方のないことですが、結局そこも信頼関係に繋がっていくところですね。

——若い世代の2人へ漁師先生から何かアドバイスのようなものがありましたらお聞かせ願いたいです。

漁師 実務的なことで言えば事前調査の重要性でしょうか。立会したり測量したりする時間の倍くらい私は下調べに使います。公図の形や山の形、植生などからも筆界を推定してお

いて、立会するまでにここが境界だというラインを提案できるようにしています。こうすることで声の大きい一部の人の意見に引きずられて正解を見失うということも少なくなると思います。

——貴重なご意見です。

漁師 私が補助者を育てていく中で、口を酸っぱくして言っていることですが、それは「お客様にも私にも上手くいった話は後で良いが、悪い情報ほど最優先で報告しろ」ということです。つまり想定外の展開となって困ったことや不都合なことが発生した場合は大至急対策を検討しなければならないから、発生したら即知らせろ、ということなのですがチームで仕事をする上ではこれが一番大切なルールだと思って指導しています。それと仕事の覚

え方に関しては、我々の頃は「仕事は教えられるものではなく、盗むものなんだから見て覚えろ」と言われて教えられることはほとんどありませんでしたが、平成の後半以降では「そのことについては教えられていないので分かりません」と明るく答える若者が多いことを実感しており、自分で調べられるヒントをこちらから質問して自発的に調べさせ、後にどこまで正しく理解したかを確認するというようにできるだけ丁寧に教えるように心がけています。調査士業界の明日を担う意欲ある若者の参入に大いなる期待を寄せております。

——本日はありがとうございました。

(令和2年7月27日 高知県土地家屋調査士会館にて)

特集 古宝写真館



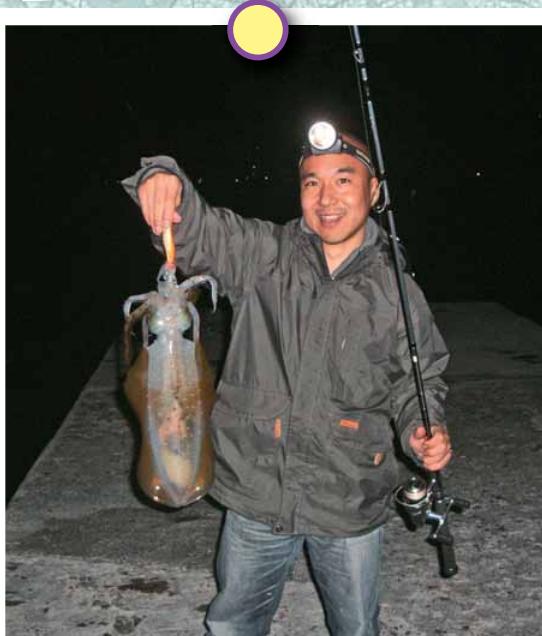
東川 正弘 お宝写真



田邊 満夫 お宝写真



濱口 輝幸 「ナミグリーンアロワナ」



公文 康三



太田 聰 「最高の灯りを我が家に」



芝 亮省 「僕の宝刀」

佐野
巧也 「俺の宝物」



尾崎
真紀 「愛犬と測量」



九段第2合同庁舎

東京法務局

東京国税不服審判所

麹町税務署

東京航空局

国土地理院関東地方測量部



岡林 友紀 「息子の官庁訪問」

小田
誠司



会長・副会長・常任理事 THE EXECUTIVES

会 長



田邊 満夫
高知支部

副 会 長



井上 拓也
高知支部

副 会 長



三田 哲矢
東支部

副 会 長



前田 昌利
高知支部

常任理事



佐野 巧也
高知支部

常任理事



村山 修一
高知支部

常任理事



岡林 友紀
高知支部

名誉会長・相談役

THE EXECUTIVES

名誉会長



谷 相 恒 行
高知支部

相 談 役



東 川 正 弘
高知支部

相 論 役



沖 田 春 男
高知支部

高知支部

KOCHI

支 部 長



松 坂 諭 志

副支部長



有 光 壮 太

副支部長



野 口 和 秀

高知支部
KOCHI



佐竹 晃夫



寺岡 亨彦



田島 睦夫



前田 和



田部 憲介



濱田 民由



森沢 俊夫



三浦 博之



坂口 實



加藤 敏仁



山崎 英世



泉 清博



澤村 富美子



山本 清治



高橋 清健



大坪 康容

高知支部 KOCHI



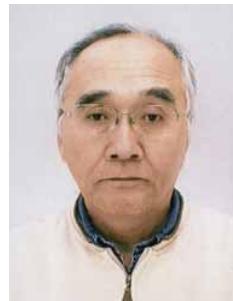
武市 賴幸



山中 健



小笠原 哲輔



萩田 雅夫



山崎 浩一



濱田 明彦



井上 裕志



高木 正充



西原 壽一



岡村 育弥



関 隆



島田 幹男



川本 達夫



漁師 明



片岡 靖徳



橋本 隆行

高知支部
KOCHI



山崎 亮介



河添 孝



田中 雄三



竹村 克彦



小川 龍明



鎮西 正道



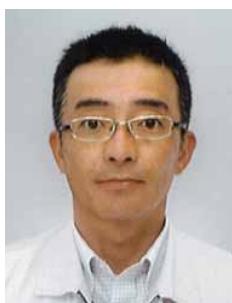
田岡 孝浩



寺岡 孝幸



彼末 浩司



前田 拓司



小田 誠司



石村 健一



田中 周



久保 貴雄



清遠 史生



横川 浩幸

高知支部
KOCHI



吉村 慶介



下村 貴之



田岡 拓次



山本 亮



濱口 輝幸



藤原 浩寿



櫻木 徳男



尾崎 真紀



刈谷 聰



公文 康三



江口 揚亮



岡村 悟

東支部
HIGASHI

支 部 長



橘 秀明

副支部長



川崎 一則



森本 由美子



川村 盛昭



野老山 成弘



前田 巧



濱田 一代



高村 哲夫



小松 俊郎



門脇 茂利



金田 敏幸



中山 光藏



山岡 勝



今久保 満

東支部
HIGASHI



中村 賀津志



岡林 昌彦



松本 光広

須崎支部
SUSAKI

支 部 長



太田 泰昭

副支部長



大崎 誠



古谷 正宏



西森 裕保



結城 勇雄



芝 正三



田中 豊博



掛川 澄人



太田 聰



芝 亮省

幡多支部
HATA

支 部 長



西 尾 是 志

副支部長



宮 嶠 大 輔



山 橋 陳 男



中 橋 東



矢 野 誠



山 下 博 文



山 本 克 彦



野 村 典 史



谷 弘 美



弘 田 治 利



田 邊 豊



山 本 久 弥

事務局職員
SECRETARIAT



中村　円



四宮　柚

■公益社団法人高知県公共嘱託登記土地家屋調査士協会の研修旅行

1日目～
2日目

鹿児島縦断3日間の旅

旅行期間平成28年4月15日(金)～4月17日(日)



知覧武家屋敷散策



平成28年4月15日(金)



昼食：知覧高城庵



知覧特攻平和会館



射楯兵主神社



黒酢情報館「壺畠」 平成28年4月16日(土)

■公益社団法人高知県公共嘱託登記土地家屋調査士協会の研修旅行

3日目

鹿児島縦断3日間の旅

旅行期間平成28年4月15日(金)～4月17日(日)



仙巖園・尚古集成館



塩浸温泉龍馬公園

平成28年4月17日(日)



会員のご家族も含め参加人数34名でした。3日間ともに、お天気に恵まれた大変有意義な県外研修旅行でした。

高知県土地家屋調査士会主催

ソフトボール大会 回顧録



2013年(平成25年11月2日(土))

場所：針木運動公園

参加チーム

高知県土地家屋調査士会
高知地方法務局
高知弁護士会
高知県司法書士会
高知県行政書士会

優勝：高知県土地家屋調査士会
Aチーム



2014年(平成26年11月1日(土))

場所：土佐市鳴川グラウンド

参加チーム

高知県土地家屋調査士会
高知地方法務局
高知弁護士会
高知県司法書士会
高知県行政書士会
高知県社会保険労務士会



13時頃まで雨が降り続き大会は中止となり、じゃんけん大会となりました。

優勝：高知県行政書士会



2015年(平成27年10月31日(土))

場所：土佐市鳴川グラウンド

参加チーム

高知県土地家屋調査士会
高知地方法務局
高知弁護士会
高知県司法書士会
高知県行政書士会
高知県社会保険労務士会

優勝：高知地方法務局



2016年(平成28年10月29日(土))

場所：土佐市鳴川グラウンド

参加チーム

高知県土地家屋調査士会

高知地方法務局

高知弁護士会

高知県司法書士会

高知県行政書士会

高知県社会保険労務士会

優勝：高知県社会保険労務士会





2017年(平成29年11月4日(土))

場所：土佐市鳴川グラウンド

参加チーム

高知県土地家屋調査士会
高知地方法務局
高知弁護士会
高知県司法書士会
高知県行政書士会
高知県社会保険労務士会

優勝：高知県司法書士会



2018年(平成30年11月3日(土))

場所：土佐市鳴川グラウンド

参加チーム

高知県土地家屋調査士会
高知地方法務局
高知弁護士会
高知県司法書士会
高知県行政書士会
高知県社会保険労務士会
四国税理士会高知県支部連合会
高知労働局

優勝：高知県社会保険労務士会



2019年(令和元年11月2日(土))

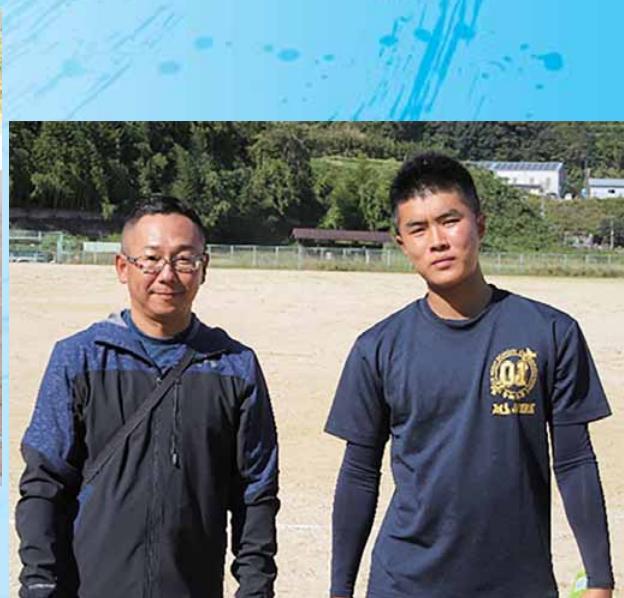


場所：土佐市鳴川グラウンド

参加チーム

高知県土地家屋調査士会
高知地方法務局
高知弁護士会
高知県司法書士会
高知県行政書士会
高知県社会保険労務士会
四国税理士会高知県支部連合会
高知労働局

優勝：高知労働局





2020年(令和2年10月31日(土))

場所：土佐市鳴川グラウンド

参加チーム

高知県土地家屋調査士会

高知地方法務局

高知弁護士会

高知県司法書士会

高知県行政書士会

高知県社会保険労務士会

四国税理士会高知県支部連合会

高知労働局

優勝：高知労働局



「ソフトボール大会に参加して」

岡 林 和 弥

お天気に恵まれて楽しく遊べました。体温が上昇したころに涼しい風が吹いてくる良いお天気でした。周りは知らない大人ばかりで何とも言えない不安がありましたが、皆さんと誰にでも気軽に接してくれたお陰で窮屈な想いをしませんでした。ソフトボールは高校の体育の授業でかじった程度とはいえ、ある程度は打てるだろうと高をくくっていました。大会数日前にバッティングセンターへ行った時には中々の結果だったので、その意気のままバットを振っていました。不正解でした。真っ直ぐなピッチングマシーンと違い、放物線を描くボールは捉え切れませんでした。しかし、芝亮省さんがボールの待ち方のコツを教えてくれ、何とかヒットを打てました。高校の時に同級生にも言われましたが、脚が速いと褒められた時は少し照れ臭かったです。

試合開始前に抽選でA、B、C、D、E、F、Gを決定した。

(Hは最初から調査士会)

	チーム名
Aチーム	高知県行政書士会
Bチーム	高知労働局
Cチーム	高知地方法務局
Dチーム	高知弁護士会
Eチーム	四国税理士会高知県支部連合会
Fチーム	高知県司法書士会
Gチーム	高知県社会保険労務士会
Hチーム	高知県土地家屋調査士会

●●●●●●●●●●順位●●●●●●●●●●●●

優 勝 高知労働局

準優勝 高知県司法書士会

第3位 高知県土地家屋調査士会

第4位 高知弁護士会

第5位 高知県行政書士会

第6位 高知県社会保険労務士会

第7位 高知地方法務局

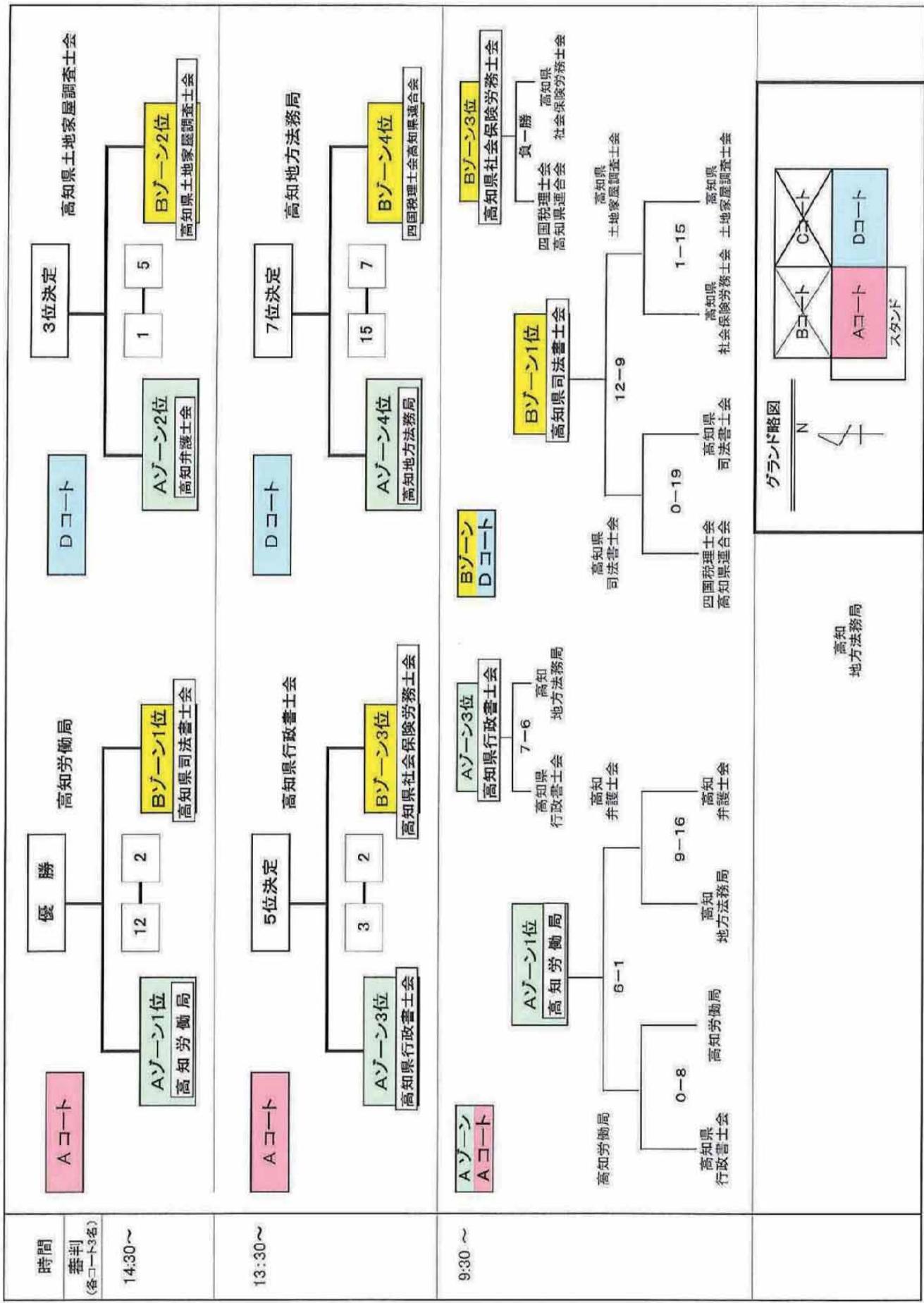
第8位 四国税理士会高知県支部連合会

会長賞：西尾 是志（高知県土地家屋調査士会）

理事長賞：山下 雄平（高知県司法書士会）

MVP賞： 笹岡 季珠（高知労働局）

【試合方法】



試合結果

(Aコート)

(Dコート)

(① 試合)

チーム名	1	2	3	4	5	合計
高知県行政書士会	0	0	0	0	0	0
高知労働局	3	0	5	0	X	8

チーム名	1	2	3	4	5	合計
四国税理士会高知県連合会	0	0	0	0	0	0
高知県司法書士会	5	3	7	4	X	19

(② 試合)

チーム名	1	2	3	4	5	合計
高知弁護士会	10	0	4	0	2	16
高知地方法務局	0	0	5	4	0	9

チーム名	1	2	3	4	5	合計
高知県土地家屋調査士会	0	0	7	4	4	15
高知県社会保険労務士会	0	0	0	1	0	1

(③ 試合)

チーム名	1	2	3	4	5	合計
高知地方法務局	1	2	1	0	2	6
高知県行政書士会	2	3	0	0	2	7

チーム名	1	2	3	4	5	合計
四国税理士会高知県連合会	0	0	0	0	0	負
高知県社会保険労務士会	0	0	0	0	0	勝

(④ 試合)

チーム名	1	2	3	4	5	合計
高知弁護士会	0	0	0	1	0	1
高知労働局	6	0	0	0	X	6

チーム名	1	2	3	4	5	合計
高知県司法書士会	1	10	0	1	0	12
高知県土地家屋調査士会	1	0	6	1	1	9

(⑤ 試合)

チーム名	1	2	3	4	5	合計
高知県行政書士会	2	0	0	0	1	3
高知県社会保険労務士会	2	0	0	0	0	2

チーム名	1	2	3	4	5	合計
高知地方法務局	0	1	5	4	5	15
四国税理士会高知県連合会	3	0	4	0	0	7

(⑥ 試合)

チーム名	1	2	3	4	5	合計
高知労働局	4	4	2	0	2	12
高知県司法書士会	1	0	1	0	0	2

チーム名	1	2	3	4	5	合計
高知弁護士会	0	1	0	0	0	1
高知県土地家屋調査士会	1	4	0	0	X	5



高知県土地家屋調査士会作成

広報グッズ・広告紹介



2013年(平成25年)
オリジナルポロシャツ作成



当時の広報部員は広報活動時のユニフォームとして着用。会員にも購入していただき着用をお願いしていました。



2013年(平成25年)
土地家屋調査士 地識くん
ステッカー 高知版作成
車に貼っている会員も多数。



2018年(平成30年)～2020年(令和2年)
とさでん交通株式会社
バス 2台後部ガラス広告

あなたの権利を守ります

まかせて安心
高知県土地家屋調査士会です

825-3132 高知市越前町2丁目7番11号

2019年(令和元年)
高知中央郵便局
15秒間デジタルサイネージ広告



3F建ての青い建物が目印。
併設での個別相談のため、
個人情報が守られて安心。
営業は最大の効率にも配慮
しているよ！

相談事例は？
「地や山林を宅地にしたい」「建物を取り壊した
後の手続きがわからない」「建物を改築・増築し
たが、登記が必要かわからない」など、不動産に
関する相談はお任せ。



7月31日は土地家屋調査士の日！
お問い合わせ人・相談相手の方から
相談での電話ができるも、お車もあ
るまででの来店もOK。営業時間や
回数などの質問があればご連絡
を！

不動産でのお困りごとは
「高知県土地家屋調査士会」にお任せ！
8月4日(日)無料相談会開催！

五年、権利意識の高まりや土地の売買・相続の増加
に伴い、土地の境界に関するトラブルが増加中。「自
分の土地の境界はどこなの?」「山や林を宅地に
したい!」そんな時は、土地や建物の所在・形状・利
用状況を調査して、図面の作成や不動産の表示に關
する登記の申請手続きなどをを行う専門家である「土
地家屋調査士」にお任せ！ 全国の土地家屋調査士
会では、毎年「不動産表示登記無料相談会」を実施し
ており、県内の開催は、8月4日(日)10時～15時。
不動産でお困りの方は、この機会にぜひお話しして
みて。詳細は「高知県土地家屋調査士会」で検索。

第10回 不動産表示登記無料相談会

- どうもひょうじとうきびくじゅうじわい
- 日時／8月4日(日) 10時～15時
- 会場／高知県土地家屋調査士会館2F(高知市越前町2-7-11)
- 主催／高知県土地家屋調査士会
- 開：088-825-3132 ※相談は要予約

2019年(令和元年)
ほっとこうち 8月号 広告掲載



2020年(令和2年)
ほっとこうち 7月号 広告掲載



2020年(令和2年)
高知市役所公用共通封筒 広告掲載

2019年(令和元年)
70周年記念シール作成

III 土地家屋調査士制度制定70周年記念事業

■「登記制度創造プロジェクト」

連合会のビジョンステートメント

全国50の土地家屋調査士会が連携して、現行制度の登記制度に縛られずに、例えば

- ①多目的に利用できる情報（位置情報等）を付加することや
- ②行政と連携し防災・減災の観点から、土地・建物が適正かつ安全に地位継承できる手法を考えたり
- ③所有者不明土地問題・空き家問題等の社会的な問題解決のため地域福祉増進事業について取り組み、70周年の記念事業を通じて、将来の登記制度を考える契機としたい。

連合会の目的

これらのプロジェクトにかかわる国家資格者として土地家屋調査士の職能や専門性等をアピールすることを目的とする。

高知県土地家屋調査士会の取り組み

2019年(令和元年)に新築された高知市役所新庁舎の建物表題登記を記念寄付事業として行った。

高知県土地家屋調査士会の目的

- ①公的建物を測量・登記するだけでなくドローンにより空撮した映像を当会ホームページで紹介。また自治体に寄贈する事によって土地家屋調査士の業務及び専門性をPRする。
- ②市役所の落成記念式典に招待していただき、その式典内で当会の寄付事業について報告いただき土地家屋調査士の業務をPRする。
- ③高知県下の首長も出席された祝賀会に寄付事業者として参加させていただき、その際に各首長様等に挨拶し、後日当会会報誌と提案を持って県内33市町村を周り、土地家屋調査士の業務及び専門性をPRする。
- ④上記提案について問い合わせがあった場合は個別に意見交換を行い、今後土地家屋調査士会ができることについて模索していく。



岡崎誠也高知市長と田邊満夫会長



高知市からの感謝状



ドローンにより空撮 1



ドローンにより空撮 2



ドローンにより空撮 3



ドローン操縦田邊会長

■ 第11回 全国一斉不動産表示登記無料相談会



相談会場 高知県土地家屋調査士会館

7月31日の土地家屋調査士の日に合わせて毎年、全国一斉不動産表示登記無料相談会が行われております。

令和2年7月31日（金）に第11回目となる、全国一斉不動産表示登記無料相談会が高知県土地家屋調査士会館でも開催されました。



相談会の様子

令和2年は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を行った中での相談会となりました。

窓を開け換気を行う。相談者が帰るたびに机や椅子のアルコール消毒を行う。マスクの着用。飛沫防止のためのアクリル板設置等、感染症予防対策を行いました。



相談員集合写真

高知地方法務局から相談会のご協力として高嶋総括表示登記専門官にもお越しいただき総勢6名の相談員で対応していました。

令和2年度 表彰受賞者

受賞おめでとうございます

●法務大臣表彰

西 森 裕 保 (須崎支部)



●高松法務局長表彰

◎表彰規定第2条第1号 (業務歴)

西 原 壽 一 (高知支部)

●高知地方法務局長表彰

◎表彰規程第2条第2号 (単位会役員歴)

田 邊 満 夫 (高知支部)

●日本土地家屋調査士会連合会四国ブロック協議会会長表彰

◎顕彰規則第4条第1項第2号 (業務歴)

片 岡 靖 徳 (高知支部)

◎顕彰規則第4条第1項第3号 (単位会役員歴)

田 岡 孝 浩 (高知支部)

●高知県土地家屋調査士会長表彰

◎表彰規程第3条第1号 (業務歴)

田 中 雄 三 (高知支部)

竹 村 克 彦 (高知支部)

◎表彰規程第3条第2号 (単位会役員歴)

田 邊 豊 (幡多支部)

●連合会表彰伝達

◎連合会顕彰規程第4条 (役員歴)

三 田 哲 矢 (東支部)

◎連合会顕彰規定第7条第1項感謝状

[土地家屋調査士会の会長]

谷 相 恒 行 (高知支部)

事務局だより

【入会者】

なし

【退会者】

令和2年3月31日	南	茂	(高知支部)	廃業
令和2年9月30日	松本	章	(東支部)	廃業

【会員名簿の変更】

関 隆	郵便番号	新: 780-0033
事務所所在地 新: 高知市西秦泉寺245-14-1		

中山 光蔵	郵便番号	新: 782-0031
事務所所在地 新: 香美市土佐山田町東本町三丁目3番11号		
電話番号	新: 0887 (52) 3477	
FAX番号	新: 0887 (52) 3477	

彼末 浩司	郵便番号	新: 780-0054
事務所所在地 新: 高知市相生町7番2-202号		
電話番号	新: 088 (803) 4514	
FAX番号	新: 088 (803) 4512	

中村賀津志	郵便番号	新: 781-5206
事務所所在地 新: 香南市野市町みどり野二丁目39番地		

太田 聰	郵便番号	新: 785-0031
事務所所在地 新: 須崎市山手町18番15号		
電話番号	新: 0889 (42) 1919	
FAX番号	新: 0889 (43) 0304	

芝 亮省	郵便番号	新: 786-0004
事務所所在地 新: 高岡郡四万十町茂串町8番8号		
電話番号	新: 0880 (22) 0853	

野口 和秀	郵便番号	新: 780-0915
事務所所在地 新: 高知市小津町5番8号		
FAX番号	新: 088 (872) 5539	

表示登記申請システム/CADシステム/請求入金~決算処理システム

登記情報を一括請求→様々な書類に連携可能!

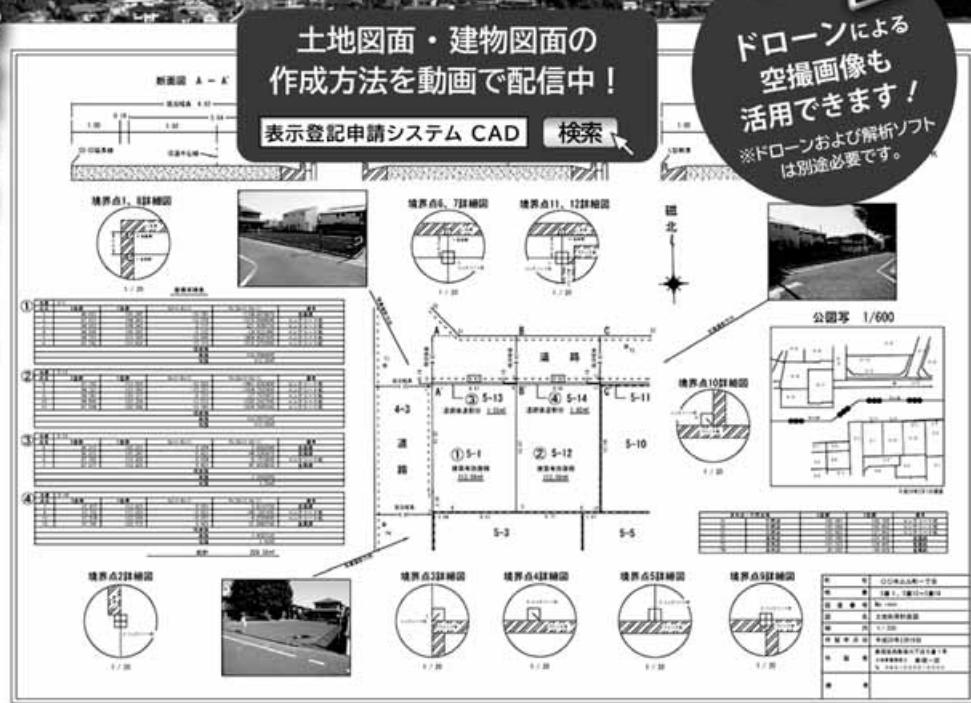
境界確認等の書類作成から、調査報告書、申請書まで一気に作成。
登記申請に至らない事件の管理も、専用の台帳で管理。

オンライン申請↔書面申請は、チェックをON/OFFで切替!

連件順位も入力しておくと連件申請としてデータを関連付けするので、異なる法務局や別の連件データと一緒に送信可能。

調査土報告方式に対応!

図面を作り、
現場を管理し、
書類を作り、
図面も描きます!



タイプA 表示登記 + CAD + 請求入金 申請システム 決済処理システム	
一括購入	5年リース
¥411,500	月額¥7,650

タイプB 表示登記 + CAD 申請システム	
一括購入	5年リース
¥351,500	月額¥6,535

タイプC 表示登記申請システム	
一括購入	5年リース
¥218,000	月額¥4,054

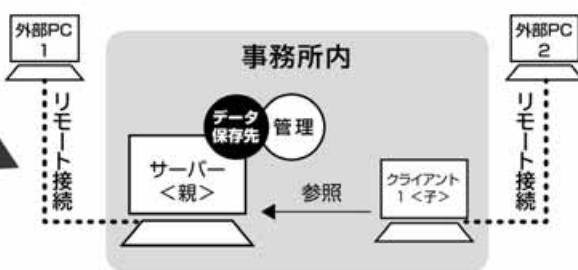
タイプD 表示登記 + 請求入金 申請システム 決済処理システム	
一括購入	5年リース
¥278,000	月額¥5,170

タイプE 請求入金 決済処理システム	
一括購入	¥60,000

多くのご要望にお応えして遂に実現!

外出先やご自宅から事務所のパソコンを操作できる
2in1 リモートアクセス

事務所内に据え置かれているPCに、事務所外の別端末から
リモート接続して、事務所内のPCを操作することができます。



2in1 リモートアクセス 1リモートあたり ¥12,000／年間

設定費用

1リモートあたり¥7,000

※表記の価格はすべて税抜き価格です。※別途、年間保守料金が必要です。

株式会社ビービーシー
www.bbcinc.co.jp

TEL. 03-5909-5772
東京都新宿区西新宿 6-5-1 新宿アイランドタワー 6階



AND THEN THERE WAS **ONE** 2020



お問い合わせ先



株式会社 TSC

〒761-0312
香川県高松市東山崎町73-10
TEL: 087-847-6448 FAX: 087-847-6708
<http://tsc-tp.com/>



株式会社ニコン・トリンブル
www.nikon-trimble.co.jp

掲載の会社名、ロゴ、製品名、その他の固有名詞は、各社の商標または登録商標です。

 TOPCON

SOKKIA

ICT技術の普段使いのご提案



1台2役!



3次元データの取得・杭打ちに最適な
モータードライブトータルステーション新登場！



世界最速*
超音波モーターとダイレクトドライブ機構の採用により
180°/秒の旋回スピードを実現

世界最小*
基本設計から見直した超コンパクトなボディ
マニュアルトータルステーションと同等の小型化を実現

世界最軽量*
モータードライブトータルステーションながら
5.7kgを実現! 現場での持ち運びや設置もラクラク

Intelligence X-ellence Station

ix

*モータードライブ搭載のトータルステーションとして。2016年1月当社調べ

株式会社 **ジツタ**
<http://www.jitsuta.co.jp>

高知支店
〒780-0870 高知市本町4丁目1番5号
TEL:088-822-0330
FAX:088-822-0334

株式会社 **トフコンソキア ポジショニングジャパン**
ソキアブランド 测量機器コールセンター ☎ 0120-78-4100 (フリーダイヤル) 受付時間 9:00 ~ 17:30 (土、日、祝祭日、弊社休業日は除く)

世界初!*
レーザースキャナー搭載型
トータルステーション!

- トータルステーション測量とレーザースキャナー計測が1台で可能
- 1台2役だから測量・計測が速い
- 高い結合精度でズレのない3D点群データを素早く自動作成
- 土木・測量、BIM、維持管理と幅広いフィールドで活躍
- オンボードプログラムMAGNET Field 搭載
- コントローラで遠隔操作も可能

Laser Scanner Total Station
GTL-1000 NEW

*回転式レーザースキャナー搭載モードライトトータルステーションとして。2019年9月当社調べ



世界最小・最軽量マルチGNSS受信機!*



高い測位性能と圧倒的な機動力が、
測量作業を変える!

- 全ての衛星に対応
- 超コンパクト強靭ボディ
- LongRange データコミュニケーション
- 10 時間駆動バッテリ内蔵

GNSS受信機
GCX3

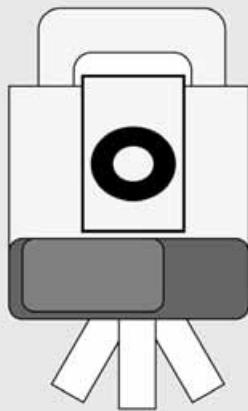
QZSS
対応

BeiDou
対応

*当社調べ。アンテナ・受信機一体型2周波マルチGNSS測量機として。
*中華人民共和国が運用する衛星測位システム。QZSSタイプは標準、GGDタイプはオプション。

松山本店：松山市中村2丁目8番1号
徳島支店：徳島市山城西2丁目77番地
高松支店：高松市松縄町1018番地2
名古屋営業所：名古屋市東区葵3丁目24番2号

大阪オフィス 〒532-0004 大阪市淀川区西宮原1-5-15 進徳第六ビル 2階
TEL:06-6396-8730 FAX:06-6396-8733



測量機器総合保険 (動産総合保険) のご案内

保険期間：2020年4月1日午後4時から1年間
(中途加入可能です。毎月20日締切の翌月1日開始となります。)

この機会に是非 ご検討ください！



お支払い例①

測量中誤って測量機器を
倒し壊れた



お支払い例②

保管中の測量機器が
火災にあい焼失した。



お支払い例③

測量機器を事務所、自宅に
保管中に盗難にあった。



※このチラシは保険の特徴を説明したものです。詳細は商品パンフレットを下記までご請求願います。

【お問合せ先】

<取扱代理店> **有限会社 桐栄サービス TEL.03(5282)5166**

〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町1-2-10 土地家屋調査士会館6階

<引受保険会社> **三井住友海上火災保険株式会社 TEL.03(3259)6692**

〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-11-1 広域法人部営業第一課

日本土地家屋調査士会連合会共済会

国民年金基金で 節税しながら 年金をつくろう!!

年金

節税

掛金は全額所得控除、
家族の掛け金も控除の
対象になる
(生計同一の場合)

年金をつくる

- ・予定利率が1.5%と、民間生保の予定利率と比較して高い
- ・人生100年時代にも安心な終身年金が基本

できません×

自己都合で解約や脱退ができない
(解約して一時金を受取ることもできません)

できます○

口数を減らしたり、払込をストップすることができ、
今までの掛け金は年金として受取ることができます

期間限定!
プレゼント
ご加入キャンペーン

1/1~3/31までにご加入の方に
クオカード¥2,000-プレゼント

※クオカードは加入した方の初回掛け金のお支払いが
確認できてからの発送となります。



全国国民年金基金 土地家屋調査士支部

〒107-0052 東京都港区赤坂8-1-22 NMF青山一丁目ビル9F

☎03-6804-1128

平日(9:00~17:00)



土地家屋調査士 通信教育

改正民法に
完全対応!!

新・最短合格講座

毎月1日
開講!
入学随時!



内堀 博夫
レクチャー 本学院専任講師

基礎力養成編 / 受講期間6ヶ月

選べる2タイプ DVDタイプ
WMV映像ダウンロードタイプ

短期合格のためには、本試験で問われる最重要項目を、繰り返し何度も学習することが必要です。

本学院では長年にわたる土地家屋調査士講座の指導経験をもとに、初学者が最も効率よく学習できるよう工夫を凝らしたオリジナル教材『(択一)合格ノート』と『書式攻略ノート』を作成しました。まったく初めて学習をスタートする初学者向け通信教育です。『短期集中プログラム』に基づいた『新・最短合格講座』は、これまでの最短合格講座以上に、豊富な教材群で短期合格をサポートしていきます。

すべては“短期合格”が一番のテーマです。

土地家屋調査士は不動産に関する調査、測量を行い、登記所への申請代理を行う資格です。「新・最短合格講座」は土地家屋調査士試験の中でも「午後の部」を対象とした基礎力養成講座となります。

土地家屋調査士資格取得には「条文等の法律知識」と「作図・求積の技術」という二つの面での学習が必要です。試験対策学習においてはこの二面を関連づけることが効果的です。本講座ではオリジナル専用テキスト「合格ノート」を中心に学習を進め、過去の本試験問題を収録した問題集での演習を通じて知識の確認をします。また、教材には質問票がついていますので疑問点の解決に利用してください。単元ごとの学習の最後には提出課題で習熟度を確認することで、土地家屋調査士試験に向けた知識を網羅することができます。

●本学院オリジナルの教材がポイント!!

学習に使用する教材の選択は、その後の学習計画のすべてを左右する大切な部分です。本学院では、受験指導校としての実績をもとに余分な箇所を削り、本当に必要な部分のみで構成した画期的教材「合格ノート」等を一括ご送付いたします。教材選択時の不安や、時間的ロスをなくしたうえに、学習進行中や本試験直前の見直しにおいても、かなりの威力を発揮することでしょう。

●初学者にも納得できる教材で、確かな理解!!

土地家屋調査士の業務の対象は「人」。それゆえ土地家屋調査士として依頼された仕事を成功させるためには、暗記ではなく、確かな理解と正確な判断力が求められます。したがって、本講座では、「納得しながら、効率的、かつ確実に合格を」が指導コンセプトです。

使用教材

学習補助教材

最新版 土地家屋調査士六法	1冊
六法の読み方入門	1冊
最新版 土地家屋調査士本試験問題と詳細解説	1冊
テキスト 合格ノート I 不動産登記法編（総論、表題部所有者、土地）	1冊
テキスト 合格ノート II 不動産登記法編（建物、区分建物、申請書様式）	1冊
テキスト 合格ノート III 改正民法	1冊
テキスト 合格ノート IV 土地家屋調査士法編	1冊
土地家屋調査士試験に必要な数学	1冊
測量・面積計算&図面作成（第六版）および 調査士作図演習帳	各1冊
テキスト 書式攻略ノート I 土地／答案用紙冊子（練習問題用）	各1冊
テキスト 書式攻略ノート II 建物／答案用紙冊子（練習問題用）	各1冊
テキスト 書式攻略ノート III 区分建物／答案用紙冊子（練習問題用）	各1冊

択一式学習用教材

最新版 択一過去問マスターI（民法、土地家屋調査士、総論）（第六版）	1冊
最新版 択一過去問マスターII（土地、建物、区分建物）（第六版）	1冊
最新版 書式過去問マスターI（土地）（第三版）	1冊
最新版 書式過去問マスターII（建物、区分建物）（第三版）	1冊

書式学習用教材

測量・面積計算&図面作成（第六版）および 調査士作図演習帳	各1冊
テキスト 書式攻略ノート I 土地／答案用紙冊子（練習問題用）	各1冊
テキスト 書式攻略ノート II 建物／答案用紙冊子（練習問題用）	各1冊
テキスト 書式攻略ノート III 区分建物／答案用紙冊子（練習問題用）	各1冊

問題集

新版 択一過去問マスターI（民法、土地家屋調査士、総論）（第六版）	1冊
新版 択一過去問マスターII（土地、建物、区分建物）（第六版）	1冊
新版 書式過去問マスターI（土地）（第三版）	1冊
新版 書式過去問マスターII（建物、区分建物）（第三版）	1冊

提出課題

問題編（択一式:5回／書式:3回の合計8回分を収録）書式答案用紙は各回別冊子添付	各1冊
解説編（各回別冊）	8冊

実力確認テスト

本試験形式（問題編・解説編）	各1冊
DVD または ダウンロード（WMV）ファイル（約2時間30分／1巻）	全31巻

解説講義

DVD または ダウンロード（WMV）ファイル（約2時間30分／1巻）	全31巻
縮尺定規「すいすい君、すらすらチャン」（直角二等辺三角形（2枚））	1セット

作図器具

全円分度器	1枚
-------	----

会員様の推薦状があれば、
特別減免学費 で
お申込みできます。



学費
(10%税込) 土地家屋調査士
新・最短合格講座

基礎力養成編 / DVDタイプ

- 一般学費 222,200円
- 特別減免学費 166,650円

基礎力養成編 / WMV映像ダウンロードタイプ

- 一般学費 193,600円
- 特別減免学費 145,200円

V 東京法経学院

〒162-0845 東京都新宿区市谷本村町3-22 ナカビル1階

★TEL. 03 (6228) 1453

★FAX. 03 (3266) 8018

★HP. <http://www.thg.co.jp>



資料請求



～安定した高い合格実績～

建築士 宅建士 各種施工管理技士

合格者輩出数 **55万人突破!**

おかげさまで日建学院は 3部門で No. 1 を獲得しました!!



女性が選ぶ資格スクール
No.1



建築のプロがおすすめする建築士講座
No.1



大学生が選ぶ資格スクール
No.1

日本マーケティングリサーチ機構
調査概要:2020年4月期 ブランドのイメージ調査

実績が、あなたを後押しする

土地家屋調査士

2009年～2019年度まで 高知県合格者毎年排出!!(累計12名)

試験のポイントがわかる、理解しやすい「映像講義」

- POINT 1 : 合格するためのポイントを効果的に学べる。
- POINT 2 : 理解度・想起度が高い図表や動画を使用。
- POINT 3 : 全国どこで受けても変わらないクオリティ。



日建学院の映像講義のクオリティの高さと教材の完成度は、多くの企業、法人、大学等からも高い評価を受け、国土交通省登録の法定講習をはじめ、様々な講義への制作協力もしています。

まずは無料体験版へGo!

日建学院

検索

Click!

その他、測量士補・宅地建物取引士・各種施工管理技士・建築士等各種講座ございます。お気軽にお問合せください。

土地家屋調査士 ストレート合格を目指すなら

日建学院 高知校

資料請求・お問い合わせは下記の電話番号までご連絡ください。

TEL : 088-821-6165

〒780-0053
高知市駅前町1-8
第7駅前観光ビル7F



登記業務の効率化を支援!

最新のデジタル環境で 登記業務を効率化!

測量CAD、基準点・用地測量から
3次元計測、登記図面作成までをトータルでサポート!
登記情報の活用や地積測量図等の図面作成を効率的に!



革新の64bitアプリケーション

TREND-ONE

測量CADシステム【トレンドワン】

●各階平面図作成



●地積測量図作成



福井コンピュータソリューションで、登記業務をさらに効率化。



TREND-FIELD

測量機末システム【トレンドフィールド】



現況観測や調査・立会の図面持出に活用!

TREND-ONEとのデータ連携で素早く成果・資料作成。境界観測・図面表示・敷地調査など、多目的に活用できる現場端末システム。



TREND-POINT

3D点群表示システム【トレンドポイント】



3次元測量データを素早く編集・活用!

ドローン等で計測した点群データを、高速に取り込んで編集可能な3D点群処理システム。TREND-ONEとの連携で「重ね図」にも活用可能。



TREND REX

土地家屋調査士業務支援システム【トレンドレックス】



生産性を飛躍させる調査士専用システム!

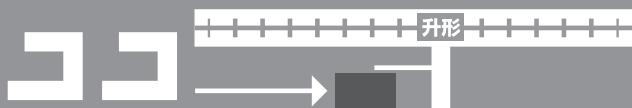
地図ベースの視認性の高い事件データ管理、表示登記に係る文書作成、オンライン申請、報酬額計算機能、表示登記以外の業務支援。



代
表
議
室
ありまます。

<http://nishimura-p.co.jp>

場所：升形電停すぐ南



NISHIMURA Co;Ltd.

有限会社 西村謄写堂
〒780-0901 高知県高知市上町1-6-4
TEL 088-822-0492 FAX 088-825-1888

編集後記

公文康三

土地家屋調査士制度制定70周年記念の会報をお届けいたします。この会報は記念誌であり、高知県濱田知事を初め各方面の方々に玉稿を賜りました。皆様、大変ご多用の中、心のこもったご執筆、本当にありがとうございました。

調査士制度制定70周年であると同時に、高知県土地家屋調査士会設立70周年であることはすなわち、この国家資格が業務独占であるということです。その責任の重さと誇りを、諸先輩方のご執筆を拝読しながら、今更ながら痛感いたしました。

私は調査士になって、まだたったの3年のひよっこです。そんな私が、編集後記を書くという大役なんて!!困惑しておりますが、最近のある秋の日の自分の雑感を書くことでお許しください。

この業種に携わってから、公図をよく目にします。現地に行くと、その公図と同じような土地の形状が残り、明治時代より変わらぬ景色がそこに残存しています。

先日ある土地で公図をまじまじと見ていると、90歳を超えたような高齢の女性から話しかかれました。「ここはね、私のおじいさんからの土地でねえ…」と。「このあぜ道にシーレーがいっぱい咲いちゃって、子供の頃その花をとって帰ったら、おかあちゃんに怒られてねえ」と。(彼岸花のことをシーレーというのを初めて知りました) その日には彼岸花は咲いていなかったのですが、次の週その現場に行くと、彼岸花がたくさん咲いていました。そして、その女性の玄孫が彼岸花を摘んでいました。私は公図だけではなく、咲く花までも同じであること、また、玄孫までがその花を摘んでいることに妙な感動を覚えました。そして、高祖母は、毒花といわれるこの花を摘んできた玄孫を怒るのかな?などと想像していました。

我々の仕事は、目に見える図面だけではなく、人々の想いの中にも住み続けることができる仕事なのかもしれません。若輩者ながらも、このような仕事をこれからも大切にしていきたいと思っています。そして、この記念すべき年のこの編集作業に関われましたことを、光栄に思っています。



高知県土地家屋調査士会会報 NO. 54

会報委員

委員長 小田 誠司

委 員 太田 聰・濱口 輝幸

尾崎 真紀・芝 亮省

公文 康三

発 行 人 田邊 満夫

編集責任者 岡林 友紀

発行所

高知市越前町2丁目7番11号

高知県土地家屋調査士会

T E L (088) 825-3132

F A X (088) 873-3018

印刷所

有限会社 西村謄写堂

高知市上町一丁目6-4

T E L (088) 822-0492

